

令和3年1月22日提出

# 令和3年第1回 小金井市議会定例会議案

(写)

小総総発第141号

令和3年1月15日

小金井市議会議長

五十嵐 京子様

小金井市長

西岡 真一郎

### 案件の送付について

令和3年第1回小金井市議会定例会へ提出するため、下記のとおり案件を送付します。

### 記

#### 令和3年度施政方針

報告第1号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第2号 専決処分の報告について

質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 令和2年度小金井市一般会計補正予算（第1回）

議案第2号 令和2年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

議案第3号 令和2年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

議案第4号 令和2年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第5号 令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

議案第6号 令和2年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

議案第7号 令和3年度小金井市一般会計予算

議案第8号 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和3年度小金井市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和3年度小金井市下水道事業会計予算

議案第12号 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例

- 議案第13号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 小金井市スポーツ推進審議会条例
- 議案第15号 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

## 一部事務組合議会等活動状況報告

### 1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

### 2 湖南衛生組合議会

選出議員 坂井えつ子議員 水上洋志議員

### 3 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

※ 今回的一部事務組合議会等活動状況報告は、令和2年11月10日から令和3年1月1日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

令和2年11月20日（金） 令和2年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和2年11月20日（金） 令和2年第2回定例会

行政報告5件及び議案3件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 令和2年度 公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について
- 2 令和2年度 昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況について
- 3 令和元年度 公立昭和病院中期計画の点検・評価について
- 4 公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について
- 5 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について

以上5件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第12号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 昭和病院企業団監査の執行に関する条例の一部を改正する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第14号 令和元年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について  
慎重審議の結果、認定することと決定した。

## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和2年11月17日（火） 令和2年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和2年11月17日（火） 令和2年第2回定例会

議案2件を審議した。

議案第5号 令和元年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について  
慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第6号 令和2年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1回）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和2年11月13日（金） 令和2年第2回定例会

### 2 会議の概要

令和2年11月13日（金） 令和2年第2回定例会

議案3件を審議した。

第1号認定 令和元年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第12号議案 令和2年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）を専決処分したことについて

慎重審議の結果、報告のとおり承認することと決定した。

第13号議案 令和2年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

令和3年度

# 施 政 方 針

令和3年1月22日

小金井市長

西岡 真一郎

# 目 次

1 は じ め に .....	1
2 令和3年度予算の概要と市政運営の基本政策 .....	3
3 む す び に .....	10

## 1 はじめに

令和3年第1回市議会定例会の開会に当たり、令和3年度の市政運営方針につきまして所信を申し述べ、市政運営の推進のため、市民の皆様及び市議会議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響が世界規模で拡大する中、昨年4月には日本においても緊急事態宣言が発出され、私たちはおよそ7週間の外出自粛など、かつてない経験をすることとなりました。感染症の影響は生命や健康だけでなく、経済、社会、人々の行動や意識・価値観の変容など多岐へとわたり、私たちの日常生活には大きな変化が生じています。

本市におきましては、必要な支援を届け、市民生活を守ることを最優先と考え、新型コロナウイルス感染症対策として、4度にわたり緊急対応方針をお示しし、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」ための取組を続けてまいりました。PCR検査センターの整備・運営に関する支援、売上げが減少している市内事業者を対象とした事業継続支援など、先行きが見えない中、目の前の課題に最善を尽くして取り組んできたところです。昨年12月には、市内の休日診療における感染リスクを低減するため、医師会と連携し、本市独自の発熱者検査センターを開設いたしました。

昨年末より急激な感染拡大が進行し、今年に入り再び緊急事態宣言が発せられ、未だ収束が見通せない深刻な状況が続いています。本市におきましては、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響から市民生活を守ることを最優先とする方針とし、特に国内外で開発が進む新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、市民の皆様の御要望にお応えできるよう、迅速かつ的確な実施に向けて、怠りなく準備を進めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の感染者や私たちの生活を支える人とその家族への差別や偏見などが生じることのないよう、市民への周知・啓発を図るなど、引き続き対応に努めてまいります。

この間、多くの方々から、市民の皆様の命と健康を守り、感染拡大を防止していくために、寄附金、マスク、非接触式体温計を始めとするたくさんの御寄附・御支援をいただいております。昨年12月に実施した本市初のクラウドファンディングにおきましても、感染症対策の最前線で日々戦っている医療関係者の皆様への御支援として、約140の方々から、目標金額の300万円を大きく超える約390万円もの寄附金をお寄せいただきました。皆様の温かいお気持ちや、コロナ禍と共に乗り越えたいという思いを感じ、大変心強く、深く感謝申し上げます。

次に、本市の主要な事業について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響への適切な対応を図りつつ、長年の課題や重要課題についても長期的視点を持って、一步一步着実な対応に努めてまいります。

最初に、庁舎等複合施設建設事業についてでございます。老朽化、耐震性能、バリアフリー対応、分散化、第二庁舎の賃借に伴う財政的な懸念などの課題を抱える本市の重要課題である庁舎建設と、閉館した旧福祉会館機能の早期回復は、新型コロナウイルス感染症対策を行う状況下にあっても、災害時における、強固で安全性の高い庁舎を整備することを求める市民の皆様の声、早期に新福祉会館をという市民の皆様の声も多く、これまで同様、本市の極めて重要な課題と捉えています。また、行政と福祉の総合的なサービス基盤を整えるために、基本設計でいただいた御意見などを踏まえつつ鋭意、実施設計を進め、細部についてまとめているところです。本市の将来のため実現しなければならない重要な建設事業に、引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げます。

公共施設マネジメントにつきましては、本年3月に教育委員会とも連携し、メンテナンス実施計画として個別施設計画の策定を予定しております。これにより、各公共施設の実態、劣化状況等及び中長期的な経費の見込みを明らかにした上で、「公共施設等総合管理計画」の改定に取り組み、計画的な施設の長寿命化や更新についての全体的な方向性を整理し、公共施設や資産の最適化を目指してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、日野市の御理解の下、国分寺市、小金井市の3市で設立した浅川清流環境組合において、昨年4月から可燃ごみ処理施設が本格稼働いたしました。施設周辺にお住まいの皆様を始めとした日野市民の皆様及び関係者の皆様並びに長年の広域支援に御協力いただいた皆様へ深く感謝を申し上げます。本市といたしましては、共同処理が円滑に進むよう誠実に責任を果たすべく全力を尽くしてまいる所存です。あわせまして、廃棄物の最終処分場の運営について、多大なる御理解と御協力をいただいている日の出町の皆様に心より感謝を申し上げます。可燃ごみの処理に一定の目途がつきましたことから、平成18年10月1日付けで発しました「ごみ非常事態宣言」を令和2年度末で終了し、来年度からは循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成に向けて、発生抑制を最優先とした3Rの推進に引き続き取り組んでまいります。

不燃ごみ・粗大ごみ及び資源物の処理につきましては、清掃関連施設整備基本計画に基づき整備事業を進めており、二枚橋焼却場跡地に整備する不燃・粗大ごみ積替え・保管施設については、令和3年度中の稼働開始に向け、現在、工事を進めています。

一方、中間処理場に整備する資源物処理施設につきましては、令和6年度中の稼働に向けた準備を着実に推進してまいります。また、リユースルートの構築と円滑な運用を図るため、新施設等におけるリユース事業の具体化について検討を進めてまいります。なお、リデュースの取組として昨年開始しました食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度は、現在、11の店舗等の御協力をいただいており、更なる推進に努めてまいります。ごみの減量や分別の徹底につきましては、本市の使命であると考えております、継続してまいります。

持続可能な市政運営と市民サービス向上を実現していくために、市では長年にわたる行財政改革に取り組んできました。「行財政改革プラン2020」の計画年度は令和2年度で終了しますが、この間、取組を重ねて財政効果は9.31億円、職員削減は36人の見込みとなっています。しかし、従前からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による税収減等の新たな課題に対応する必要が生じています。このことから、先行き不透明な時代において、本市の魅力を高め、住民福祉を持続的に増進することができる自治体経営の実現を目的として、引き続き、次期計画の策定に取り組んでまいります。

本市の新たな最上位計画である第5次基本構想・前期基本計画につきましては、当初、本年4月からの計画を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた計画とするため、本年10月策定を目指として検討期間を延長し、長期計画審議会において更なる御審議をお願いしているところです。10年後の将来、より住みやすく住み続けたいと思えるまちであることを目指し、市民のしあわせ増進のための計画づくりを丁寧かつ着実に進めてまいります。令和3年度は、分野ごとに策定している個別の行政計画についても、多くの改定が行われます。個別計画を着実に推進することが、基本構想・基本計画の達成につながることを念頭に置き、質の高い市政運営の実現に努めてまいります。

## 2 令和3年度予算の概要と市政運営の基本政策

令和3年度予算の概要及び市政運営の基本政策について、申し上げます。

本市の市政運営は将来像の実現に向けた中期財政計画を策定し、実施計画を見直すとともに、長期財政見通しを持って潜在的な魅力の向上に努めてまいりました。そして、令和3年度予算編成は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、市民生活や経済活動の回復を中心としつつ、第5次基本構想・前期基本計画の策定に向けて、コロナ禍における社会・経済の状況を見据え、「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と

包摂性のある社会の実現、まちへの誇りや愛着を醸成し、市の将来像を次世代に引き継げるよう、「危機から新しい未来へ」向けた予算として編成しました。

その結果、この間の子育ち・子育て環境の向上、高齢者福祉の充実等の取組もあり、民生費は、平成27年度決算と比較して約59億円増の約237億円となり、一般会計予算総額の50%を超えていました。

本市の財政状況は、起債の抑制と基金の積立てを積極的に行い、持続可能な財政運営の構築に努めてきた結果、令和元年度決算において経常収支比率、実質公債費比率、実質単年度収支等は改善されてきましたが、将来負担すべき負債を捉えた将来負担比率からは厳しい財政状況が明らかであり、財政規律を緩めることなく、市民から信頼される市政の実現に向けて、コンプライアンスの推進にも努めていかなければなりません。令和3年度予算は、一般会計453億5,000万円、前年度対比18億2,300万円、4.2%の増、特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計では692億6,342万3千円で、前年度対比22億5,639万2千円、3.4%の増となりました。詳しくは、本定例会に御提案申し上げております各会計別予算案の中で、御説明申し上げます。

それでは、私が掲げたまちづくりの3つの基本政策の柱に沿いまして、今後予定する取組等について、申し上げます。

はじめに、「自然・まち・暮らしが調和するまちづくり」についてであります。昨年、武蔵小金井駅南口第2地区再開発事業による再開発ビルの完成を迎え、ショッピングセンターや子育て支援施設など、歩いて楽しいまちのにぎわいが、また一つ新たに生まれたところです。駅周辺などの利便性と豊かな緑と水、落ち着いた住環境が調和する本市の魅力向上に、引き続き取り組んでまいります。

駅周辺のまちづくりにつきましては、東小金井駅北口土地区画整理事業を着実に推進し、梶野公園など、みどりも一体となった魅力ある市街地環境の創出に向けて取り組みます。今年1月には、奉仕団体から御寄贈いただいた時計塔を駅前広場に設置いたしました。武蔵小金井駅北口では、再開発事業等によるまちづくりの検討が進められており、市は引き続き適切な支援を図ってまいります。

私たちの心豊かな暮らしには、質の高い緑や水の保全が欠かせません。みどり豊かな本市の魅力を将来世代に引き継いでいくため、子どもたちが身近なみどりの素晴らしさや森林の大切さを学ぶ環境教育の充実など、「環境基本計画」や「みどりの基本計画」の取組を進めます。深刻化する地球温暖化や気候変動の進行に対しては、「地球温

「暖化対策地域推進計画」の施策を推進してまいります。市内的一般家庭及び事業所を対象として地球温暖化の意識付けを行う、省エネチャレンジ事業を実施するとともに、市役所庁舎における再生可能エネルギー100%電力の導入に向けた検討を進めてまいります。

まちのにぎわい創出につきましては、商工会、商店会等の関係者の皆様の御意見を伺いつつ、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた「産業振興プラン」の改定に取り組むとともに、観光まちおこし協会を中心に、少子高齢化社会における地域コミュニティの再生を図るため、オープンスペースを活用した消費や交流の場の立ち上げなどウィズコロナの時代にも対応した取組を進めます。

都市農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、将来を見据えた実効性のある農業振興及び農地保全施策を計画的に実行するため、農業関係者の皆様の声を聴きながら新たな「農業振興計画」の策定を行います。また、本市で初めて民間事業者による市民農園が開設され、令和4年1月には高齢者活躍に向けたセミナー農園の開設が予定されるなど、生産緑地の貸借制度を生かし、都市農地の多様な活用を推進します。令和4年4月には、(仮称)ぬくいみなみ第2市民農園の開園を予定しており、今後も、身近で農業に触れる機会の提供に努めてまいります。

次に地域における安全・安心な暮らしについてです。はじめに、市民の生命・財産を守るために、平常時・非常時を問わず地域に密着して活動いただいている消防団員の方々とその御家族、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

激甚化する台風や大雨、発生が想定されている多摩直下地震などの災害から命と財産を守るべく、普段からの備えを進めてまいります。そのため、市民の方々と市が連携し、自主防災組織の拡充を推進しつつ、「自助」、「共助」、「公助」による地域の災害対応力の底上げを図り、地域が命を守るまちを目指します。今年1月には、奉仕団体の御協力もいただき、市消防団に新しい消防指揮車が導入されました。

どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らないよう、強さとしなやかさを持つまちづくりを進めるため、国土強靭化地域計画の策定に取り組みます。また、地域防災計画については、災害対策の最新動向を踏まえた上で新庁舎を中心とした防災態勢の構築など、災害対策の実効性を更に向上させるため修正を行います。あわせて、避難所を含む災害時対応拠点におけるWi-Fi環境の整備、無電柱化、特定緊急輸送道路沿道建築物及び木造住宅の耐震化、危険ブロック塀の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。また、防犯面においては、引き続き、市、市民、事業者、警察等が相互の連携を深めながら、特殊詐欺や空き巣対策等に取り組みつつ、

一層の防犯協力体制づくりを進めます。

コミュニティバス再編事業につきましては、地域懇談会を開催し市民の皆様の声を聞きながら、運行ルートや運賃等、総合的な見直しを進めています。本年4月からＩＣカードを先行導入するとともに、CｏCｏバス・ミニの車両入替に伴い、定員増を実施するなどサービス向上に努めてまいります。

また、おおむね20年後のまちづくりの将来像を示す「都市計画マスタープラン」及び、本市の特性に応じた住宅政策の方向性を定める「住宅マスタープラン」の策定を進め、にぎわいの拠点や住環境など目指すべきまちづくりの方針を検討してまいります。都市計画道路の整備につきましては、市民3,000人を対象にしたアンケート結果を踏まえ、昨年5月に東京都知事宛てに要望書を提出したところですが、引き続き丁寧な対応と周知をお願いするとともに、適切に対応してまいります。

続いて、「すべての人が自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」についてであります。人生100年時代を見据え、必要な施策が行き届くよう、これまで以上に福祉の増進に力を注がなければなりません。高齢者福祉の充実を図るとともに、あらゆる個人が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを目指し、取組を一層強化してまいります。

地域共生社会の実現を目的として、昨年より試行的に開始した、年齢や障がいの有無、経済状況等にかかわらず全ての方を対象に相談支援を行う福祉総合相談窓口では、（仮称）新福祉会館の竣工後の本稼働に向けて、相談体制や支援調整機能の拡充を図ってまいります。

高齢者福祉の施策につきましては、生きがいのある充実した生活の支援、地域で自立して暮らし続ける仕組みづくりなどに取り組む「第8期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」の推進に努めてまいります。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて事業の実施体制を整え、認知症検診等の実施など認知症施策の充実、昨年より感染症対策として実施している高齢者向けのＩＣＴ利活用支援の継続、これまで普及に努めてきたさくら体操等のフレイル予防の推進など、介護予防の強化に取り組みます。

障がい者福祉施策につきましては、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の基本理念にのっとり、障がい及び障がい者に関する正しい理解を深めるため、障害者週間行事、庁内障害者理解促進研修会を実施します。

健康・医療に関する施策につきましては、あらゆる市民の健康の維持、増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関連団体と連携し、引き続き、新型コロナウイ

ルス感染症への対応を最優先として取り組んでまいります。また、BCG予防接種及び妊婦歯科健診の個別化など、新型コロナウイルス感染症の流行等に備えます。

男女共同参画につきましては、人権と多様性が尊重される社会づくりに向けた取組など、人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現を目指し、

「(仮称)第6次男女共同参画推進計画」の推進を図ります。昨年10月に開始したパートナーシップ宣誓制度につきましては、取組趣旨である性の多様性への理解促進に努めてまいります。また、同制度に基づき宣誓された方を市営住宅及び高齢者住宅の入居資格の対象とするよう、制度の趣旨を踏まえた新たな取組を図ります。

芸術文化の振興につきましては、市民が日々の生活の中で、芸術文化に親しみ、楽しむことができる土壤の底上げを図るため、「第2次芸術文化振興計画」の推進に取り組みます。

生涯学習に関する施策につきましては、誰もが生涯学習活動を通じてつながり、笑顔で過ごすことができるよう「第4次生涯学習推進計画」の推進を図ります。また、利用者のサービス向上を図るために、図書館本館の開館時間について、延長の検討も進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて与えられる人々の夢と希望と感動の灯を消すことなく、「スポーツ推進計画」の理念である「豊かな生涯をスポーツとともに」を実現できるまちを目指します。スポーツを楽しみ、親しむことができる環境や機会の充実に向け、スポーツ推進審議会を新たに設置します。

続いて、「子どもが子どもらしく、のびのびと育つまちづくり」についてであります。子どもたちが元気に育ち、笑顔があふれるまちであり続けるためには、安心して出産・子育てができる切れ目のない支援や環境整備が欠かせません。本市における子ども・子育て支援につきましては、子どもの幸福と権利保障を第一として、「のびゆく子どもプラン小金井」の着実な推進に努めてまいります。まち全体の総合力による、子育ち・子育て・教育環境の向上、「子育て環境日本一」を目指すことは、活力のあるまちづくり、住民福祉の増進、そして持続可能なまちづくりへとつながっていくと考えており、私の市政運営の要として、引き続き、重きを置いて取り組んでまいります。

本市の児童福祉費を見ますと、平成27年度決算では約75億4千万円、令和3年度予算では、約124億4千万円、およそ1.6倍となっています。この間、「保育定員増」、「病児・病後児保育事業の実施」、「保育園で働く方々の待遇改善」、「幼稚園や

認可外保育施設の利用者負担軽減」などに取り組んでまいりました。今後もニーズに応えられるよう努めてまいります。

市長就任以来、特に力を入れてまいりました待機児童の解消につきましては、令和3年4月に向けて6園の新規開園などにより、420人の定員増を予定しており、さらに、令和4年4月に向けた新規保育施設の開設に取り組みます。加えて、本年3月に策定予定の（仮称）保育計画を踏まえつつ、保育の質のガイドラインを活用するなど、更なる保育の質の維持・向上と保育施策の充実を図ってまいります。

放課後の子どもの安全・安心な居場所の確保は、本市の大きな課題の一つであります。学童保育所の利用者増加は今後も続く見込みであり、大規模化対策の取組が欠かせません。全入措置を堅持しつつ、児童の安全性、保育の質に留意し、優先度に応じて環境整備を進めます。子どもたちの保護者や地域の方などの協力により実施している放課後子ども教室については、回数を増加するなど多様な体験・活動を行う場の充実を図ってまいります。

「子どもの権利に関する条例」の普及啓発に継続的に取り組みつつ、子どもの声を聴き、「子どもにとって一番良いこと」を、一緒になって考える、（仮称）子どもオンラインパーソンの令和4年度設置に向けて準備を進めます。

義務教育就学児医療費助成につきましては、令和3年10月から、現在の小学1年生から3年生の保護者に加えて、小学4年生から6年生についても保護者の所得制限を廃止するとともに、今後、中学生への対応も検討してまいります。

次に、学校教育についてです。子どもたち一人一人のその子らしさや、創造力を引き出す教育を推進し、先行き不透明で予想困難な社会であっても、自分らしく生きることができる力を高め、国際社会において自信を持って活躍できる力を付けるために、「第3次明日の小金井教育プラン」の推進を図ります。

小金井GIGAスクール構想を実現するために、昨年整備いたしました児童生徒1人1台のコンピュータを有効に活用して、全ての子どもが、それぞれの認知の特性に応じた学び方で、主体的に基礎的な学力を身に付けることによって、答えのない問い合わせでも他者と協働し、知恵を出し合って問題解決する力を身に付けられるように、授業改善を図ってまいります。

全ての児童等が安心して学習や様々な活動に取り組むことができるよう、令和3年4月1日から施行される「いじめ防止対策推進条例」に基づき、「いじめをしない。見逃さない。」取組など、いじめ防止等の対策の充実を図ってまいります。

昨年度から緑小学校で導入しましたコミュニティ・スクールの制度及び地域学校協

働活動につきましては、新たに3校で導入し、学校と地域が共通の目標をもって「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」の実現を目指してまいります。

学習の場、生活の場としてふさわしい快適な環境整備を推進するため、改善要望の多い小中学校トイレの令和3年度における洋式化率50%達成、全中学校5校の体育館エアコン整備等を進めます。今後、校長寿命化計画に沿って、コスト縮減と平準化を図りながら、老朽化した学校施設の効果的・効率的な整備を図ってまいります。

また、子どもたち一人一人のライフステージにおいて、切れ目のない教育支援を行うため、もくせい教室業務、教育相談業務、特別支援教育業務を集約した総合窓口として、(仮称)教育支援センター設置に取り組んでまいります。

さらには、大学との連携をより深め、学校における教育活動の充実に資する取組を推進していきます。

続いて、これから自治体運営と市役所改革についてであります。

地域課題の解決のため、多様な市民参加と市民協働、民間企業や大学等との連携が、ますます重要になると想っています。NPO法人派遣研修や協働推進職員研修を通じて協働に対する意識を更に醸成し、市民協働推進の環境整備に努めます。また、誰もが暮らしやすいまちづくりのため、60団体の民間事業者等に御協力をいただいている高齢者等の見守りなど、行政だけでは難しい課題への連携した取組を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いホームページのアクセス数が上昇するなど、危機管理についての情報発信が強く求められています。SNSの有効活用など、多様な手段により、市民の知りたい情報や市民に知ってほしい情報の積極的かつ効果的な情報発信に努めます。また、本市への誇りや愛着を醸成するため、市内の地域資源など多様な魅力に、新たな価値を加え高めていく「あるもの磨き」の視点を大切にしながら、市民の皆様と連携して地域の魅力発信を図ってまいります。昨年12月には、市内最古に属する建造物でもある小金井神社本殿を新たに市指定文化財に指定しました。

国においては新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資、実装とその環境整備に向けた取組を加速化しており、本市においてもクラウド化、オンライン手続、テレワークなどの利便性・効率性の向上に関する新たな時代の要請に応える必要があると考えています。既に利用を進めているリモート会議に加え、ペーパレス

会議やテレワークの試行実施など、まずは行政内部においてデジタル技術の利活用を促進するほか、市税等の納付におけるキャッシュレス化を進めてまいります。

行財政改革については、改革を戦略的に進めるため、重点課題を新たに設定し、各部における取組を自律的に進める自治体経営の仕組みの構築に向け、令和3年10月を目途に「行財政改革プラン2025」を策定します。新型コロナウイルス感染症の影響で、市の財政は非常に厳しくなる見込みです。歳入確保に向けて、市税収納率の維持・向上に注力するとともに、補助金・交付金の確保、クラウドファンディングの実施などを積極的に進めます。また、行政の効率化と市民サービス向上を図るため、学校給食調理業務及び図書館・公民館の委託等に向けた取組を引き続き進めます。公立保育園の民営化につきましては、これまでの経過を踏まえつつ、全市的な視点からしっかりと課題の解決に取り組んでまいります。学校給食調理業務についても、今後も安全でおいしい給食を維持するための方策を実施できるように取り組みます。「新たに取り組むべきこと、継続すべきこと、見直すべきこと、廃止すべきこと」の4つの視点を常に意識し、業務の改善改革に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、急務となっている下水道施設の長寿命化対策などを着実に実施するため、より安定した経営の実現に取り組みます。

市民サービスの質や市民満足度の向上は、一人一人の職員の能力発揮にかかっています。市民の皆様からの信頼を得られるよう、「(仮称) 第3次人材育成基本方針」の取組を進めるとともに、組織一体となって、コンプライアンスの推進に取り組みます。効率的な業務推進を図るため、職員の働き方改革も進めてまいります。

### 3 むすびに

今年7月には、昨年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が予定されています。開催の可否につきましては、なお、予断を許さない状況ではありますが、本市においても聖火リレー及び自転車競技（ロードレース）の実施に向け、徹底した感染症対策など円滑な競技運営の準備を進めます。

昨年2月頃から、多くのイベント等の延期・中止など、1年前には想像もしなかつた事態が次々と生じています。小金井市においても、皆様が心待ちにしていたイベントを中止せざるを得ない場面もありましたが、市民の皆様の命と健康を守るために苦渋の判断であり、御理解をお願いいたします。そして、私たちは普段の生活においても様々な場面での自粛を余儀なくされ、当たり前に過ごしてきた日常の有り難さを改めて実感することとなりました。私たちの身の周りの平和や安全は、努力なくして与

えられるものではなく、守り育てていかねばなりません。このことを今一度強く肝に銘じ、かけがえのない環境を次世代へと継承していくため、一段と力を尽くしてまいります。コロナ禍により再認識しましたもう一つは、3つのつながりであります。物理的な距離を取らざるを得ない状況にあっても、心のつながりは不変であり、深めなければなりません。孤立を生まない「人と人とのつながり」、コミュニティの希薄化を生まない「人と地域のつながり」、活性化を生み出す「多様なつながり」を意識した市政運営を心掛けてまいります。

昨年11月、本市を拠点とする日本郵政グループ女子陸上部の皆様が、クイーンズ駅伝において、大会新記録で2連覇3度目の優勝を果たすという偉業を達成され、私も胸が熱くなる思いで応援させていただきました。コロナ禍の中、市民の皆様に明るい話題を届けていただき、心から感謝申し上げます。当該チームに所属されている鈴木亜由子選手は東京オリンピック女子マラソン日本代表にも内定しており、更なる御活躍を期待いたします。

この間の東京都の人口の動きを見ますと、7月～11月には、5か月連続で転出超過となっており、都市部での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響していると見られています。企業や大学でリモート化が進むなどした結果、東京一極集中には正の動きが見られるとも言われており、改めて影響の大きさを感じるところです。このような中、本市の人口は、1月1日現在、123,828人、令和2年4月からは1,286人の増、多摩地区でもトップクラスの人口増となっており、今後も「住みやすい、住み続けたいまち」、「選ばれるまち」を目指して取組を続けてまいります。小中学校における児童生徒の増加等、対応すべき課題も生じておりますが、具体的な方策の検討を着実に進め、持続可能な市政運営の更なる推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民の皆様の市政や地域への関心は極めて高くなっていますと感じています。今何が求められているのか、何をなすべきなのか、多様な「対話」を重ねて熟慮し、私たち基礎的自治体の使命であります「住民福祉の増進」のため、精一杯取り組む覚悟であります。

市民の皆様及び市議会議員各位には、より一層の御理解、御協力を願いし、本定期例会に提案申し上げております令和3年度予算案を始め、各種案件につきまして、十分精査の上、御議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

報告第1号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

## 小金井市土地開発公社の経営状況について

令和 2 年度小金井市土地開発公社変更事業計画

令和 2 年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和 2 年度小金井市土地開発公社変更資金計画

令和 3 年度小金井市土地開発公社事業計画

令和 3 年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和 3 年度小金井市土地開発公社資金計画

令和2年度小金井市土地開発公社  
変更事業計画

1 用地取得事業

事業名	変更前		変更後		比 較	
	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	222.27	197,302	215.80	166,857	△ 6.47	△ 30,445
小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業	336.79	175,512	337.07	153,154	0.28	△ 22,358
合 計	559.06	372,814	552.87	320,011	△ 6.19	△ 52,803

2 用地売却事業

事業名	変更前		変更後		比 較	
	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)
小金井都市計画道路 3・4・8号線事業	611.57	354,164	611.57	353,803	0.00	△ 361

## 令和2年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算

令和2年度小金井市土地開発公社の収入支出補正予算は、次に定めるところによる。

### (収入支出予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額から、収入支出それぞれ53,214千円を減額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ704,102千円とする。

2 収入支出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

### (短期借入金補正)

第2条 短期借入金の限度額は、52,803千円を減額し、短期借入金の限度額を320,011千円とする。

別表 収入支出予算補正

収入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収益		354,164	△ 361	353,803
	1 公有地取得事業収益	354,164	△ 361	353,803
	2 附帯等事業収益	0	0	0
2 借入金		372,814	△ 52,803	320,011
	1 借入金	372,814	△ 52,803	320,011
3 事業外収益		30,338	△ 50	30,288
	1 受取利息	2	0	2
	2 雜収益	30,336	△ 50	30,286
収入合計		757,316	△ 53,214	704,102

支出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		205,814	△ 26,537	179,277
	1 公有地取得事業費	205,814	△ 26,537	179,277
2 販売費及び一般管理費		25,030	△ 50	24,980
	1 販売費及び一般管理費	25,030	△ 50	24,980
3 償還金		348,988	0	348,988
	1 借入金償還金	348,988	0	348,988
4 事業外費用		10,483	△ 361	10,122
	1 支払利息	10,481	△ 361	10,120
	2 積立金	2	0	2
5 補償費		167,000	△ 26,266	140,734
	1 補償費	167,000	△ 26,266	140,734
6 特別損失		0	0	0
	1 その他の特別損失	0	0	0
7 予備費		1	0	1
	1 予備費	1	0	1
支出合計		757,316	△ 53,214	704,102

# 収入支出補正予算明細書

収入

(単位:千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業収益			354,164	△ 361	353,803	
	1 公有地取得事業収益		354,164	△ 361	353,803	
	1 公有用地売却収益	1 公有用地売却収益	354,164	△ 361	353,803	
	2 附帯等事業収益		0	0	0	
	1 保有土地賃貸等収益	1 公有用地賃貸収益	0	0	0	
2 借入金			372,814	△ 52,803	320,011	
	1 借入金		372,814	△ 52,803	320,011	
	1 長期借入金		0	0	0	
	2 短期借入金		372,814	△ 52,803	320,011	
3 事業外収益			30,338	△ 50	30,288	
	1 受取利息	1 受取利息	2	0	2	
	2 雜収益	1 雜収益	30,336	△ 50	30,286	
		収入合計	757,316	△ 53,214	704,102	

支出

(単位:千円)

款	項・目	節	補正前の額	補正額	計	備考
1 事業費			205,814	△ 26,537	179,277	
	1 公有地取得事業費		205,814	△ 26,537	179,277	
	1 公有用地取得事業費	1 公有用地取得事業費	205,814	△ 26,537	179,277	
2 販売費及び一般管理費			25,030	△ 50	24,980	
	1 販売費及び一般管理費		25,030	△ 50	24,980	
		1 報酬	2,649	0	2,649	
		2 法定福利費	353	0	353	
		3 需用費	117	0	117	
		4 役務費	4,905	0	4,905	
		5 委託料	16,815	0	16,815	
		6 使用料及び賃借料	113	0	113	
		7 負担金、補助及び交付金	5	0	5	
		8 公租公課	70	△ 50	20	
		9 旅費	3	0	3	
3 債還金			348,988	0	348,988	
	1 借入金償還金	1 借入元金	348,988	0	348,988	
4 事業外費用			10,483	△ 361	10,122	
	1 支払利息	1 支払利息	10,481	△ 361	10,120	
	2 積立金	2 積立金	2	0	2	
5 换算費			167,000	△ 26,266	140,734	
	1 换算費	1 换算費	167,000	△ 26,266	140,734	
6 特別損失	1 その他の特別損失		0	0	0	
	1 寄附金	1 寄附金	0	0	0	
7 予備費			1	0	1	
	1 予備費	1 予備費	1	0	1	
	支出合計		757,316	△ 53,214	704,102	

令和2年度小金井市土地開発公社  
変更資金計画

受入資金

(単位：千円)

区分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業収益	354,164	353,803	△ 361
2 借入金	372,814	320,011	△ 52,803
3 事業外収益	30,338	30,288	△ 50
合 計	757,316	704,102	△ 53,214

支払資金

(単位：千円)

区分	変更前の額	変更後の額	比較
1 事業費	205,814	179,277	△ 26,537
2 販売費及び一般管理費	25,030	24,980	△ 50
3 償還金	348,988	348,988	0
4 事業外費用	10,483	10,122	△ 361
5 補償費	167,000	140,734	△ 26,266
6 特別損失	0	0	0
7 予備費	1	1	0
合 計	757,316	704,102	△ 53,214

(単位：千円)

差 引	0	0	0
-----	---	---	---

## 令和3年度小金井市土地開発公社 事業計画

### 1 用地取得事業

事業名	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)
取得予定なし	0.00	0

### 2 用地売却事業

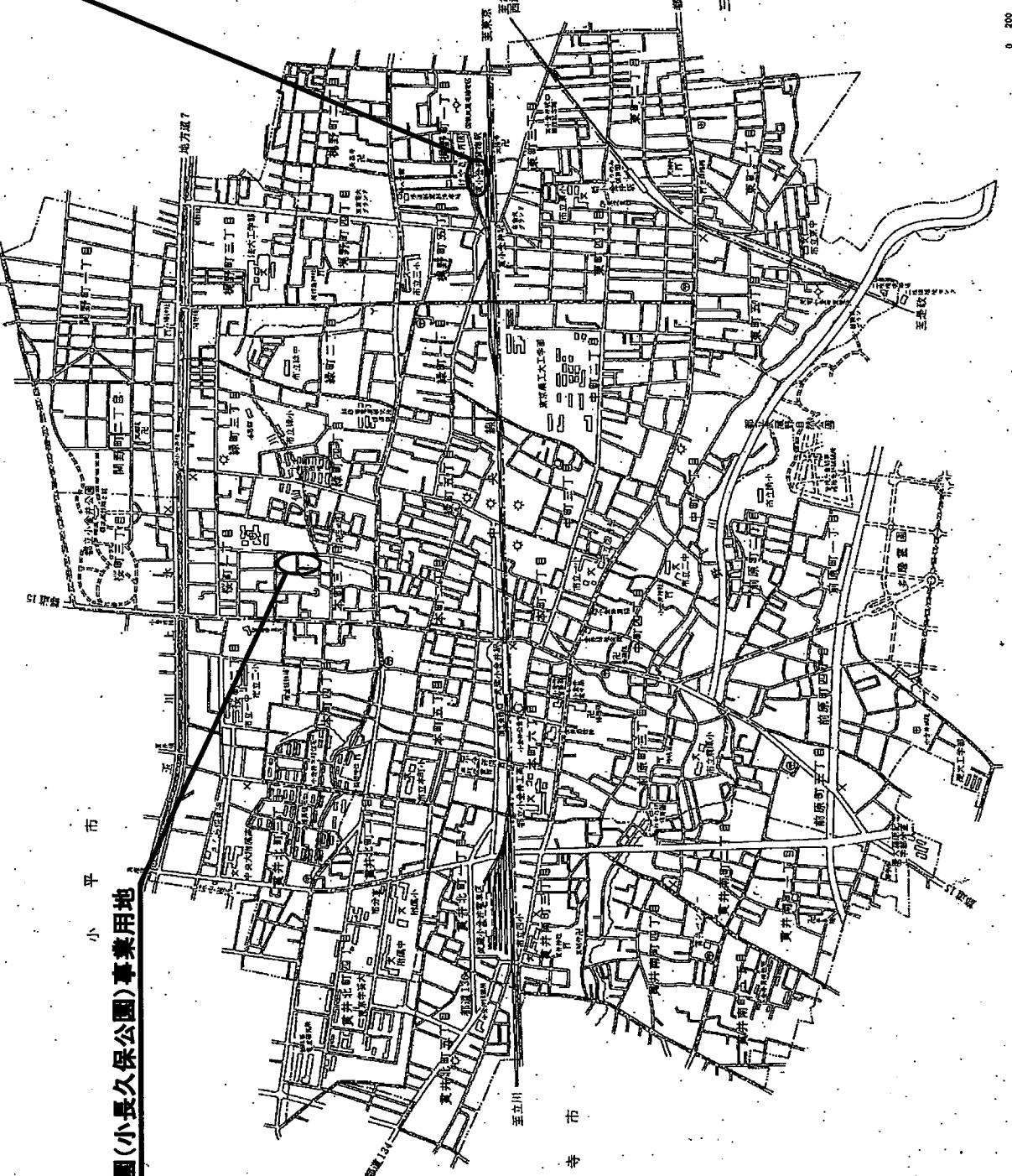
事業名	面積 (m <sup>2</sup> )	事業費 (千円)
小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業	337.07	155,344
東小金井駅北口 まちづくり事業	735.35 (442.00)	132,600
合 計	1,072.42	287,944

※ 東小金井駅北口まちづくり事業用地に係る面積は、公社取得時点（平成16年  
及び平成17年）と比較して区画整理事業に伴う換地により減少している。  
従前地（登記地積）の面積及び（ ）内の数値が仮換地後の実面積である。

# 小金井市全図

## 東小金井駅北口まちづくり事業用地

### 小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地



#### 凡例

市界	-----
町界	— · —
消防署	Y
駐在所	X
学校	△
神社	□
寺院	記
郵便局	◎
警察	田
工場	四
貯罐所	丸
鉄道	—
河川	~~~~~
道路	———

## 令和3年度小金井市土地開発公社収入支出予算

令和3年度小金井市土地開発公社の収入支出予算は、次に定めるところによる。

### (収入支出予算)

第1条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ315, 169千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 収入支出予算」による。

### (短期借入金)

第2条 短期借入金の限度額は、0円と定める。

別表 収入支出予算

(収入)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業収益		287,944	354,164	△ 66,220
	1 公有地取得事業収益	287,944	354,164	△ 66,220
2 借入金		0	372,814	△ 372,814
	1 借入金	0	372,814	△ 372,814
3 事業外収益		27,225	30,338	△ 3,113
	1 受取利息	2	2	0
	2 雜収益	27,223	30,336	△ 3,113
収入合計		315,169	757,316	△ 442,147

(支出)

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 事業費		0	205,814	△ 205,814
	1 公有地取得事業費	0	205,814	△ 205,814
2 販売費及び一般管理費		19,453	25,030	△ 5,577
	1 販売費及び一般管理費	19,453	25,030	△ 5,577
3 償還金		285,754	348,988	△ 63,234
	1 借入金償還金	285,754	348,988	△ 63,234
4 事業外費用		9,961	10,483	△ 522
	1 支払利息	9,959	10,481	△ 522
	2 積立金	2	2	0
5 補償費		0	167,000	△ 167,000
	1 補償費	0	167,000	△ 167,000
6 予備費		1	1	0
	1 予備費	1	1	0
支出合計		315,169	757,316	△ 442,147

## 收入支出予算明細書

(收入)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業収益				287,944
	1 公有地取得事業 収益			287,944
		1 公有用地売却 収益		287,944
			1 公有用地売却収益	287,944
2 借入金				0
	1 借入金			0
		1 借入金		0
			1 長期借入金	0
			2 短期借入金	0
3 事業外収益				27,225
	1 受取利息			2
		1 受取利息		2
			1 受取利息	2
	2 雜収益			27,223
		1 雜収益		27,223
			1 雜収益	27,223
收入合計				315,169

(単位:千円)

前年度予算額	比 較	説 明
354,164	△ 66,220	(売却収益事業)
354,164	△ 66,220	都市計画公園(小長久保公園)事業
354,164	△ 66,220	東小金井駅北口まちづくり事業
354,164	△ 66,220	
372,814	△ 372,814	(借入対象事業)
372,814	△ 372,814	令和3年度取得予定なし
372,814	△ 372,814	
0	0	
372,814	△ 372,814	
30,338	△ 3,113	定期預金等受取利息
2	0	
2	0	
2	0	
30,336	△ 3,113	小金井市事務事業費補助金等
30,336	△ 3,113	
30,336	△ 3,113	
757,316	△ 442,147	

(支出)

款	項	目	節	本年度予算額
1 事業費				0
	1 公有地取得 事業費			0
		1 公有用地取得 事業費		0
		1 公有用地取得事業費		0
2 販売費及び 一般管理費				19,453
	1 販売費及び 一般管理費			19,453
		1 販賣費及び 一般管理費		19,453
		1 報酬		320
		2 法定福利費		0
		3 需用費		63
		4 役務費		2,368
		5 委託料		16,304
		6 使用料及び賃借料		373
		7 負担金、補助及び交付金		5
		8 公租公課		20
		9 旅費		0
3 債還金				285,754
	1 借入金償還金			285,754
		1 借入金償還金		285,754
		1 借入元金		285,754

(単位:千円)

前年度予算額	比 較	説 明
205,814	△ 205,814	(取得対象事業) 令和3年度取得予定なし
205,814	△ 205,814	
205,814	△ 205,814	
205,814	△ 205,814	
25,030	△ 5,577	評議員会評議員報酬 消耗品費(事務用品) 不動産鑑定手数料、広告料、切手代、振込手数料等 物件調査委託料、仮杭設置委託料等 パソコンレンタル料、会計システム借上料等 東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金 法人都民税
25,030	△ 5,577	
25,030	△ 5,577	
2,649	△ 2,329	
353	△ 353	
117	△ 54	
4,905	△ 2,537	
16,815	△ 511	
113	260	
5	0	
70	△ 50	
3	△ 3	
348,988	△ 63,234	
348,988	△ 63,234	
348,988	△ 63,234	
348,988	△ 63,234	

款	項	目	節	本年度予算額
4 事業外費用	1 支払利息			9,961
				9,959
		1 支払利息		9,959
			1 支払利息	9,959
	2 積立金			2
		1 積立金		2
			1 積立金	2
	5 補償費			0
		1 補償費		0
			1 補償費	0
6 予備費	1 予備費			1
				1
		1 予備費		1
			1 予備費	1
支 出 合 計				315,169

(単位:千円)

前年度予算額	比 較	説 明
10,483	△ 522	(支払利息対象事業)
10,481	△ 522	<財源 売却収益>
10,481	△ 522	都市計画公園(小長久保公園)事業
10,481	△ 522	<財源 利子補給金>
2	0	東小金井駅北口まちづくり事業
2	0	都市計画道路3・4・8号線事業
2	0	(受取利息) 普通預金及び定期預金
167,000	△ 167,000	(補償対象事業)
167,000	△ 167,000	令和3年度取得予定なし
167,000	△ 167,000	
167,000	△ 167,000	
1	0	
1	0	
1	0	
1	0	
757,316	△ 442,147	

令和3年度小金井市  
土地開発公社資金計画

受入資金 (単位:千円)

区分	金額
1 事業収益	287,944
2 借入金	0
3 事業外収益	27,225
合 計	315,169

支払資金 (単位:千円)

区分	金額
1 事業費	0
2 販売費及び一般管理費	19,453
3 償還金	285,754
4 事業外費用	9,961
5 捕償費	0
6 予備費	1
合 計	315,169

差 引	0
-----	---

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

## 委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	損害賠償額	和解の条件
1 令和2年5月7日	日 時：令和2年3月30日（月）午前11時頃 場所：小金井市前原町五丁目10番地先路上 事件概要：環境政策課職員が庁用車を運転し赤信号で停車していたところ、相手方車両が後方確認をせず後に進してきましたため、庁用車と衝突し、庁用車の右側面が破損した。	府中市 A氏	281,919円	市は、相手方に対する損害賠償請求等を行わない。	
2 令和2年5月18日	日 時：令和2年1月12日（日）午前9時40分頃 場所：小金井市本町六丁目14番45号付近 事件概要：小金井市消防団出初式において、市職員が公共交通機関の利用者に案内をする際に、腕を伸ばして誘導しようとしたところ、道路を自転車で走行していた相手方に接触し、相手方の顔面を負傷させた。	小金井市 C氏	21,020円	相手方は、市に対する損害賠償請求等を行わない。	
3 令和2年5月27日	日 時：令和2年3月18日（水）午後3時57分頃 場所：武蔵野市境南町一丁目27番付近新武蔵境通り上連雀一ノ橋南交差点 事件概要：地域福祉課職員が庁用車を運転し交差点にて信号待ちをしていたところ、後続車両に追突され、庁用車後部バンパー附近が破損した。	武蔵野市 B氏	120,065円	市は、相手方に対する損害賠償請求等を行わない。	
4 令和2年7月3日	事件概要：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度に市立小学校で予定していた林間学校を中止したことにより、バス借上げに係る契約の解除に伴う賠償金が生じた。	株式会社A 調布市	280,700円	市と相手方との間に何らの債権債務がない。	
5 令和2年7月17日	事件概要：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度に市立保育園で予定していた遠足を中止したことにより、バス借上げに係る契約の解除に伴う賠償金が生じた。	B株式会社 練馬区	214,000円	市と相手方との間に何らの債権債務がない。	
6 令和2年10月13日	日 時：令和2年8月4日（火）午後3時40分頃 場所：小金井市貫井北町一丁目5番1号付近 事件概要：消防団員が緊急出動によりポンプ車で走行中、前方から来た対向車両に接触し、右前方部分を破損させた。	府中市 D氏	292,105円	相手方は、市に対する損害賠償請求等を行わない。	全額保険負担

諮詢第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 畠山 正誠

年 齢 73歳

職 業 弁護士

令和3年1月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

諮詢第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 畠山正誠

年 齡 73歳

学 歷

昭和46年6月

東京大学法学部卒業

経 歴

昭和56年4月～現	在	弁護士登録
平成元年4月～平成23年3月		千代田区建築審査会委員
平成20年6月～平成28年6月		マックス株式会社社外監査役
平成22年6月～令和元年6月		日本ケミファ株式会社社外取締役
平成24年4月～現	在	東京弁護士会人権擁護委員会委員
平成24年7月～現	在	法務省人権擁護委員
平成28年6月～平成30年6月		マックス株式会社社外取締役

賞 罰

なし

議案第1号

令和2年度

小金井市

一般会計補正予算

(第11回)

## 令和2年度小金井市一般会計補正予算（第11回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 36,158,464	千円 8,210	千円 36,166,674
	2 児 童 福 祉 費	12,144,050	8,210	12,152,260
10 教 育 費		5,092,568	954	5,093,522
	2 小 学 校 費	1,777,899	954	1,778,853
13 予 備 費		101,973	△9,164	92,809
	1 予 備 費	101,973	△9,164	92,809
歳 出 合 計		60,970,852	0	60,970,852

議案第1号資料1

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第11回)

1 総 括  
歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 36,158,464	千円 8,210	千円 36,166,674
	2 児 童 福 祉 費	12,144,050	8,210	12,152,260
10 教 育 費		5,092,568	954	5,093,522
	2 小 学 校 費	1,777,899	954	1,778,853
13 予 備 費		101,973	△9,164	92,809
	1 予 備 費	101,973	△9,164	92,809
歳 出 合 計		60,970,852	0	60,970,852

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			8,210
			8,210
			954
			954
			△9,164
			△9,164
			0

2 歳出

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
5 学童保育所費	千円 343,866	千円 8,210	千円 352,076	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 8,210		千円	
2,822	10 需用費 1 消耗品費 11 修繕料 14 医薬材料費	3,072 1,252 1,782 38	1 学童保育所維持管理に要する経費 (児童青少年課) 2,822 10 需用費 修繕料 ( 1,782 ) 1,782 17 備品購入費 維持管理機器類 ( 1,040 ) 1,040
5,388	17 備品購入費	5,138	2 学童保育所運営に要する経費 (児童青少年課) 5,388 10 需用費 消耗品費 医薬材料費 ( 1,290 ) 1,252 38 17 備品購入費 一般機器類 維持管理機器類 工作機器類 体育・音楽・保育機器類 医療機器類 雜品類 ( 4,098 ) 2,629 701 26 165 524 53

## 款 10 教 育 費

## 項 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円 620,328	千円 669	千円 620,997	千円	千円	千円
4 学校建設費	184,170	285	184,455			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 669		千円	千円
669	12 委託料	669	2 学校運営に要する経費 ( ) 669 (2) 学務課関係経費 12 委託料 ( ) 669 粗大ごみ収集運搬処理委託料その他 3 669
285			
285	10 需用費 10 修繕料	285 285	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶務課) 285 10 需用費 修繕料 ( ) 285 285

## 款 13 予 備 費

## 項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	千円 101,973	千円 △ 9,164	千円 92,809	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
△ 千円 9,164		千円	千円

## 議案第1号資料2

### さくらなみ・まえはら・みどり暫定第3学童保育所運営事業概要

#### 1 事業目的

令和3年度の学童保育所の入所希望者が増加したことに伴い、既存の学童保育所施設の他に市立小学校内にある特別教室を借用して運営する。

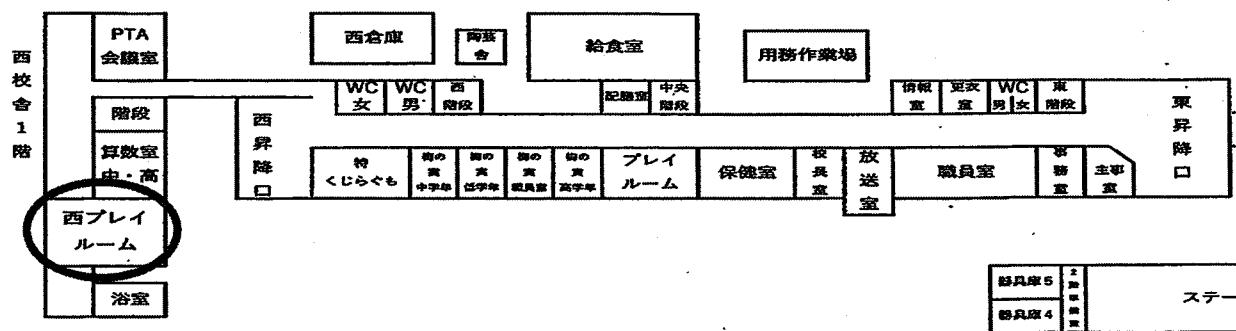
#### 2 事業概要

##### (1) 借用場所

###### ア さくらなみ暫定第3学童保育所

小金井第一小学校1階 西プレイルーム 約91.8m<sup>2</sup>

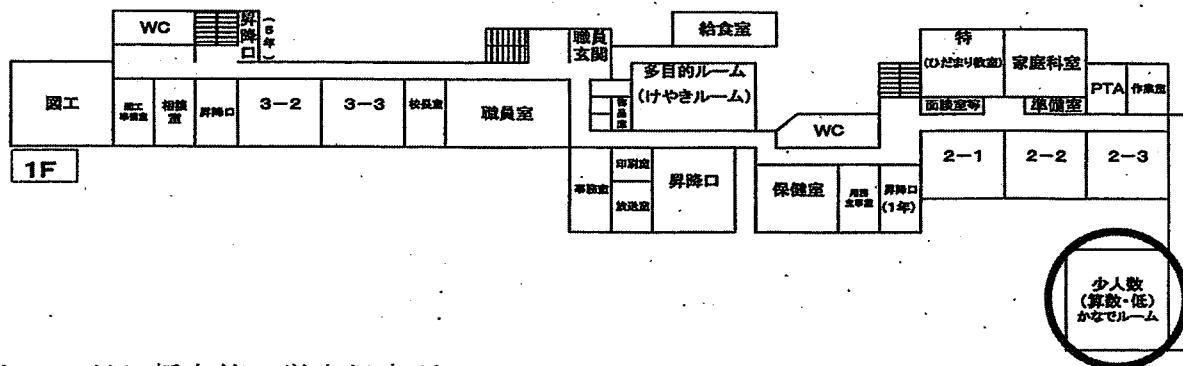
※ その他サブルームとして、図書館、ミーティングルーム等も併用する。



###### イ まえはら暫定第3学童保育所

前原小学校1階 かなでルーム 約105.3m<sup>2</sup>

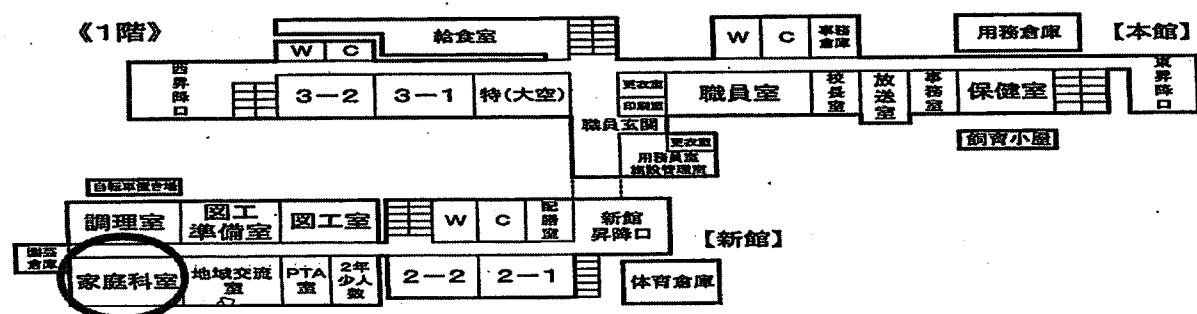
※ その他サブルームとして家庭科室も併用する。



###### ウ みどり暫定第3学童保育所

緑小学校1階 家庭科室 約75m<sup>2</sup>

※ その他サブルームとして、第二音楽室も併用する。



(2) 借用時間（共通）

ア 平日：放課後

イ 土曜日：既存施設での合同運営

ウ 休業期間（春、夏、冬休み期間）：午前8時から午後7時まで

(3) 運営方法

ア さくらなみ暫定第3学童保育所 直営

イ まえはら暫定第3学童保育所 委託

ウ みどり暫定第3学童保育所 委託

(4) 運営開始日（共通）

令和3年4月1日

3 予算額

(1) 学童保育所維持管理に要する経費（児童青少年課）

ア 修繕料

1, 782千円

・まえはら暫定第3学童保育所

通路屋根等設置修繕

学童保育所と学校を行き来できるよう通路を設置するとともに、雨除けのための屋根を設置

カーテンレール等設置修繕

かなでルームは共用となることから、使用しない時間帯に学校備品・学童保育所備品それぞれに目隠しをするため、カーテンレールを設置

ロールスクリーン取付修繕

学童保育所の手洗い場に雨除けのためのロールスクリーンを設置

・みどり暫定第3学童保育所

ワイヤレスステレピドアホン取付修繕

緑小学校新館昇降口外にインターホンを設置

イ 維持管理機器類

1, 040千円

(2) 学童保育所運営に要する経費（児童青少年課）

ア 消耗品費

1, 252千円

イ 医薬材料費

38千円

ウ 一般機器類

2, 629千円

エ 維持管理機器類

701千円

オ 工作機器類

26千円

カ 体育・音楽・保育機器類

165千円

キ 医療機器類

524千円

ク 雑品類

53千円

(3) 学校運営に要する経費（学務課）

粗大ごみ収集運搬処理委託料その3

669千円

(4) 学校施設維持管理に要する経費（庶務課）

修繕料

285千円

・前原小学校

家庭科準備室間仕切り修繕

家庭科準備室を事務室として使用するため、家庭科室との間に施錠が可能な間仕切りを設置

#### 4 購入備品一覧

##### (1) 学童保育所維持管理に要する経費

	品名	さくらなみ	まえはら	みどり
維持管理 機器類	電子レンジ	1	1	1
	ホットプレート	1	1	1
	冷蔵庫	1	1	1
	食器乾燥機	1	2	1
	掃除機	1	1	1
	炊飯器			1
	寸胴鍋（IH用）		1	1
	蒸器（IH用）		1	1
	やかん（IH用）			1

##### (2) 学童保育所運営に要する経費

	品名	さくらなみ	まえはら	みどり
一般機器類	事務机	2	2	2
	脇机	4	4	3
	配膳用テーブル	1		
	パーテーション、パネル	5	2	6
	シューズボックス（5段）	2	2	
	児童用ロッカー（4列3段）	2	2	
	児童用ロッカー（3列3段）	1	1	
	児童用ロッカー（2列3段）	2	2	
	職員用ロッカー		1	1
	保管庫（両開型）	1		
	保管庫（3段）			2
	ラック			2
	傘立て			2
	座卓			10
	下駄箱			2
	ダイニングボード			1
	食器運搬・配膳用ワゴン	1	1	1
維持管理 機器類	簡易ベッド（折りたたみ式）	1		
	ホワイトボード（可動式）	1	1	2
	CDラジカセ		1	1
	ワイヤレスアンプ・マイクセット			1
	拡声器			1
	トランシーバー			2
工作機器類	デジタルカメラ		1	1
保育機器類	電子キーボード			1
	ジョイントマット			12
	お昼寝コット			2
医療機器類	A E D		1	1
雑品類	ロールすのこ		1	

議案第2号

令和2年度

小金井市

一般会計補正予算

(第12回)

## 令和2年度小金井市一般会計補正予算（第12回）

令和2年度小金井市の一般会計の補正予算（第12回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,063,076千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎



第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 使用料及び手数料		930, 108	△44, 510	885, 598
	1 使 用 料	413, 489	△42, 980	370, 509
	2 手 数 料	516, 619	△1, 530	515, 089
15 国 庫 支 出 金		21, 911, 041	38, 106	21, 949, 147
	1 国 庫 負 担 金	6, 765, 175	53, 636	6, 818, 811
	2 国 庫 补 助 金	15, 115, 923	△15, 530	15, 100, 393
16 都 支 出 金		7, 544, 291	210, 534	7, 754, 825
	1 都 负 担 金	2, 344, 141	18, 219	2, 362, 360
	2 都 补 助 金	4, 294, 184	342, 230	4, 636, 414
	3 委 託 金	905, 966	△149, 915	756, 051
17 財 产 収 入		25, 287	6, 667	31, 954
	1 財 产 運 用 収 入	6, 884	6, 667	13, 551
18 寄 附 金		15, 934	21, 002	36, 936
	1 寄 附 金	15, 934	21, 002	36, 936
19 繰 入 金		1, 885, 210	△96, 335	1, 788, 875
	1 基 金 繰 入 金	1, 884, 128	△96, 335	1, 787, 793
21 諸 収 入		264, 018	17, 760	281, 778
	5 雜 入	213, 453	17, 760	231, 213
22 市 債		1, 045, 500	△61, 000	984, 500
	1 市 債	1, 045, 500	△61, 000	984, 500
歳 入 合 計		60, 970, 852	92, 224	61, 063, 076

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 368,416	千円 2,608	千円 371,024
	1 議会費	368,416	2,608	371,024
2 総務費		5,660,166	125,367	5,785,533
	1 総務管理費	4,452,262	158,494	4,610,756
	2 徴税費	540,863	△13,130	527,733
	3 戸籍住民基本台帳費	355,771	8,880	364,651
	4 選挙費	191,054	△5,524	185,530
	5 統計調査費	85,659	△22,124	63,535
	6 監査委員費	34,557	△1,229	33,328
3 民生費		36,166,674	1,194,845	37,361,519
	1 社会福祉費	20,188,174	△76,782	20,111,392
	2 児童福祉費	12,152,260	1,270,776	13,423,036
	3 生活保護費	3,793,514	△1,245	3,792,269
	4 国民年金費	32,726	2,096	34,822
4 衛生費		4,292,530	39,644	4,332,174
	1 保健衛生費	1,650,931	32,921	1,683,852
	2 清掃費	2,641,599	6,723	2,648,322
6 農林水産業費		35,418	△11,311	24,107
	1 農業費	35,418	△11,311	24,107
7 商工費		742,537	△36,031	706,506
	1 商工費	742,537	△36,031	706,506
8 土木費		4,602,414	△1,137,428	3,464,986
	1 土木管理費	247,222	22,912	270,134
	2 道路橋りょう費	1,127,233	△142,845	984,388
	4 都市計画費	3,214,572	△1,017,495	2,197,077
9 消防費		1,558,692	△10,338	1,548,354
	1 消防費	1,558,692	△10,338	1,548,354

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		千円 5,093,522	千円 △87,054	千円 5,006,468
	1 教 育 総 務 費	734,941	△20,124	714,817
	2 小 学 校 費	1,778,853	△22,654	1,756,199
	3 中 学 校 費	855,551	△23,656	831,895
	4 社 会 教 育 費	761,468	△7,649	753,819
11 公 債 費	5 保 健 体 育 費	962,709	△12,971	949,738
		2,312,974	△7,603	2,305,371
13 予 備 費	1 公 債 費	2,312,974	△7,603	2,305,371
		92,809	19,525	112,334
	1 予 備 費	92,809	19,525	112,334
歳 出 合 計		60,970,852	92,224	61,063,076

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	千円 2,282

第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
3	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 223,000	千円 166,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
4	都市計画道路3・4・12号線整備事業	29,200	25,200	
	合 計	1,045,500	984,500	



議案第2号資料1

令和2年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第12回)



1 総 括  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		千円 930,108	千円 △44,510	千円 885,598
	1 使用料	413,489	△42,980	370,509
	2 手数料	516,619	△1,530	515,089
15 国庫支出金		21,911,041	38,106	21,949,147
	1 国庫負担金	6,765,175	53,636	6,818,811
	2 国庫補助金	15,115,923	△15,530	15,100,393
16 都支出金		7,544,291	210,534	7,754,825
	1 都負担金	2,344,141	18,219	2,362,360
	2 都補助金	4,294,184	342,230	4,636,414
	3 委託金	905,966	△149,915	756,051
17 財産収入		25,287	6,667	31,954
	1 財産運用収入	6,884	6,667	13,551
18 寄附金		15,934	21,002	36,936
	1 寄附金	15,934	21,002	36,936
19 繰入金		1,885,210	△96,335	1,788,875
	1 基金繰入金	1,884,128	△96,335	1,787,793
21 諸収入		264,018	17,760	281,778
	5 雜入	213,453	17,760	231,213
22 市債		1,045,500	△61,000	984,500
	1 市債	1,045,500	△61,000	984,500
歳入合計		60,970,852	92,224	61,063,076

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1議会費		千円 368,416	千円 2,608	千円 371,024
	1議会費	368,416	2,608	371,024
2総務費		5,660,166	125,367	5,785,533
	1総務管理費	4,452,262	158,494	4,610,756
	2徴税費	540,863	△13,130	527,733
	3戸籍住民基本台帳費	355,771	8,880	364,651
	4選挙費	191,054	△5,524	185,530
	5統計調査費	85,659	△22,124	63,535
	6監査委員費	34,557	△1,229	33,328
3民生費		36,166,674	1,194,845	37,361,519
	1社会福祉費	20,188,174	△76,782	20,111,392
	2児童福祉費	12,152,260	1,270,776	13,423,036
	3生活保護費	3,793,514	△1,245	3,792,269
	4国民年金費	32,726	2,096	34,822
4衛生費		4,292,530	39,644	4,332,174
	1保健衛生費	1,650,931	32,921	1,683,852
	2清掃費	2,641,599	6,723	2,648,322
6農林水産業費		35,418	△11,311	24,107
	1農業費	35,418	△11,311	24,107
7商工費		742,537	△36,031	706,506
	1商工費	742,537	△36,031	706,506
8土木費		4,602,414	△1,137,428	3,464,986
	1土木管理費	247,222	22,912	270,134
	2道路橋りょう費	1,127,233	△142,845	984,388
	4都市計画費	3,214,572	△1,017,495	2,197,077
9消防費		1,558,692	△10,338	1,548,354
	1消防費	1,558,692	△10,338	1,548,354

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△27,494		△3,604	156,465
△1,012		△3,604	163,110
			△13,130
			8,880
△4,358			△1,166
△22,124			
			△1,229
1,197,289		△118,049	115,605
26,924		△87,201	△16,505
1,170,365		△30,848	131,259
			△1,245
			2,096
9,264		△8,296	38,676
9,264		△8,583	32,240
		287	6,436
			△11,311
			△11,311
△9,931		△1,810	△24,290
△9,931		△1,810	△24,290
△919,234	△61,000	△26,611	△130,583
△3,928			26,840
△142,730		△27,084	26,969
△772,576	△61,000	473	△184,392
			△10,338
			△10,338

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 5,093,522	千円 △87,054	千円 5,006,468
	1 教育総務費	734,941	△20,124	714,817
	2 小学校費	1,778,853	△22,654	1,756,199
	3 中学校費	855,551	△23,656	831,895
	4 社会教育費	761,468	△7,649	753,819
	5 保健体育費	962,709	△12,971	949,738
11 公債費		2,312,974	△7,603	2,305,371
	1 公債費	2,312,974	△7,603	2,305,371
13 予備費		92,809	19,525	112,334
	1 予備費	92,809	19,525	112,334
歳出合計		60,970,852	92,224	61,063,076

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
△1,254		△2,307	△83,493
△700		641	△20,065
4,047		540	△27,241
2,977		183	△26,816
△4,331			△3,318
△3,247		△3,671	△6,053
			△7,603
			△7,603
			19,525
			19,525
248,640	△61,000	△160,677	65,261

## 2 歳 入

## 款 14 使用料及び手数料

## 項 1 使 用 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生使用料	千円 164,863	千円 △ 28,762	千円 136,101	1 民生使用料	千円 △ 28,762
5 土木使用料	204,259	△ 12,179	192,080	1 道路橋りょう使用料	13,375
				2 駐車場使用料	△ 25,554
6 教育使用料	12,281	△ 2,039	10,242	1 体育施設使用料	△ 2,039

## 款 14 使用料及び手数料

## 項 2 手 数 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 土木手数料	千円 3,866	千円 △ 1,530	千円 2,336	2 放置自転車等撤去手数料	千円 △ 1,530

## 款 15 国庫支出金

## 項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 6,763,360	千円 53,636	千円 6,816,996	1 社会福祉費負担金	千円 18,153

説	明	
		千円
1 学童保育育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児童青少年課) △	20,231
4 一時保育料 (小金井市立保育園における一時保育に関する条例第5条)	(保育課) △	5,283
5 延長育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児童青少年課) △	3,248
1 道路占用料 (道路法第39条)	(道路管理課)	13,375
1 自転車駐車場使用料 (小金井市有料自転車駐車場条例第6条)	(交通対策課) △	25,554
1 テニスコート場使用料 (小金井市体育施設条例第9条)	(生涯学習課) △	2,039

説	明	
		千円
1 放置自転車等撤去手数料 (小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例第17条)	(交通対策課) △	1,530

説	明	
		千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の4) 負担率 1/2	(保険年金課)	265
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条 ) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	471

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫 負担金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費負担金	35,483

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫 補助金	千円 121,777	千円 △ 1,012	千円 120,765	1 総務管理費補助金	千円 △ 1,012
2 民生費国庫 補助金	12,959,568	445,019	13,404,587	1 社会福祉費補助金	△ 62,397
				2 児童福祉費補助金	507,416

説	明	
		千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条 ) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	11,895
6 生活困窮者自立支援事業負担金 (生活困窮者自立支援法第15条、生活保護法第75条) 負担率 3/4	(地域福祉課)	5,522
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条) 負担率 1/2	(保育課)	31,634
3 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第53条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	3,849

説	明	
		千円
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国外転出者によるマイナンバー利用分) (社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に係るものに限る。) 交付要綱) 補助率 10/10	(情報システム課)	△ 1,012
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条 ) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	△ 23,468
4 特別定額給付金給付事業費補助金 (特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	△ 25,800
5 特別定額給付金給付事務費補助金 (特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(地域福祉課)	△ 13,129
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3、10/10	(子育て支援課)	3,080
5 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、2/3	(保育課)	151,486

## 款 15 国庫支出金

## 項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫 補助金	千円	千円	千円		千円
3 衛生費国庫 補助金	74,094	445	74,539	1 保健衛生費補助金	445
4 土木費国庫 補助金	733,791	△ 461,238	272,553	1 都市計画費補助金	△ 461,238
5 教育費国庫 補助金	452,756	1,256	454,012	1 小学校費補助金	850
				2 中学校費補助金	406

## 説

## 明

千円

6 次世代育成支援対策施設整備交付金 (児童青少年課) 2,852  
 (次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)  
 補助率 1/3

11 保育所等整備交付金 (保育課) 349,998  
 (保育所等整備交付金交付要綱)  
 補助率 2/3

3 母子保健衛生費補助金 (健康課) 445  
 (母子保健衛生費国庫補助金交付要綱)  
 補助率 1/2、10/10

1 社会資本整備総合交付金 ( ) △ 433,738  
 (社会資本整備総合交付金交付要綱)  
 まちづくり推進課 (△ 384,288)  
 補助率 1/3、1/2  
 区画整理課 (△ 49,450)  
 補助率 1/2

2 無電柱化推進計画事業補助制度補助金 (都市計画課) △ 24,750  
 (無電柱化推進計画事業補助制度要綱)  
 補助率 5.5/10

3 道路メンテナンス事業補助制度補助金 (道路管理課) △ 2,750  
 (道路メンテナンス事業補助制度要綱)  
 補助率 5.5/10

1 要保護児童援助費等補助金 (学務課) △ 4  
 (要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱)  
 補助率 1/2

2 学校施設環境改善交付金 (庶務課) 854  
 (学校施設環境改善交付金交付要綱)  
 補助率 2/7

1 要保護生徒援助費等補助金 (学務課) △ 260  
 (要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱)  
 補助率 1/2

2 学校施設環境改善交付金 (庶務課) 666  
 (学校施設環境改善交付金交付要綱)  
 補助率 2/7

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,342,682	千円 18,219	千円 2,360,901	1 社会福祉費負担金	千円 4,779
				2 児童福祉費負担金	13,440

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,221,809	千円 592,628	千円 2,814,437	1 社会福祉費補助金	千円 △ 19,096

説	明	
		千円
2 民生委員児童委員及び民生委員協議会経費負担金 (民生委員法第26条、民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する 経費の都負担金交付要綱) 負担率 10／10	(地域福祉課) △	1,874
3 心身障害者福祉手当負担金 (心身障害者福祉手当都負担金交付要綱) 負担率 10／10	(自立生活支援課) △	1,457
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3及び第72条の4) 負担率 3／4、1／4	(保険年金課) △	2,290
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条 ) 負担率 1／4	(自立生活支援課)	5,948
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条 ) 負担率 1／4	(自立生活支援課)	236
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条) 負担率 3／4	(保険年金課)	4,216
3 保育所運営費負担金 (児童福祉法第55条、子ども・子育て支援法第67条) 負担率 1／4、1／2	(保育課)	11,516
4 障害児通所給付費負担金 (児童福祉法第55条) 負担率 1／4	(自立生活支援課)	1,924

説	明	
		千円
7 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条 ) 補助率 1／4	(自立生活支援課) △	11,730
8 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助要綱) 補助率 1／2、ポイント制	(自立生活支援課) △	1,646

## 款 16 都支出金

## 項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費補助金	611,724

説	明	
		千円
9 高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金 (高齢社会対策区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2	(介護福祉課) △	389
10 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 (地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 10/10、1/2、ポイント制	(地域福祉課) △	1,247
13 介護予防による地域づくり推進員の配置事業補助金 (介護予防による地域づくり推進員の配置事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介護福祉課) △	4,084
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2、ポイント制、単価制	(子育て支援課) △	2,479
8 待機児解消区市町村支援事業補助金 (待機児童解消区市町村支援事業補助要綱) 補助率 2/3、1/4、3/4、1/8、15/16、23/32	(保育課) △	527,381
13 保育士等キャリアアップ補助金 (保育士等キャリアアップ補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(保育課) △	2,982
14 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課) △	1,621
18 幼稚園型一時預かり事業運営費等補助金 (東京都幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業)運営費等補助金交付要綱) 補助率 1/3、10/10	(保育課) △	1,959
20 保育サービス推進事業補助金 (保育サービス推進事業補助金交付要綱) 補助率 1/2、10/10	(保育課) △	14,040
21 保育力強化事業補助金 (保育力強化事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課) △	232
23 児童館環境整備事業補助金 (児童館環境整備事業補助要綱) 補助率 1/3	(児童青少年課) △	2,852
29 保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 (保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(保育課) △	1,500
30 保育所等におけるICT化推進事業費補助金 (保育所等におけるICT化推進事業費補助金) 補助率 3/4	(保育課) △	7,500
31 保育体制強化事業費補助金 (保育体制強化事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保育課) △	8,550

## 款 16 都支出金

## 項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
3 衛生費都補助金	130,708	96,335	227,043	1 保健衛生費補助金	96,335
5 商工費都補助金	23,766	△ 9,931	13,835	1 商工費補助金	△ 9,931
6 土木費都補助金	486,532	△ 335,263	151,269	1 道路橋りょう費補助金	△ 21,175
				2 都市計画費補助金	△ 314,088
7 教育費都補助金	77,029	△ 1,539	75,490	1 教育費補助金	△ 1,539

説	明
	千円
32 貸貸物件による保育所開設準備経費補助金 (貸貸物件による保育所の開設準備経費補助要綱) 補助率 2/3、1/8	(保育課) 42,586
33 病児保育施設整備費補助金 (病児保育施設整備費補助金補助要綱) 補助率 3/10	(保育課) 3,464
6 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 (区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課) 96,335
1 商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金 (東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、1/3	(経済課) △ 9,931
1 都市再生地籍調査事業補助金 (東京都国土調査事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(道路管理課) △ 3,960
2 無電柱化事業補助金 (区市町村無電柱化事業に対する都費補助要綱) 補助率 10/10	(道路管理課) △ 16,090
3 市町村土木費補助金 (東京都補助金等交付規則、東京都土木費補助規程) 橋りょう長寿命化 補助率 1/2	(都市計画課) △ 1,125 (△ 1,125)
2 市町村土木費補助金 (東京都補助金等交付規則、市町村都市計画事業に対する都費補助要綱) 都市計画道路3・4・8号線 補助率 1/2	(都市計画課) △ 10,125 (△ 10,125)
3 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程) 補助率 1/2、1/4	(区画整理課) △ 24,725
4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/3	(まちづくり推進) △ 278,938
6 戸建住宅等耐震化促進事業補助金 (東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱) 補助率 1/4	(まちづくり推進) △ 300
1 東京都放課後子供教室推進事業費補助金 (東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(生涯学習課) △ 4,331
5 スポーツ振興等事業費補助金 (スポーツ振興等事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(生涯学習課) △ 920

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7 教育費都補助金	千円	千円	千円		千円

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 365,899	△ 26,482	千円 339,417	3 選挙費委託金	千円 △ 4,358
				4 統計調査費委託金	△ 22,124
4 土木費委託金	488,015	△ 122,733	365,282	2 道路橋りょう費委託金	△ 122,733
5 教育費委託金	10,036	△ 700	9,336	1 教育費委託金	△ 700

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財産貸付収入	千円 3,662	千円 6,667	千円 10,329	1 土地貸付収入	千円 6,667

説	明	
11 東京2020大会開催関連事業費補助金 (東京2020大会開催関連事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(生涯学習課) △ 2,056	千円
15 防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備支援事業補助 金 (防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備支援事業補助金交付要綱) 補助率 1/6	(庶務課) 5,768	

説	明	
2 都知事選挙費委託金 (公職選挙法第264条)	(選挙管理委員会) △ 4,358	千円
9 国勢調査委託金 (統計法、国勢調査令、国勢調査施行規則)	(総務課) △ 22,124	
1 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課) △ 115,890	
2 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都市計画課) △ 6,843	
4 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 (オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費支払基準)	(指導室) △ 700	

説	明	
1 市有土地貸付料 東町一丁目市有地	(管財課) ( 6,667 )	千円

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般寄附金	千円 15,923	千円 21,002	千円 36,925	1 一般寄附金	千円 21,002

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7 新型コロナ ウイルス感 染症対策基 金繰入金	千円 186,967	千円 △ 96,335	千円 90,632	1 新型コロナウイルス感染 症対策基金繰入金 △	千円 96,335

款 21 諸収入

項 5 雜入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 32,511	千円 24,892	千円 57,403	1 過年度収入	千円 24,892
6 雜入	155,208	△ 7,132	148,076	1 雜入 △	7,132

説	明	
2 がんばれ小金井寄附金	(企画政策課)	千円 21,002

説	明	
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	(健康課)	千円 △ 96,335

説	明	
33 令和元年度浅川清流環境組合負担金返還金	(ごみ対策課)	千円 24,892
13 市立保育園等職員給食費	(保育課)	△ 2,086
40 多摩・島しょ広域連携活動助成金 (多摩・島しょ広域連携活動助成金交付要綱) コミュニティ文化課 経済課	( )	△ 5,414 (△ 3,604) (△ 1,810)
52 自動販売機収入	(生涯学習課)	△ 1,632
59 滄浪泉園内お供え金	(環境政策課)	2
65 学校臨時休業対策費補助金 (学校臨時休業対策費補助金交付要綱)	(学務課)	1,998

## 款 22 市 債

## 項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		金 額
				区 分		
2 土 木 債	千円 439,700	△ 千円 61,000	千円 378,700	2 都市計画債	△	千円 61,000

説

明

千円

1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財政課) △ 57,000
2 都市計画道路3・4・12号線整備事業債	(財政課) △ 4,000

3 歳出

款 1 議会費

項 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1議会費	千円 368,416	千円 2,608	千円 371,024	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 2,608		千円	千円
2,608	2 紙料	△ 427	1 職員人件費その他 (職員課) 2,608
	3 職員手当等	3,182	2 紙料 (△ 427)
	4 共済費	△ 135	一般職給料 △ 427 3 職員手当等 (△ 3,182) 4 共済費 (△ 135)
	8 旅費	△ 12	8 旅費 (△ 12) 普通旅費 △ 12

## 款 2 総務費

## 項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 一般管理費	千円 1,371,722	千円 75,387	千円 1,447,109	千円	千円	千円
2 文書管理費	551,947	△ 1,012	550,935	△ 1,012 △ 1,012		
6 会計管理費	11,167	495	11,662			
8 企画調整費	47,278	△ 467	46,811			
10 市民文化費	353,869	△ 15,909	337,960		△ 3,604 △ 3,604	

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 75,387		千円	千円
2 納入料	15,995		1 職員人件費その他 ( ) 75,387
3 職員手当等	57,409		(1) 職員課関係経費 75,326
4 共済費	2,022		2 納入料 ( ) 15,995
8 旅費	△ 39		一般職給料 ( ) 15,995
			3 職員手当等 ( ) 57,409
			4 共済費 ( ) 1,922
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) 61
			4 共済費 ( ) 100
			8 旅費 (△ 39)
			普通旅費 △ 39
12 委託料	△ 1,012		6 基幹系システムに要する 経費 (情報システム課) △ 1,012
			12 委託料 (△ 1,012)
			基幹系システム修正委託料(社会 保障・税番号制度国外転出者分) △ 1,012
495			
495	11 役務費 5 手数料	495 495	1 出納事務に要する経費 (会計課) 495
			11 役務費 ( ) 495
			銀行振込手数料 495
△ 467			
△ 2,657	7 報償費	969	1 企画・調整に要する経費 (企画政策課) △ 2,657
	11 役務費 1 郵便料	475 475	12 委託料 (△ 2,657)
			第5次基本構想・前期基本計画策 定支援委託料 △ 2,657
2,190	12 委託料	△ 1,911	7 ふるさと納税に要する経 費 (企画政策課) 2,190
			7 報償費 ( ) 969
			ふるさと納税返礼品 969
			11 役務費 ( ) 475
			郵便料 475
			12 委託料 ( ) 746
			ふるさと納税事務委託料 746
△ 12,305			
△ 91	18 負担金補助及び交 付金	△ 15,909	1 三宅村友好都市交流に要 する経費 (コミュニティ文) △ 3,695
			18 負担金補助及び交付金 (△ 3,695)
			青少年自然・文化体験交流事業 i n 三宅負担金 △ 3,695

## 款 2 総務費

## 項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11 財政調整基金費	1,500,281	100,000	1,600,281			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 12,214		千円	千円 3 文化振興に要する経費 (コミュニティ文) △ 12,214
			18 負担金補助及び交付金 (△ 12,214) なかよし市民まつり実行委員会補助金 △ 10,610 市民文化祭実行委員会補助金 △ 1,604
100,000			
100,000	24 積立金	100,000	1 財政調整基金積立金 (財政課) 100,000 24 積立金 (100,000) 財政調整基金積立金 (積立元金) 100,000

## 款 2 総 務 費

## 項 2 徴 稅 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	357,007	△ 13,130	343,877			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 13,130		千円	千円 1 職員人件費その他 (職員課) △ 13,130 2 給料 一般職給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 普通旅費
	2 給料	△ 6,003	(△ 6,003) △ 6,003
	3 職員手当等	△ 4,319	(△ 4,319)
	4 共済費	△ 2,674	(△ 2,674)
	8 旅費	△ 134	(△ 134) △ 134

## 款 2 総務費

## 項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 戸籍住民基本台帳費	千円 355,771	千円 8,880	千円 364,651	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 8,880		千円	千円
2 給料	△ 1,610		
3 職員手当等	9,752		
4 共済費	775		
8 旅費	△ 37		
			1 職員人件費その他 (職員課) 8,880
			2 給料 (△ 1,610)
			一般職給料 △ 1,610
			3 職員手当等 ( 9,752 )
			4 共済費 ( 775 )
			8 旅費 (△ 37)
			普通旅費 △ 37

## 款 2 総務費

## 項 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 選挙管理委員会費	千円 48,283	千円 △ 1,166	千円 47,117	千円	千円	千円
3 都知事選挙費	58,955	△ 4,358	54,597	△ 4,358 △ 4,358		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,166			
△ 1,166	2 給料	514	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,166
	3 職員手当等	△ 2,203	2 給料 (514) 一般職給料 514
	4 共済費	546	3 職員手当等 (△ 2,203) 4 共済費 (546)
	8 旅費	△ 23	8 旅費 (△ 23) 普通旅費 △ 23
	1 報酬	△ 2,218	1 都知事選挙に要する経費 (選挙管理委員会) △ 4,358
	7 報償費	△ 2,140	1 報酬 (△ 2,218) 選挙事務会計年度任用職員報酬 △ 2,218 7 報償費 (△ 2,140) 選挙事務従事者謝礼 △ 2,140

## 款 2 総務費

## 項 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 人口統計調査費	千円 84,873	千円 △ 22,124	千円 62,749	千円 △ 22,124	千円 △ 22,124	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	1 報酬	△ 9,037	1 人口統計調査に要する経費 ( ) △ 22,124
	12 委託料	△ 13,087	(2) 国勢調査費 (総務課) 1 報酬 (△ 9,037) 国勢調査指導員報酬 △ 1,251 国勢調査員報酬 △ 7,786 12 委託料 (△ 13,087) 契約差金等 (ヨールセンター委託 料他2件) △ 13,087

## 款 2 総務費

## 項 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 監査委員費	千円 34,557	千円 △ 1,229	千円 33,328	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,229			
△ 1,229	2 給料	△ 545	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,229
	3 職員手当等	△ 331	2 給料 一般職給料 △ 545
	4 共済費	△ 353	3 職員手当等 4 共済費 △ 331 △ 353

## 款 3 民 生 費

## 項 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1. 社会福祉総務費	千円 1,104,030	千円 16,233	千円 1,120,263	△ 651	千円	千円
				△ 1,874		
				△ 1,457		
				△ 3,549		
				707		
				5,522		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
16,884			
12,355	1 報酬	△ 2,343	1 職員人件費その他 (職員課) 12,355
	2 給料	2,069	2 給料 (一般職給料) 2,069
	3 職員手当等	10,445	3 職員手当等 (10,445)
	4 共済費	54	4 共済費 (54)
△ 3,179	7 報償費	△ 1,874	8 旅費 (△ 213) 普通旅費 △ 213
	8 旅費	△ 1,049	
	11 役務費 5 手数料	2 2	1 報酬 (△ 2,343) 社会福祉委員報酬 △ 2,343
	18 負担金補助及び交付金	△ 3,521	8 旅費 (△ 836) 委員旅費 △ 836
△ 2,018	19 扶助費	8,618	
	22 償還金利子及び割引料	3,832	3 民生委員等に要する経費 (地域福祉課) △ 1,874
3,787			7 報償費 (民生委員活動費 委員) △ 1,874
28			10 心身障害者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) △ 3,475
238			19 扶助費 (心身障害者福祉手当) △ 3,475
1,841			11 難病者福祉手当支給に要する経費 (自立生活支援課) 3,787
			19 扶助費 (難病者福祉手当) △ 3,787
			14 負担金・補助金 (地域福祉課) △ 3,521
			18 負担金補助及び交付金 (福祉サービス第三者評価受審費補助金) △ 3,521
			21 自立支援医療・更生医療給付に要する経費 (自立生活支援課) 945
			11 役務費 (更生医療支払手数料) (2) 2
			19 扶助費 (更生医療給付) (943) 943
			28 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 (地域福祉課) 7,363
			19 扶助費 (住居確保給付金) (7,363) 7,363

## 款 3 民 生 費

## 項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,252,376	27,189	2,279,565	5,130 9,677  8,166  461  △ 813  △ 1,023	△ 23,860	
4 高齢者福祉費	554,908	△ 11,490	543,418	59,183	△ 63,656	

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 3,832		千円	千円 34 返還金・還付金 ( ) 3,832 (2) 地域福祉課関係経費 3,832 22 債還金利子及び割引料 ( ) 3,832 令和元年度地域福祉推進区市町村 包括補助事業都補助金返還金 3,832
45,919 3,226	12 委託料	△ 2,047	22 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 12,903
	18 負担金補助及び交付金	△ 813	19 扶助費 介護給付費 ( 12,903) 12,903
2,723	19 扶助費	24,800	23 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 10,889
547	22 債還金利子及び割引料	5,249	19 扶助費 訓練等給付費 ( 10,889) 10,889
△ 1,024			25 共同生活援助等家賃助成 に要する経費 (自立生活支援課) 1,008 1,008 19 扶助費 共同生活援助等家賃助成費 ( 1,008) 1,008
5,249			27 障害者(児)施設運営費 補助に要する経費 (自立生活支援課) △ 813 813 18 負担金補助及び交付金 児童発達支援センターサービス推進事業補助金 (△ 813) △ 813
△ 7,017 △ 4,427	30 重症心身障害児(者)等 在宅レスパイト事業に要 する経費 (自立生活支援課) △ 2,047 2,047 12 委託料 重症心身障害児(者)等在宅レス パイト事業委託料 (△ 2,047) △ 2,047		
	32 返還金・還付金		(自立生活支援課) 5,249
	22 債還金利子及び割引料		( 5,249) 令和元年度特別支援学校等の臨時 休業に伴う放課後デイサービス支 援事業都補助金返還金 5,249
	9 高齢者住宅事業に要する 経費 (まちづくり推進) △ 4,427		
	13 使用料及び賃借料	△ 4,427	13 使用料及び賃借料 高齢者住宅借上料(ボヌールはけ の道) (△ 4,427)
	18 負担金補助及び交付金	△ 2,978	△ 1,728

## 款 3 民生費

## 項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
4 高齢者福祉費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				△ 389		
				△ 4,084		
5 青少年対策費	11,951	△ 513	11,438			
7 国民健康保険事業費	1,178,405	△ 372	1,178,033	△ 2,025		
8 介護保険事業費	1,421,000	△ 36,000	1,385,000	△ 2,025		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 389			高齢者住宅借上料（コンフォール 貰井） △ 1,407 高齢者住宅借上料（グリーンタウ ン小金井） △ 1,292 <b>42 介護職員宿舎借上支援事 業に要する経費</b> (介護福祉課) △ 778 18 負担金補助及び交付金 介護職員宿舎借上支援事業補助金 (△ 778) △ 778
△ 1			<b>43 介護予防による地域づく り推進事業に要する経費</b> (介護福祉課) △ 4,085 12 委託料 介護予防による地域づくり推進事 業委託料 (△ 4,085) △ 4,085
△ 2,200			<b>46 介護事業所運営補助に要 する経費</b> (介護福祉課) △ 2,200 18 負担金補助及び交付金 介護事業所運営補助金 (△ 2,200) △ 2,200
△ 513			
△ 513	18 負担金補助及び交 付金	△ 513	<b>2 青少年健全育成に要する 経費</b> (児童青少年課) △ 513 18 負担金補助及び交付金 青少年健全育成補助金 (△ 513) △ 513
1,653			
1,653	27 繰出金	△ 372	<b>1 国民健康保険特別会計繰 出金</b> (財政課) △ 372 27 繰出金 保険基盤安定分繰出金 (△ 372) △ 2,700 職員給与費等繰出金 (△ 2,328)
△ 36,000			
△ 36,000	27 繰出金	△ 36,000	<b>1 介護保険特別会計繰出金</b> (財政課) △ 36,000 27 繰出金 介護給付費繰出金 (△ 36,000) 地域支援事業（介護予防・日常生 活支援総合事業）繰出金 (△ 4,040) 地域支援事業（介護予防・日常生 活支援総合事業以外）繰出金 (△ 5,144) 低所得者保険料軽減繰出金 (△ 482) 職員給与費等繰出金 (△ 10) 要介護認定事務費繰出金 (△ 18,555) △ 7,789

## 款 3 民 生 費

## 項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
9 地域福祉基金費	千円 6,512	千円 315	千円 6,827	千円	千円	千円 315 315
10 後期高齢者医療費	1,128,520	△ 33,215	1,095,305	4,216 4,216		
11 特別定額給付金給付費	12,375,277	△ 38,929	12,336,348	△ 38,929 △ 38,929		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	24 積立金	315	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課) 315 24 積立金 (地域福祉基金積立金(積立元金)) 315
△ 37,431			
△ 37,431	27 繰出金	△ 33,215	1 後期高齢者医療特別会計 繰出金 (財政課) △ 33,215 27 繰出金 (△ 33,215) 療養給付費繰出金 (△ 23,540) 保険基盤安定繰出金 (△ 5,622) 保険料軽減措置繰出金 (△ 15,451) その他繰出金 (△ 154)
	1 報酬	△ 2,015	1 特別定額給付金給付に要する経費 (△ 38,929)
	11 役務費 1 郵便料	△ 5,610 △ 5,610	(1) 情報システム課関係経費 △ 4,752 12 委託料 △ 4,752
	12 委託料	△ 5,504	契約差金(基幹系システム修正等) 委託料(特別定額給付金対応分) △ 4,752
	18 負担金補助及び交付金	△ 25,800	(2) 地域福祉課関係経費 △ 34,177 1 報酬 (△ 2,015) 特別定額給付金業務会計年度任用 職員報酬 △ 2,015 11 役務費 (△ 5,610) 郵便料 △ 5,610 12 委託料 (△ 752) 契約差金(特別定額給付金給付事務等委託料) △ 752 18 負担金補助及び交付金 (△ 25,800) 特別定額給付金 △ 25,800

款 3 民 生 費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	千円 6,588,002	千円 1,280,609	千円 7,868,611	千円 1,122,548	千円 36,660	千円 5,773
					3,418	2,982

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
158,061			
△ 14,375	2 給料	△ 4,937	1 職員人件費その他 (職員課) △ 14,375
	3 職員手当等	△ 7,782	2 給料 (△ 4,937) 一般職給料 (△ 4,937)
	4 共済費	△ 1,412	3 職員手当等 (△ 7,782) 4 共済費 (△ 1,412)
	8 旅費	△ 244	8 旅費 (△ 244) 普通旅費 (△ 244)
9,844	12 委託料	12	
1,938	18 負担金補助及び交付金	1,256,277	8 民間保育所助成に要する 経費 (保育課) 46,504
	19 扶助費	7,699	18 負担金補助及び交付金 (46,504) 保育サービス推進事業補助金 (16,104)
	22 償還金利子及び割引料	30,996	保育所等における児童の安全対策 強化事業費補助金 (8,000) 民間保育所等業務効率化推進事業 補助金 (11,000) 保育体制強化事業費補助金 (11,400)
1,460			19 障害児通所給付に要する 経費 (自立生活支援課) 7,711
△ 136			12 委託料 (12) 給付費支払事務委託料 (12)
			19 扶助費 (7,699) 障害児通所給付費 (7,699)
30,996			22 私立幼稚園補助金に要する 経費 (保育課) 4,878
			18 負担金補助及び交付金 (4,878) 幼稚園型一時預かり事業補助金 (4,878)
			23 認可外保育施設助成に要する 経費 (保育課) 2,846
			18 負担金補助及び交付金 (2,846) 保育従事職員等キャリアアップ補助金 (2,846)
			26 返還金・還付金 ( ) 30,996
			(3) 子育て支援課関係経費 (30,996)
			22 償還金利子及び割引料 (30,996) 令和元年度子ども・子育て支援国庫交付金返還金 (13,934) 令和元年度子ども・子育て支援都交付金返還金 (13,990) 令和元年度子ども家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金 (714) 令和元年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 返還金 (38)

## 款 3 民 生 費

## 項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				1,073,715		
2 児童措置費	3,673,250	66,824	3,740,074	46,392		
				46,392		
3 児童福祉施設費	68,424	0	68,424	1,425		
4 保育園費	1,128,015	△ 72,428	1,055,587			△ 7,369
						△ 7,369
5 学童保育所費	352,076	△ 6,462	345,614			△ 23,479

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
128,334			令和元年度児童措置費国庫負担金返還金（母子生活支援施設措置費） 233 令和元年度児童措置費国庫負担金返還金（助産施設措置費） 1,235 令和元年度児童措置費都負担金返還金（母子生活支援施設措置費） 117 令和元年度児童措置費都負担金返還金（助産施設措置費） 618 令和元年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金 117
20,432			
20,432	12 委託料	61,960	<u>32 保育施設開設及び改修等に要する経費</u> (保育課) 1,202,049
	18 負担金補助及び交付金	4,864	18 負担金補助及び交付金 ( 1,202,049) 保育所整備事業補助金 591,954 貸貸物件による保育所改修費等支援事業補助金 603,099 病児保育施設整備事業補助金 5,196 民間保育所等非常通報装置整備事業補助金 1,800
△ 1,425			
△ 65,059			
△ 68,613	2 給料	△ 31,394	<u>1 職員人件費その他</u> (職員課) △ 68,613
	3 職員手当等	△ 23,592	2 給料 (△ 31,394) 一般職給料 △ 31,394
	4 共済費	△ 13,543	3 職員手当等 (△ 23,592) 4 共済費 (△ 13,543)
	8 旅費	△ 84	8 旅費 (△ 84) 普通旅費 △ 84
3,554	10 需用費 12 賄材料費	△ 3,140 △ 3,140	<u>3 保育園運営に要する経費</u> (保育課) △ 3,815
	12 委託料	△ 675	10 需用費 (△ 3,140) 賄材料費 △ 3,140 12 委託料 (△ 675) 契約差金（メール配信サービス委託料） △ 675
17,017			

## 款 3 民 生 費

## 項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
5 学童保育所費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						△ 23,479
6 ひとり親福祉費	39,769	2,233	42,002			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 17,017		千円	千円
1 報酬	△ 1,782		2 学童保育所運営に要する 経費 (児童青少年課) △ 6,462
12 委託料	△ 4,680		1 報酬 (△ 1,782) 学童保育補助業務会計年度任用職員報酬 △ 1,782 12 委託料 (△ 4,680) あかね学童保育所運営委託料（障がい児受入分） △ 1,560 まえはら学童保育所運営委託料（障がい児受入分） △ 1,560 みどり学童保育所運営委託料（障がい児受入分） △ 1,560
2,233			6 返還金・還付金 (子育て支援課) 2,233
2,233	22 償還金利子及び割引料	2,233	22 償還金利子及び割引料 ( 2,233) 平成31年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 2,157 平成31年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 76

## 款 3 民生費

## 項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 生活保護総務費	千円 244,661	千円 △ 1,245	千円 243,416	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,245			
△ 1,245	2 紙料	277	
	3 職員手当等	△ 2,097	
	4 共済費	711	
	8 旅費	△ 136	

1 職員人件費その他	(職 員 課)	△ 1,245
2 紙 料	(	277)
一般職給料		277
3 職員手当等	(△	2,097)
4 共 済 費	(	711)
8 旅 費	(△	136)
普通旅費	△	136

## 款 3 民 生 費

## 項 4 国民年金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 国民年金総務費	千円 32,726	千円 2,096	千円 34,822	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 2,096		千円	千円
2,066	2 給料	318	1 職員人件費その他 (職員課) 2,066
	3 職員手当等	1,095	2 納料 (318) 一般職給料 318
	4 共済費	660	3 職員手当等 (1,095) 4 共済費 (660)
30	8 旅費	△ 7	8 旅費 (△ 7) 普通旅費 △ 7
	22 債還金利子及び割引料	30	2 国民年金事務に要する経費 (保険年金課) 30
			22 債還金利子及び割引料 (30) 令和元年度年金生活者支援給付金 支給準備市町村事務取扱国庫交付 金返還金 30

## 款 4 衛 生 費

## 項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	千円 843,013	千円 △ 1,805	千円 841,208	千円 445	千円	千円
2 感染症予防費	82,160	0	82,160	8,819	△ 8,819	
3 予防接種費	495,454	6,412	501,866			
5 環境対策費	41,894	△ 1,922	39,972			
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	186,967	30,236	217,203			236

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,250			
△ 2,727	2 給料	△ 3,048	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,727 2 給料 一般職給料 (△ 3,048) 3 職員手当等 (△ 204) 4 共済費 (△ 243) 8 旅費 (△ 126) 普通旅費 (△ 126) 11 役務費 (△ 22) 6 その他の役務費 (△ 22)
477	3 職員手当等	204	
	4 共済費	243	
	8 旅費	△ 126	
	11 役務費	22	
	13 使用料及び賃借料	9	31 妊婦面談に要する経費 (健康課) 922 11 役務費 (△ 22) 回線使用料 (△ 22) 13 使用料及び賃借料 (△ 9) リモート会議システムライセンス 使用料 (△ 9) 17 備品購入費 (△ 891) 一般機器類 (△ 891)
	17 備品購入費	891	
6,412			
4,907	12 委託料	6,412	3 日本脳炎予防接種に要する経費 (健康課) 4,907 12 委託料 (△ 4,907) 日本脳炎個別接種委託料 (△ 4,907)
1,505			13 水痘ワクチン接種に要する経費 (健康課) 1,505 12 委託料 (△ 1,505) 水痘ワクチン個別接種委託料 (△ 1,505)
△ 1,922			
△ 616	12 委託料	△ 1,922	1 環境調査・測定に要する経費 (環境政策課) △ 616 12 委託料 (△ 616) 契約差金 (自動車騒音常時監視調査委託料) (△ 616)
△ 1,306			4 環境啓発に要する経費 (環境政策課) △ 1,306 12 委託料 (△ 1,306) エコドライブ教習会運営委託料 (△ 509) 環境啓発事業委託料 (△ 797)
30,000			
	24 積立金	30,236	

## 款 4 衛 生 費

## 項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	千円	千円	千円	千円	千円	千円 236

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 30,000		千円	千円
			<p>1 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (健康課) 30,236</p> <p>24 積立金 (新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金)) 30,236</p>

## 款 4 衛 生 費

## 項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 清掃総務費	千円 248,616	千円 △ 18,456	千円 230,160	千円	千円	千円
4 環境基金費	200,562	25,179	225,741			287 287

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 18,456 △ 18,456		千円	千円 1 職員人件費その他 (職員課) △ 18,456 2 給料 (△ 10,795) 一般職給料 3 職員手当等 (△ 5,037) 4 共済費 (△ 2,580) 8 旅費 (△ 44) 普通旅費
	2 給料	△ 10,795	
	3 職員手当等	△ 5,037	
	4 共済費	△ 2,580	
	8 旅費	△ 44	
24,892			
24,892	24 積立金	25,179	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 25,179 24 積立金 (環境基金積立金(積立元金)) 25,179

## 款 6 農林水産業費

## 項 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
3 農業振興費	千円 18,226	千円 △ 11,311	千円 6,915	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 11,311			
△ 11,311	7 報償費	△ 777	1 農業振興対策に要する経費 (経済課) △ 11,311
	12 委託料	△ 6,694	7 報償費 (△ 777) 農業振興計画策定委員会委員謝礼 △ 777 12 委託料 (△ 6,694) 苗木無料配布委託料 △ 775 農業振興計画策定支援委託料 △ 5,919 18 負担金補助及び交付金 (△ 3,840) 小金井市農業振興連合会補助金 △ 3,840
	18 負担金補助及び交付金	△ 3,840	

## 款 7 商 工 費

## 項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 商工総務費	千円 84,290	千円 1,284	千円 85,574	千円	千円	千円
2 商工振興費	622,756	△ 35,505	587,251	△ 9,931 △ 9,931		
3 觀 光 費	35,491	△ 1,810	33,681		△ 1,810 △ 1,810	

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 1,284		千円	千円
1,284	2 紙料	△ 538	1 職員人件費その他 (職員課) 1,284
	3 職員手当等	1,901	2 紙料 (△ 538) 一般職給料 △ 538
	4 共済費	△ 7	3 職員手当等 ( 1,901) 4 共 済 費 (△ 7)
	8 旅費	△ 72	8 旅 費 (△ 72) 普通旅費 △ 72
△ 25,574			
△ 25,574	7 報償費	△ 1,048	1 商工振興に要する経費 (経済課) △ 35,505
	12 委託料	△ 6,041	7 報 償 費 (△ 1,048) 産業振興プラン策定委員会委員謝礼 △ 1,048
	18 負担金補助及び交付金	△ 28,416	12 委 託 料 (△ 6,041) 産業振興プラン策定支援委託料 △ 6,041
			18 負担金補助及び交付金 (△ 28,416) 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 △ 18,777 農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金 △ 9,639
	12 委託料	△ 1,810	1 観光振興に要する経費 (経済課) △ 1,810
			12 委 託 料 (△ 1,810) 3市交流連携及び地域資源魅力向上事業支援委託料 △ 1,810

款 土 木 費

項 1 土木管理費

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 26,840		千円	千円
△ 6,254	2 給料	△ 7,220	1 職員人件費その他 (職員課) △ 10,182
	3 職員手当等	△ 1,374	2 給料 (△ 7,220) 一般職給料 △ 7,220
	4 共済費	△ 1,434	3 職員手当等 (△ 1,374) 4 共済費 (△ 1,434)
	8 旅費	△ 154	8 旅費 (△ 154) 普通旅費 △ 154
33,094	18 負担金補助及び交付金	33,094	3 コミュニティバスに要する経費 (交通対策課) 33,094
			18 負担金補助及び交付金 (33,094) コミュニティバス運行補助金 33,094

## 款 8 土木費

## 項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 道路橋りょう総務費	千円 120,491	千円 5,434	千円 125,925	千円 △ 4,067	千円	千円
				△ 107		
				△ 3,960		
3 道路新設改良費	656,955	△ 144,669	512,286	△ 138,663		
				△ 19,965		
				△ 112,186		
				△ 6,512		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 9,501		千円	千円
10,821	2 給料	3,892	1 職員人件費その他 (職員課) 10,714
	3 職員手当等	5,093	2 給料 (3,892) 一般職給料 3,892
	4 共済費	1,821	3 職員手当等 (5,093)
	8 旅費	△ 92	4 共済費 (1,821) 8 旅費 (△ 92) 普通旅費 △ 92
△ 1,320	12 委託料	△ 5,280	4 都市再生地籍調査事業に 要する経費 (道路管理課) △ 5,280
△ 6,006			12 委託料 (△ 5,280) 契約差金 (都市再生地籍調査委託 料) △ 5,280
△ 6,006	11 役務費 5 手数料	△ 901 △ 901	1 道路新設改良に要する経 費 (道路管理課) △ 25,971
	12 委託料	△ 46,679	12 委託料 (△ 25,971) 契約差金等 (無電柱化予備設計委 託料他2件) △ 25,971
	16 公有財産購入費	△ 6,289	2 都道134号線整備に要 する経費 ( ) △ 112,186
	21 補償補填及び賠償 金	△ 90,800	(1) 都市計画課関係経費 △ 112,186 11 役務費 (△ 901) 都道134号線土地鑑定評価手数 料 △ 901 12 委託料 (△ 17,638) 都道134号線物件調査委託料 △ 12,985 都道134号線測量調査委託料 △ 4,653 16 公有財産購入費 (△ 3,047) 都道134号線用地取得費 △ 3,047 21 補償補填及び賠償金 (△ 90,600) 都道134号線用地取得に伴う物 件補償費 △ 90,600
			3 主要地方道15号線整備 に要する経費 ( ) △ 6,512
			(1) 都市計画課関係経費 △ 3,442 16 公有財産購入費 (△ 3,242) 主要地方道15号線用地取得費 △ 3,242 21 補償補填及び賠償金 (△ 200) 主要地方道15号線用地取得に伴 う物件補償費 △ 200 (2) 道路管理課関係経費 △ 3,070 12 委託料 (△ 3,070)

## 款 8 土木費

## 項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
3 道路新設改良費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 街路灯照明費	51,024	△ 3,610	47,414			
6 交通安全対策費	170,361	0	170,361			△ 27,084

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
			主要地方道15号線引込管路等整備委託料 △ 3,070
△ 3,610			
△ 3,610	10 需用費 6 光熱水費	△ 3,610 △ 3,610	1 街路灯維持管理に要する 経費 (交通対策課) △ 3,610 10 需用費 光熱水費 (△ 3,610) △ 3,610
27,084			

## 款 8 土木費

## 項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 都市計画総務費	千円 1,171,637	千円 △ 791,859	千円 379,778	千円 △ 663,526	千円	千円
				△ 900		
				△ 662,626		
2 土地区画整理費	858,402	△ 202,200	656,202	△ 74,175	△ 57,000	
				△ 74,175	△ 57,000	
3 街路事業費	456,167	△ 17,682	438,485	△ 34,875	△ 4,000	
				△ 4,000		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 128,333			
△ 1,795	2 給料	△ 485	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,795
	3 職員手当等	△ 1,388	2 給料 一般職給料 △ 485
	4 共済費	454	3 職員手当等 (△ 1,388)
	8 旅費	△ 376	4 共済費 (△ 454)
△ 1,045	12 委託料	△ 4,226	8 旅費 (△ 376) 普通旅費 △ 376
	18 負担金補助及び交付金	△ 785,838	3 都市計画事務に要する経費 (都市計画課) △ 1,045
△ 3,181			12 委託料 都市計画マスターplan策定支援 委託料 (△ 1,045)
△ 300			5 建築事務に要する経費 (建築営繕課) △ 3,181
△ 122,012			12 委託料 契約差金(特定建築物等定期調査 報告委託料) (△ 3,181)
			9 木造住宅耐震助成に要する 経費 (まちづくり推進) △ 1,200
			18 負担金補助及び交付金 木造住宅耐震改修助成金 (△ 1,200)
			11 特定緊急輸送道路沿道建 築物耐震化助成に要する 経費 (まちづくり推進) △ 784,638
			18 負担金補助及び交付金 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震 補強設計助成金 (△ 784,638)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震 改修助成金 (△ 16,125)
△ 71,025			△ 768,513
△ 71,025	7 報償費	△ 805	1 土地区画整理事業に要す る経費 (区画整理課) △ 202,200
	12 委託料	△ 201,395	7 報償費 東小金井駅北口まちづくり協議会 謝礼 △ 805
21,193			12 委託料 東小金井駅北口土地区画整理事業 委託料 (△ 201,395)
△ 13,682	12 委託料	△ 13,236	1 都市計画道路3・4・1 2号線整備に要する経費 (道路管理課) △ 17,682

## 款 8 土木費

## 項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
3 街路事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	176,425	△ 6,227	170,198			
7 みどりと公園基金費	7,880	473	8,353			473
						473

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	14 工事請負費	△ 4,446	12 委託料 都市計画道路3・4・12号線引込管路等整備委託料 14 工事請負費 都市計画道路3・4・12号線街路築造工事
△ 6,227			
△ 1,170	10 需用費 10 修繕料	△ 3,095 △ 3,095	2 児童遊園・子供広場整備 に要する経費 (環境政策課) △ 1,170
	12 委託料	△ 563	14 工事請負費 契約差金(貫井南町四丁目第四児童遊園他公園灯撤去新設工事)
△ 563	14 工事請負費	△ 2,569	4 緑地等維持管理に要する 経費 (環境政策課) △ 563
△ 3,095			12 委託料 滝浪泉園緑地等管理委託料
△ 1,399			5 都市公園等の維持管理に 要する経費 (環境政策課) △ 3,095
	10 需用費 修繕料		10 需用費 (△ 3,095) 修繕料 (△ 3,095)
	9 緑地の整備に要する経費		9 緑地の整備に要する経費 (環境政策課) △ 1,399
	14 工事請負費 契約差金(梶野町緑化事業用地原状回復工事)		14 工事請負費 契約差金(梶野町緑化事業用地原状回復工事)
	24 積立金	473	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 473
			24 積立金 みどりと公園基金積立金(積立元 金)
			( 473) 473

## 款 9 消防費

## 項 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 非常備消防費	千円 103,317	千円 △ 10,338	千円 92,979	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 10,338			
△ 10,338	1 報酬	△ 2,172	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) △ 10,338
	8 旅費	△ 8,166	1 報酬 △ 2,172 団員報酬 8 旅費 △ 8,166 費用弁償 △ 8,166

## 款 10 教育費

## 項 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 事務局費	千円 468,945	千円 △ 309	千円 468,636	千円	千円	千円
3 教育指導費	258,374	△ 20,456	237,918	△ 700		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 309			
6,416	1 報酬	△ 1,595	1 職員人件費その他 ( ) 6,416
	2 給料	12,278	(1) 職員課関係経費 9,401
	3 職員手当等	△ 6,465	2 給料 ( ) 12,178 一般職給料 12,178
	4 共済費	2,396	3 職員手当等 (△ 4,880) 4 共済費 ( ) 2,296
	8 旅費	△ 198	8 旅費 (△ 193) 普通旅費 △ 193
	12 委託料	△ 6,218	(2) 職員課関係経費 (再任用職員) 255
	18 負担金補助及び交付金	△ 507	2 給料 ( ) 100 再任用職員給料 100
△ 507			3 職員手当等 ( ) 60 4 共済費 ( ) 100
			8 旅費 (△ 5) 普通旅費 △ 5
△ 6,218			(3) 庶務課関係経費 △ 3,240
			1 報酬 (△ 1,595)
			育休代替業務会計年度任用職員報酬 △ 1,595
			3 職員手当等 (△ 1,645)
			2 奨学資金に要する経費 (庶務課) △ 507
			18 負担金補助及び交付金 (△ 507) 奨学金 △ 507
			5 教育委員会事務局事務に要する経費 ( ) △ 6,218
			(1) 庶務課関係経費 △ 6,218
△ 19,756			12 委託料 (△ 6,218)
△ 5,230	7 報償費	△ 2,729	契約差金等 (学校施設長寿命化計画策定支援委託料他1件) △ 6,218
	12 委託料	△ 6,522	
	13 使用料及び賃借料	△ 3,684	
	18 負担金補助及び交付金	△ 7,521	
△ 2,769			4 海の移動教室に要する経費 (指導室) △ 5,230
			12 委託料 (△ 693) 付添看護委託料 △ 693
			13 使用料及び賃借料 (△ 1,792) 宿舎借上料 △ 1,792
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,745) 参加児童補助金 △ 2,745
			5 山の移動教室に要する経費 (指導室) △ 2,769
			18 負担金補助及び交付金 (△ 2,769) 参加生徒補助金 △ 2,769

款 10 教 育 費

項 1 教育總務費

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,048			6 特別支援学級移動教室に要する経費 (指導室) △ 1,048 13 使用料及び賃借料 (△ 1,048) バス借上料 △ 1,048
△ 3,459			7 林間学校に要する経費 (指導室) △ 3,459 12 委託料 (△ 2,615) 付添看護委託料 △ 621 林間学校輸送委託料 △ 1,994 13 使用料及び賃借料 (△ 844) バス借上料 △ 844
△ 2,595			8 修学旅行に要する経費 (指導室) △ 2,595 12 委託料 (△ 588) 付添看護委託料 △ 588 18 負担金補助及び交付金 (△ 2,007) 参加生徒補助金 △ 2,007
△ 2,626			16 音楽鑑賞教室に要する経費 (指導室) △ 2,626 12 委託料 (△ 2,626) オーケストラ鑑賞教室楽団出演委託料 △ 1,685 合唱鑑賞教室団員出演委託料 △ 941
△ 2,029			19 その他教育指導等に要する経費 (指導室) △ 2,729 7 報償費 (△ 2,729) オリエンピック・パラリンピック教育推進校講師等謝礼 △ 700 水泳指導介助員謝礼 △ 1,364 少人数指導等充実事業指導謝礼 △ 665
	24 積立金	641	1 教育施設整備基金積立金 (庶務課) 641 24 積立金 (教育施設整備基金積立金 (積立元金)) 641

## 款 10 教育費

## 項 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円 620,997	千円 △ 19,325	千円 601,672	千円	千円	千円
2 教育振興費	649,169	△ 1,345	647,824	△ 4 △ 4		
3 学校保健給食費	324,232	△ 1,984	322,248			540 540
4 学校建設費	184,455	0	184,455	4,051		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 19,325		千円	
405	2 給料	189	1 職員人件費その他 (職員課) 405
	3 職員手当等	△ 115	2 給料 (189) 一般職給料 189
	4 共済費	376	3 職員手当等 (△ 115) 4 共済費 (376)
	8 旅費	△ 45	8 旅費 (△ 45) 普通旅費 △ 45
△ 19,730	13 使用料及び賃借料	△ 19,730	2 学校運営に要する経費 (△ 19,730)
			(2) 学務課関係経費 △ 19,730
			13 使用料及び賃借料 (△ 19,730) 契約差金 (屋内運動場エアコン借上料 (令和2年度導入分)) △ 19,730
△ 1,341			
△ 1,341	19 扶助費	△ 1,345	3 就学援助に要する経費 (学務課) △ 1,345
			19 扶助費 (△ 1,345) 要保護・準要保護児童就学援助費 △ 1,345
△ 2,524			
△ 2,524	12 委託料	△ 1,984	3 学校給食に要する経費 (学務課) △ 1,984
			12 委託料 (△ 1,984) 契約差金 (給食室備品等搬出・保管・設置等委託料) △ 1,984
△ 4,051			

## 款 10 教育費

## 項 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円 277,657	千円 △ 16,954	千円 260,703	千円	千円	千円
2 教育振興費	309,404	△ 6,152	303,252	△ 260 △ 260		
3 学校保健給食費	204,869	0	204,869			183
4 学校建設費	63,621	△ 550	63,071	3,237 3,237		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 16,954		千円	千円
△ 16,954	2 納料	△ 10,413	1 職員人件費その他 (職員課) △ 16,954
	3 職員手当等	△ 3,871	2 納料 (△ 10,413) 一般職給料 △ 10,413
	4 共済費	△ 2,676	3 職員手当等 (△ 3,871) 4 共済費 (△ 2,676)
	8 旅費	6	8 旅費 (△ 6) 普通旅費 6
△ 5,892			
△ 5,892	19 扶助費	△ 6,152	3 就学援助に要する経費 (学務課) △ 6,152
			19 扶助費 (△ 6,152) 要保護・準要保護生徒就学援助費 △ 6,152
△ 183			
△ 3,787			
△ 3,787	14 工事請負費	△ 550	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 550
			14 工事請負費 (△ 550) 契約差金 (緑中学校トイレ改修工事) △ 550

## 款 10 教育費

## 項 4 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会教育総務費	千円 329,349	千円 △ 5,479	千円 323,870	千円 △ 4,331	千円	千円
3 図書館費	168,853	△ 2,170	166,683			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,148			
3,214	2 給料	2,598	1 職員人件費その他 (職員課) 3,214
	3 職員手当等	△ 744	2 給料 (一般職給料) 3 職員手当等 (△ 744)
	4 共済費	1,402	4 共済費 (△ 1,402)
	7 報償費	△ 2,496	8 旅費 (△ 42) 普通旅費 △ 42
△ 2,196	8 旅費	△ 42	
	12 委託料	△ 6,197	4 青少年育成事業に要する 経費 (生涯学習課) △ 2,196
△ 2,166			7 報償費 (△ 2,196) 校庭開放指導員謝礼 △ 2,196
			9 放課後子どもプラン事業 に要する経費 (生涯学習課) △ 6,497
			7 報償費 (△ 300) 放課後子どもプラン運営委員謝礼 △ 300
△ 2,170			12 委託料 (△ 6,197) 放課後子ども教室運営委託料 △ 6,197
△ 2,170	10 需用費 10 修繕料	△ 2,170 △ 2,170	2 図書館維持管理に要する 経費 (図書館) △ 2,170
			10 需用費 (△ 2,170) 修繕料 △ 2,170

## 款 10 教育費

## 項 5 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健体育総務費	千円 83,653	千円 △ 12,971	千円 70,682	千円 △ 3,247	千円	千円
				△ 1,191		
				△ 2,056		
2 体育施設費	879,056	0	879,056			△ 3,671

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 9,724			
2,130	2 給料	782	1 職員人件費その他 (職員課) 2,130
	3 職員手当等	1,047	2 給料 (一般職給料) 782
	4 共済費	334	3 職員手当等 (1,047)
	7 報償費	△ 784	4 共済費 (334)
△ 5,751	8 旅費	△ 33	8 旅費 (普通旅費) △ 33
△ 3,515	10 需用費 1 消耗品費	△ 1,776 △ 1,776	3 市民体育祭に要する経費 (生涯学習課) △ 5,751
	12 委託料	△ 10,342	12 委託料 (市民体育祭委託料) (△ 5,751)
	13 使用料及び賃借料	△ 1,309	4 スポーツ教室・各種大会に要する経費 (生涯学習課) △ 4,706
	18 負担金補助及び交付金	△ 890	12 委託料 (シニアスポーツフェスティバル運営委託料) (△ 3,816) 障害者(児)水泳教室運営委託料 △ 799 野川駅伝大会運営委託料 △ 543 市町村総合体育大会選手派遣委託料 △ 882 スポーツフェスティバル運営委託料 △ 634 958 18 負担金補助及び交付金 (健康ウォーキングフェスタ小金井交付金) (△ 890)
△ 784			5 スポーツ開放・学校開放に要する経費 (生涯学習課) △ 784
△ 1,804			7 報償費 (スポーツ開放校指導員謝礼) (△ 784)
	8 東京2020オリンピック・パラリンピック推進に要する経費		(生涯学習課) △ 3,860
	10 需用費 消耗品費		(△ 1,776) (△ 1,776)
	12 委託料		(△ 775)
	13 使用料及び賃借料		(レガシー銘板作製委託料) (△ 775) (△ 1,309)
			(会場借上料) (△ 1,309)
3,671			

## 款 11 公 債 費

## 項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 元 金	千円 2,169,385	千円 4,209	千円 2,173,594	千円	千円	千円
2 利 子	143,589	△ 11,812	131,777			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 4,209		千円	千円
4,209	22 債還金利子及び割引料	4,209	1 市債償還元金 (財政課) 4,209 22 債還金利子及び割引料 市債償還元金 ( 4,209) 4,209
△ 11,812			
△ 11,812	22 債還金利子及び割引料	△ 11,812	1 市債償還利子 (財政課) △ 11,812 22 債還金利子及び割引料 市債償還利子 (△ 11,812) △ 11,812

## 款 13 予 備 費

## 項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	千円 92,809	千円 19,525	千円 112,334	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 19,525		千円	千円

# 給与費明細書

## 特別職

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	勤勉手当	その他手当	計		
補正後	長等	3	30,149	12,113		110	42,372	6,869	49,241
	議員	24	141,187	56,715			197,902	50,269	248,171
	その他	1,397	171,947				171,947	279	172,226
	計	1,424	313,134	30,149	68,828	110	412,221	57,417	469,638
補正前	長等	3	30,149	12,113		136	42,398	7,128	49,526
	議員	24	141,187	56,715			197,902	50,269	248,171
	その他	1,830	185,499				185,499	279	185,778
	計	1,857	326,686	30,149	68,828	136	425,799	57,676	483,475
比較	長等					△26	△26	△259	△285
	議員								
	その他	△433	△13,552				△13,552		△13,552
	計	△433	△13,552			△26	△13,578	△259	△13,837

※ その他の手当は、通勤手当110千円である。

## 一般職

### (1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(4) 1,949	947,187	2,238,307	2,144,731	5,330,225	952,204	6,282,429	
補正前	(4) 1,954	954,797	2,276,810	2,115,055	5,346,662	964,965	6,311,627	
比較	( ) △5	△7,610	△38,503	29,676	△16,437	△12,761	△29,198	

( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位:千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	358,567	56,584	60,501	55,464		225,652
	補正前	358,415	48,492	60,507	48,416		221,489
	比較	152	8,092	△6	7,048		4,163
区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計	
	補正後		18,790	182,552	691,900	494,721	2,144,731
	補正前		14,945	159,206	716,175	487,410	2,115,055
	比較		3,845	23,346	△24,275	7,311	29,676

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明																
給料	△ 38,503	その他の 増減分 1 紹与改定分 0 2 異動等分 △ 38,503 3 再任用紹与改定分 0																	
職員手当	29,676	その他の 増減分 1 期末・勤勉手当 △ 16,964 (1) 紹与改定分 △ 24,410 (2) 異動等分 7,557 (3) 再任用紹与改定分 △ 111  2 その他 46,640 (1) 紹与改定分  (2) 異動等分 46,640 (3) 再任用紹与改定分 0	<p>※期末・勤勉手当の支給率 (見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月</th><th>12月</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td><td>2.325</td><td>2.325</td><td>4.65</td></tr> <tr> <td>支給見込</td><td>2.325</td><td>2.225</td><td>4.55</td></tr> <tr> <td>超過分</td><td>0.00</td><td>△ 0.10</td><td>△ 0.10</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.325	2.325	4.65	支給見込	2.325	2.225	4.55	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																
予算計上	2.325	2.325	4.65																
支給見込	2.325	2.225	4.55																
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																

## (3) 職員1人当たりの給料月額、紹与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職	技能労務職
令和2年12月1日現在	平均給料月額	306,245円
	平均給与月額	399,902円
	平均年齢	41歳 6月
令和元年12月1日現在	平均給料月額	303,073円
	平均給与月額	404,391円
	平均年齢	41歳 1月

地 方 債 年 度 前 前 に 年 度 未 に お け る 現 在 高 の 見 込 み 並 び に 前 年 度 に 関 す る 現 在 高 に お け る 現 在 高 の 見 込

(単位:千円)

区 分	平成30年度末 現在高	令和元年度末 現在高	令 和 2 年 度			中 増 額	減 見 込	令 和 2 年 度 末 現 在 高	見 込 領
			令 和 2 年 度 中 起 債	補 正 前 の 額	補 正 の 額				
1 普 通 債	14,013,668	14,021,769	1,045,500	△ 61,000	984,500	1,300,384	13,766,885	△ 61,000	13,705,885
(4) 土 木	9,245,953	9,187,819	439,700	△ 61,000	378,700	811,871	8,815,648	△ 61,000	8,754,648
2 そ の 他	7,496,862	6,613,860	0	0	0	873,210	5,744,859	△ 4,209	5,740,650
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	6,841,660	6,106,950	0	0	0	742,536	5,368,623	△ 4,209	5,364,414
合 計	21,510,530	20,635,629	1,045,500	△ 61,000	984,500	2,173,594	19,511,744	△ 65,209	19,446,535

## 令和2年度 基金現在高調べ

NO	基 金 名	名 区分	令 和 元 年 度 末 在 高 (A)	令 和 2 年 度 初 在 高 (B)	令 和 2 年 度 第 6 回 第 7 回			予 算 补 正 状 況			補 立 予 定 額 (C)	補 立 予 定 額 (D)	の 令 和 2 年 度 令 和 2 年 度 令 和 2 年 度 令 和 2 年 度 令 和 2 年 度 令 和 2 年 度
					△ 180,000	△ 180,000	100,000	100,000	100,000	1,600,000			(F)-(A)+(D)-(E)
1 財 政 調 整 基 金	元 金 利 子 計	3,613,987	281	1,680,000	△ 180,000					1,600,000	1,600,000	1,600,000	440,000
2 職 員 退 職 手 当 基 金	元 金 利 子 計	9,417	1							281	234,589	790,000	
3 庁 舍 建 設 基 金	元 金 利 子 計	2,788,701	276							1,600,000	1,600,000	1,230,000	3,984,268
4 地 域 福 祉 基 金	元 金 利 子 計	756,699	77	6,431							1	1	9,418
5 感 染 症 対 策 基 金	元 金 利 子 計			2,904	180,265	3,797	30,236	4	315	6,750	6,750	6,827	
6 環 境 基 金	元 金 利 子 計	1,116,540	122	440	2,904	180,265	1	3,798	30,236	1	789,123	115,171	2,673,806
7 都 市 再 開 発 整 備 基 金	元 金 利 子 計	3,029	1	200,000	440				25,179	25,619	217,203	217,202	115,171
8 みどりと公園基金	元 金 利 子 計	2,479	1	7,298	581				25,179	25,619	217,203	217,202	90,632
9 市 営 住 宅 整 備 基 金	元 金 利 子 計	58,978	6	3,233					25,179	25,619	225,619	225,619	90,632
10 教 育 施 設 整 備 基 金	元 金 利 子 計	107,323	16	570	923				25,179	25,619	225,619	225,619	126,571
11 土 地 開 発 基 金	元 金 利 子 計	65	1	3,239							1	1	66
合 计	元 金 利 子 計	8,457,218	211,101	1,691,279	265	3,801	156,844	0	1	1,852,189	2,063,290	783	907,161
			782	0		1		265	3,802	156,844	1,852,190	2,064,073	880,632
			211,883	1,691,279								1,787,793	8,733,498

議案第2号資料3

繰越明許費の内訳について

1 都道134号線用地取得に伴う物件補償費

款8 土木費 項2 道路橋りょう費 目3 道路新設改良費

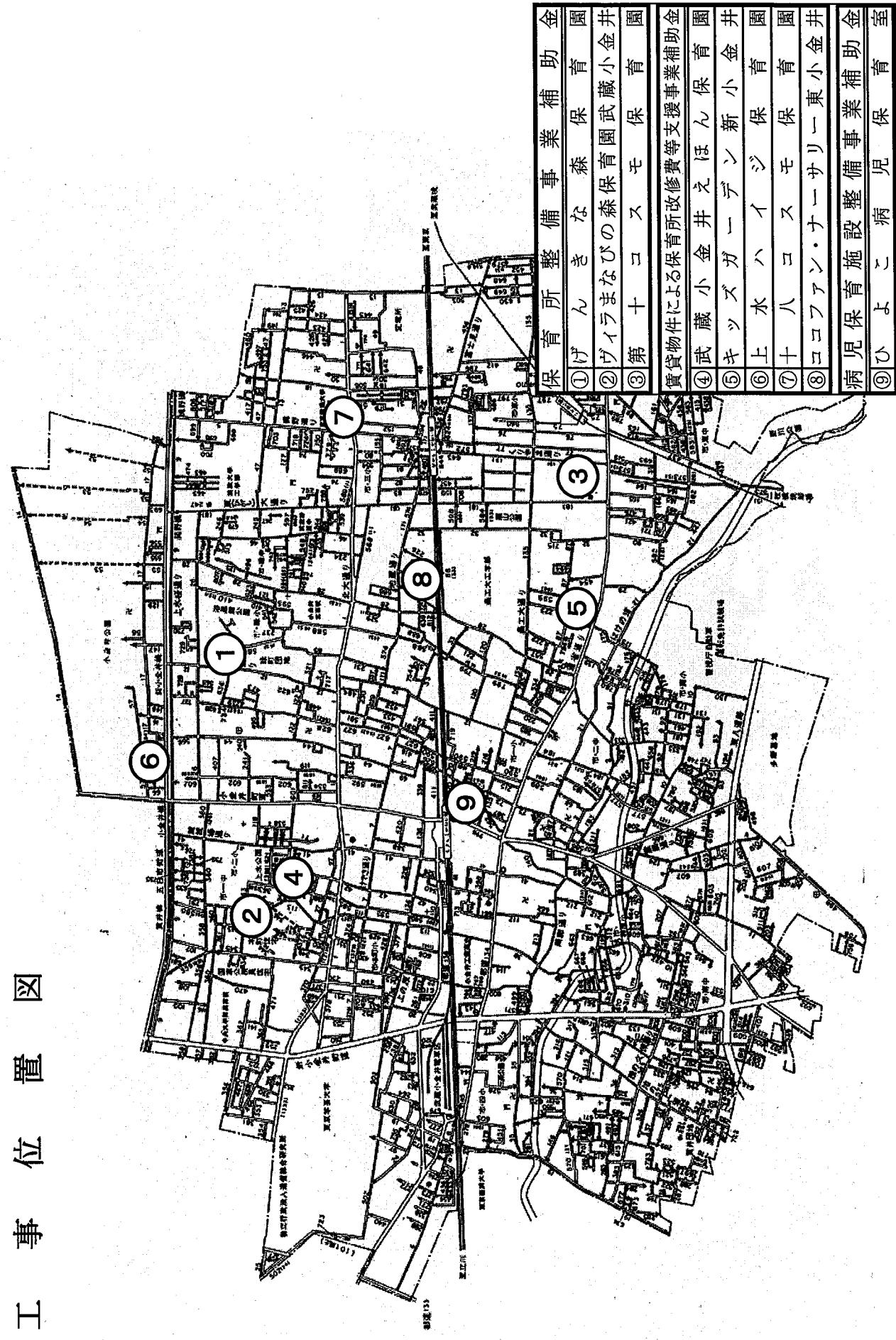
事業2 都道134号線整備に要する経費

(1)都市計画課関係経費

(単位:千円)

節	科目名	予算額	執行予定額	繰越額
21	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	202,000	199,718	2,282
	合計	202,000	199,718	2,282

工事位置図



議案第2号資料5

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

【歳入】

(単位:千円)

担当課	予算科目	説明	補正額
地域福祉課	15・1・1・1・6	生活困窮者自立支援事業負担金	5,522
	15・2・2・1・4	特別定額給付金給付事業費補助金	△ 25,800
	15・2・2・1・5	特別定額給付金給付事務費補助金	△ 13,129
健康課	15・2・3・1・3	母子保健衛生費補助金	445
	16・2・3・1・6	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金	96,335
	19・1・7・1・1	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	△ 96,335
合計			△ 32,962

【歳出】

(単位:千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額
地域福祉課	3・1・1・28	住居確保給付金	7,363
情報システム課	3・1・11・1(1)	基幹系システム修正等委託料(特別定額給付金対応分)	△ 4,752
地域福祉課	3・1・11・1(2)	特別定額給付金業務会計年度任用職員報酬	△ 2,015
		郵便料	△ 5,610
		契約差金(特別定額給付金給付事務等委託料)	△ 752
		特別定額給付金	△ 25,800
健康課	4・1・1・31	回線使用料	22
		リモート会議システムライセンス使用料	9
		一般機器類(パソコン・コンピュータ)	891
交通対策課	4・1・6・1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金)	30,236
合計			32,686

## 議案第2号資料6

### オンライン妊婦面談事業概要

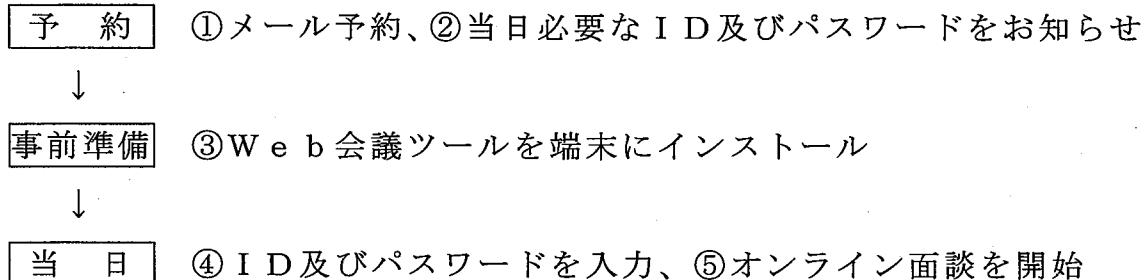
#### 1 目的

保健師等の専門職が妊娠中の過ごし方及び出産・子育てに関する疑問、不安等の相談を行っている妊婦面談について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来対面で実施していた面談をオンラインにて実施する。

#### 2 実施内容

- (1) 対象者 小金井市に住民登録のある妊婦
- (2) 必要なもの インターネットに接続している端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等）

#### 3 実施方法



#### 4 実施時期 令和3年3月下旬（予定）

#### 5 周知方法 市ホームページ、ツイッター、市報、市政だより等で周知

#### 6 予算額

(1) 歳入		
母子保健衛生費補助金		445千円
(2) 歳出		
ア パーソナルコンピュータ（3台）		891千円
イ 回線使用料		22千円
ウ リモート会議システムライセンス使用料		9千円

議案第3号

令和2年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

( 第3回 )

## 令和2年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和2年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ313,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,284,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 2,406,456	千円 △112,000	千円 2,294,456
	1 国民健康保険税	2,406,456	△112,000	2,294,456
3 国庫支出金		3,267	67,200	70,467
	1 国庫補助金	3,267	67,200	70,467
4 都支出金		6,284,113	358,920	6,643,033
	1 都補助金	6,284,113	358,920	6,643,033
6 繰入金		1,198,405	△372	1,198,033
	1 他会計繰入金	1,178,405	△372	1,178,033
歳 入 合 計		9,970,700	313,748	10,284,448

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 181,327	千円 2,328	千円 183,655
	1 総務管理費	148,077	2,328	150,405
2 保険給付費		6,097,328	314,120	6,411,448
	1 療養諸費	5,308,047	259,903	5,567,950
7 諸支出金	2 高額療養費	723,766	54,217	777,983
		38,002	26,873	64,875
8 予備費	1 償還金及び還付金	38,002	26,873	64,875
		59,646	△29,573	30,073
歳 出 合 計		9,970,700	313,748	10,284,448

議案第3号資料

令和2年度

小金井市

國民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

( 第3回 )



1 総 括  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,406,456	千円 △112,000	千円 2,294,456
	1国 健 康 保 険 税	2,406,456	△112,000	2,294,456
3国 庫 支 出 金		3,267	67,200	70,467
	1国 庫 補 助 金	3,267	67,200	70,467
4都 支 出 金		6,284,113	358,920	6,643,033
	1都 補 助 金	6,284,113	358,920	6,643,033
6繰 入 金		1,198,405	△372	1,198,033
	1他 会 計 繰 入 金	1,178,405	△372	1,178,033
歳 入 合 計		9,970,700	313,748	10,284,448

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 181,327	千円 2,328	千円 183,655
	1 総務管理費	148,077	2,328	150,405
2 保険給付費		6,097,328	314,120	6,411,448
	1 療養諸費	5,308,047	259,903	5,567,950
	2 高額療養費	723,766	54,217	777,983
7 諸支出金		38,002	26,873	64,875
	1 償還金及び還付金	38,002	26,873	64,875
8 予備費		59,646	△29,573	30,073
	1 予備費	59,646	△29,573	30,073
歳出合計		9,970,700	313,748	10,284,448

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
314,120			2,328
259,903			2,328
54,217			
			26,873
			26,873
			△29,573
			△29,573
314,120			△372

2 歳 入

款 1 国民健康保険税

項 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 2,406,268	△ 112,000	千円 2,294,268	1 医療給付費分現年課税分	千円 △ 72,777
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 28,364
				3 介護納付金分現年課税分	△ 10,859

款 3 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 災害臨時特例補助金	千円 0	千円 67,200	千円 67,200	1 災害臨時特例補助金	千円 67,200

款 4 都 支 出 金

項 1 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 保険給付費等交付金	千円 6,190,019	千円 358,920	千円 6,548,939	1 普通交付金	千円 314,120
				2 特別交付金	44,800

説	明
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	千円 (保険年金課) △ 72,777
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △ 28,364
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課) △ 10,859

説	明
1 災害臨時特例補助金 (令和2年度国民健康保険(組合)災害等臨時特例補助金(新型コロナウイルス感染症対応分)交付要綱) 補助率 6 / 10	千円 (保険年金課) 67,200

説	明
1 普通交付金 (国民健康保険法第75条の2) 補助率 10 / 10	千円 (保険年金課) 314,120
2 特別調整交付金(市町村分) (国民健康保険法第75条の2) 補助率 4 / 10	(保険年金課) 44,800

## 款 6 繰 入 金

## 項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,178,405	千円 △ 372	千円 1,178,033	1 保険基盤安定繰入金	千円 △ 2,700
				2 職員給与費等繰入金	2,328

説	明	
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課) △	千円 3,229
2 保険者支援分 (国民健康保険法第72条の4)	(保険年金課)	529
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課)	2,328

## 3 歳出

## 款 1 総務費

## 項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 一般管理費	千円 144,946	千円 2,328	千円 147,274	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 2,328		千円	
2,328	2 給料	△ 139	1 職員人件費その他 ( ) 2,328
	3 職員手当等	2,189	(1) 保険年金課関係経費 2,328
	4 共済費	334	2 給料 (△ 139) 一般職給料 (15人) △ 139 3 職員手当等 ( 2,189) 4 共 済 費 ( 334) 8 旅 費 (△ 56) 普通旅費 △ 56
	8 旅費	△ 56	

## 款 2 保險給付費

## 項 1 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 一般被保険者療養 給付費	千円 5,201,288	千円 259,903	千円 5,461,191	千円 259,903	千円 259,903	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	259,903	<p>1 療養給付費に要する経費 (保険年金課) 259,903</p> <p>18 負担金補助及び交付金 ( 259,903)          一般被保険者に係る診療報酬・調剤報酬等保険者負担分 259,903</p>

## 款 2 保険給付費

## 項 2 高額療養費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 一般被保険者高額 療養費	千円 722,375	千円 54,217	千円 776,592	千円 54,217	千円 54,217	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	54,217	1 高額療養費に要する経費 (保険年金課) 54,217 18 負担金補助及び交付金 一般被保険者に係る高額療養費 ( ) 54,217 54,217

## 款 7 諸支出金

## 項 1 債還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
5 債 還 金	千円 1	千円 26,873	千円 26,874		千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 26,873		千円	
26,873	22 債還金利子及び割引料	26,873	1 交付金等の返還金 (保険年金課) 26,873 22 債還金利子及び割引料 交付金等の返還金 ( 26,873) 26,873

## 款 8 予 備 費

## 項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	59,646 △	29,573	30,073			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 29,573		千円	千円

## 給与費明細書

### 一般職

#### (1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( ) 41	18,650	51,279	52,555	122,484	23,229	145,713	
補正前	( ) 41	18,650	51,418	50,306	120,374	22,895	143,269	
比較	( )		△139	2,249	2,110	334	2,444	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位:千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	7,983	1,291	912	1,378		13,513
	補正前	8,023	1,152	912	1,099		11,437
	比較	△40	139		279		2,076
区分		夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
補正後			720		15,971	10,787	52,555
補正前			720		16,091	10,872	50,306
比較					△120	△85	2,249

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明																
給料	△ 139	その他の 増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 139 3 再任用給与改定分 0																	
職員手当	2,249	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 △ 205 (1) 給与改定分 △ 517 (2) 異動等分 312 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 2,454 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 2,454 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月</th><th>12月</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td><td>2,325</td><td>2,325</td><td>4,65</td></tr> <tr> <td>支給見込</td><td>2,325</td><td>2,225</td><td>4,55</td></tr> <tr> <td>超過分</td><td>0.00</td><td>△ 0.10</td><td>△ 0.10</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2,325	2,325	4,65	支給見込	2,325	2,225	4,55	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2,325	2,325	4,65																	
支給見込	2,325	2,225	4,55																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職	技能労務職
令和2年12月1日現在	平均給料月額	282,760円
	平均給与月額	395,398円
	平均年齢	36歳06月
令和元年12月1日現在	平均給料月額	280,560円
	平均給与月額	390,269円
	平均年齢	35歳10月

議案第4号

令和2年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第2回)

## 令和 2 年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 2 年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 102, 333 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 464, 732 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 月 22 日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 保 險 料		1,792,721	△44,712	1,748,009
	1 介 護 保 險 料	1,792,721	△44,712	1,748,009
3 国 庫 支 出 金		1,851,574	△21,168	1,830,406
	1 国 庫 負 担 金	1,412,413	△16,157	1,396,256
4 支 払 基 金 交 付 金		439,161	△5,011	434,150
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,181,077	△19,839	2,161,238
5 都 支 出 金		1,225,848	27	1,225,875
	1 都 負 担 金	1,162,078	5,653	1,167,731
6 財 産 収 入		63,770	△5,626	58,144
	1 財 産 運 用 収 入	47	△17	30
8 繰 入 金		45	△17	28
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,508,883	△16,624	1,492,259
	2 基 金 繰 入 金	1,421,000	△36,000	1,385,000
		87,883	19,376	107,259
歳 入 合 計		8,567,065	△102,333	8,464,732

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 298,894	千円 △25,763	千円 273,131
	1 総務管理費	207,502	△17,341	190,161
	2 徴 収 費	5,656	△28	5,628
	3 介護認定審査会費	79,674	△7,789	71,885
	5 計画策定委員会費	5,650	△605	5,045
2 保険給付費		7,754,634	△32,320	7,722,314
	1 介護サービス等諸費	7,058,631	△28,729	7,029,902
	2 介護予防サービス等諸費	243,508	△16,633	226,875
	3 そ の 他 諸 費	9,900	△1,500	8,400
	4 高額介護サービス等費	250,038	9,392	259,430
	5 高額医療合算介護サービス等費	38,383	9,510	47,893
4 地域支援事業費	6 特定入所者介護サービス等費	154,174	△4,360	149,814
		438,711	△43,663	395,048
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	284,702	△40,257	244,445
	2 一般介護予防事業費	20,982	△837	20,145
	3 包括的支援事業・任意事業費	132,306	△2,508	129,798
5 基金積立金	4 そ の 他 諸 費	721	△61	660
		46,282	△17	46,265
	1 基金積立金	46,282	△17	46,265
8 予備費		9,050	△570	8,480
	1 予備費	9,050	△570	8,480
歳出合計		8,567,065	△102,333	8,464,732



議案第4号資料

令和2年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)



1 総 括  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 險 料		千円 1,792,721	千円 △44,712	千円 1,748,009
	1 介 護 保 險 料	1,792,721	△44,712	1,748,009
3 国 庫 支 出 金		1,851,574	△21,168	1,830,406
	1 国 庫 負 担 金	1,412,413	△16,157	1,396,256
4 支 払 基 金 交 付 金		439,161	△5,011	434,150
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,181,077	△19,839	2,161,238
5 都 支 出 金		1,225,848	27	1,225,875
	1 都 負 担 金	1,162,078	5,653	1,167,731
6 財 産 収 入		63,770	△5,626	58,144
	1 財 産 運 用 収 入	47	△17	30
8 繰 入 金		45	△17	28
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,508,883	△16,624	1,492,259
	2 基 金 繰 入 金	1,421,000	△36,000	1,385,000
		87,883	19,376	107,259
歳 入 合 計		8,567,065	△102,333	8,464,732

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 298,894	千円 △25,763	千円 273,131
	1 総務管理費	207,502	△17,341	190,161
	2 徴 収 費	5,656	△28	5,628
	3 介護認定審査会費	79,674	△7,789	71,885
	5 計画策定委員会費	5,650	△605	5,045
2 保険給付費		7,754,634	△32,320	7,722,314
	1 介護サービス等諸費	7,058,631	△28,729	7,029,902
	2 介護予防サービス等諸費	243,508	△16,633	226,875
	3 そ の 他 諸 費	9,900	△1,500	8,400
	4 高額介護サービス等費	250,038	9,392	259,430
	5 高額医療合算介護サービス等費	38,383	9,510	47,893
	6 特定入所者介護サービス等費	154,174	△4,360	149,814
4 地域支援事業費		438,711	△43,663	395,048
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	284,702	△40,257	244,445
	2 一般介護予防事業費	20,982	△837	20,145
	3 包括的支援事業・任意事業費	132,306	△2,508	129,798
	4 そ の 他 諸 費	721	△61	660
5 基金積立金		46,282	△17	46,265
	1 基金積立金	46,282	△17	46,265
7 諸支出金		19,465	0	19,465
	1 償還金及び還付金	19,463	0	19,463
8 予備費		9,050	△570	8,480
	1 予備費	9,050	△570	8,480
歳出合計		8,567,065	△102,333	8,464,732

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△25,763
			△17,341
			△28
			△7,789
			△605
△16,897		△11,754	△3,669
△15,126		△10,358	△3,245
△6,202		△8,197	△2,234
△552		△745	△203
3,243		4,852	1,297
3,428		4,788	1,294
△1,688		△2,094	△578
△4,244		△33,414	△6,005
△2,469		△32,373	△5,415
△307		△421	△109
△1,447		△586	△475
△21		△34	△6
		△17	
		△17	
		△8	8
		△8	8
			△570
			△570
△21,141		△45,193	△35,999

## 2 歳入

## 款 1 保険料

## 項 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被保 險者保険料	千円 1,792,721	△ 44,712	千円 1,748,009	1 現年賦課分特別徴収保険 料	千円 △ 52,185
				2 現年賦課分普通徴収保険 料	7,462
				3 滞納繰越分普通徴収保険 料	11

## 款 3 国庫支出金

## 項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費 負担金	千円 1,412,413	△ 16,157	千円 1,396,256	1 現 年 度 分	千円 △ 16,157

## 款 3 国庫支出金

## 項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 312,767	△ 8,043	千円 304,724	1 現年度分調整交付金	千円 △ 8,043
2 地域支援事 業交付金（ 介護予防・ 日常生活支 援総合事業 ）	61,281	△ 8,231	53,050	1 現 年 度 分	△ 8,231

説	明
	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課) △ 52,185
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) 7,443
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) 19
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課) 11

説	明
	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条) 負担率 15%、20%	(介護福祉課) △ 16,157

説	明
	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条、介護保険法第122条の2第2項、介護保険法 第122条の2第3項) 補助率 5%	(介護福祉課) △ 8,043
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項) 補助率 20%	(介護福祉課) △ 8,231

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 50,938	千円 △ 965	千円 49,973	1 現 年 度 分	千円 △ 965
4 保険者機能強化推進交付金	14,175	△ 1,233	12,942	1 保険者機能強化推進交付金	△ 1,233
5 介護保険保険者努力支援交付金	0	13,461	13,461	1 介護保険保険者努力支援交付金	13,461

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費交付金	千円 2,098,347	千円 △ 8,727	千円 2,089,620	1 現 年 度 分	千円 △ 8,727
2 地域支援事業支援交付金	82,730	△ 11,112	71,618	1 現 年 度 分	△ 11,112

款 5 都 支 出 金

項 1 都 負 担 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,162,078	千円 5,653	千円 1,167,731	1 現 年 度 分	千円 5,653

説	明	
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	千円 (介護福祉課) △	965
1 保険者機能強化推進交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課) △	1,233
1 介護保険保険者努力支援交付金 (介護保険法第122条の3第1項) ポイント制	(介護福祉課)	13,461

説	明	
1 現年度分 (介護保険法第125条)	千円 (介護福祉課) △	8,727
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	11,112

説	明	
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項) 負担率 17.5%、12.5%	千円 (介護福祉課)	5,653

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	千円 38,301	△ 5,144	千円 33,157	1 現 年 度 分	△ 千円 5,144
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	25,469	△ 482	24,987	1 現 年 度 分	△ 482

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 利子及び配当金	千円 45	△ 17	千円 28	1 利子及び配当金	△ 千円 17

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費繰入金	千円 969,329	△ 4,040	千円 965,289	1 現 年 度 分	△ 千円 4,040
2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	38,301	△ 5,144	33,157	1 現 年 度 分	△ 5,144

説	明
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項) 補助率 12.5%	千円 (介護福祉課) △ 5,144
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課) △ 482

説	明
1 介護給付費準備基金利子	千円 (介護福祉課) △ 17

説	明
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	千円 (介護福祉課) △ 4,040
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △ 5,144

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 25,469	千円 △ 482	千円 24,987	1 現 年 度 分	千円 △ 482
4 低所得者保険料軽減繰入金	87,233	10	87,243	2 過 年 度 分	10
5 その他一般会計繰入金	300,668	△ 26,344	274,324	1 職員給与費等繰入金	△ 18,555
				2 事務費繰入金	△ 7,789

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 87,883	千円 19,376	千円 107,259	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 19,376

説	明
	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課) △ 482
1 過年度分 (介護保険法第124条の2第1項)	(介護福祉課) 10
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △ 18,555
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △ 7,789

説	明
	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) 19,376

## 3 歳出

## 款 1 総務費

## 項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
1 一般管理費	千円 205,300	△ 16,264	千円 189,036	千円	千円	千円
2 運営協議会費	1,283	△ 331	952			
3 介護給付適正化事業費	902	△ 745	157			
4 連合会負担金	17	△ 1	16			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 16,264			
△ 15,576	1 報酬	△ 651	1 職員人件費その他 ( ) △ 15,576
	2 給料	△ 5,323	(1) 介護福祉課関係経費 △ 15,576
	3 職員手当等	△ 8,443	2 給料 (△ 5,323)
	4 共済費	△ 1,720	一般職給料 (△ 5,323)
	8 旅費	△ 127	3 職員手当等 (△ 8,406)
△ 688			4 共済費 (△ 1,720)
			8 旅費 (△ 127)
			普通旅費 △ 127
△ 331			
△ 331	1 報酬	△ 231	2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課) △ 688
	11 役務費	△ 9	1 報酬 (△ 651)
	1 郵便料	△ 9	介護保険事業運営業務会計年度任用職員報酬 △ 651
	12 委託料	△ 91	3 職員手当等 (△ 37)
△ 745			
△ 745	1 報酬	△ 19	
	12 委託料	△ 726	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課) △ 331
			1 報酬 (△ 231)
			介護保険運営協議会委員報酬 △ 231
			11 役務費 (△ 9)
			郵便料 △ 9
			12 委託料 (△ 91)
			会議録作成委託料 △ 91
△ 1			
△ 1	18 負担金補助及び交付金	△ 1	1 介護給付適正化事業に要する経費 (介護福祉課) △ 745
			1 報酬 (△ 19)
			介護給付適正化業務会計年度任用職員報酬 △ 19
			12 委託料 (△ 726)
			介護保険事業所実地指導事務委託料 △ 726
			1 東京都国民健康保険団体連合会に要する経費 (介護福祉課) △ 1
			18 負担金補助及び交付金 (△ 1)
			東京都国民健康保険団体連合会事務費負担金 △ 1

## 款 1 総務費

## 項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
1 賦課徴収費	千円 5,656	千円 △ 28	千円 5,628	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 28			
△ 28	1 報酬	△ 10	1 介護保険料の賦課徴収に 要する経費 (介護福祉課) △ 28
	12 委託料	△ 18	1 報酬 △ 10 介護保険料発送業務会計年度任用 職員報酬 △ 10 12 委託料 △ 18 介護保険料仮徴収額変更通知書封 入封緘等委託料 △ 18

## 款 1 総務費

## 項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護認定審査会費	千円 22,616	千円 △ 3,062	千円 19,554	千円	千円	千円
2 認定調査等費	57,058	△ 4,727	52,331			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,062			
△ 3,062	1 報酬	△ 3,002	1 介護認定審査会に要する 経費 (介護福祉課) △ 3,062
	11 役務費 1 郵便料	△ 60 △ 60	1 報酬 (△ 3,002) 介護認定審査会委員報酬 (△ 3,002) 11 役務費 (△ 60) 郵便料 (△ 60)
△ 4,727			
△ 4,727	1 報酬	△ 385	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 4,727
	3 職員手当等	△ 117	1 報酬 (△ 385) 認定調査業務会計年度任用職員報酬 (△ 385)
	11 役務費 1 郵便料 3 保険料 5 手数料	△ 1,832 △ 87 △ 1 △ 1,744	3 職員手当等 (△ 117) 11 役務費 (△ 1,832) 郵便料 (△ 87) 要介護認定調査損害賠償保険料 (△ 1) 主治医意見書作成手数料 (△ 1,744)
	12 委託料	△ 2,393	12 委託料 (△ 2,393) 認定調査委託料 (△ 2,343) 認定調査B型肝炎感染予防接種委託料 (△ 50)

## 款 1 総 務 費

## 項 5 計画策定委員会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 計画策定委員会費	千円 5,650	千円 △ 605	千円 5,045	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 605			
△ 605	1 報酬	△ 393	1 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に要する経費 (介護福祉課) △ 605
	11 役務費 1 郵便料	△ 18 △ 18	1 報酬 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定専門委員会委員報酬 △ 393 11 役務費 郵便料 △ 18 12 委託料 会議録作成委託料 △ 194
	12 委託料	△ 194	

## 款 2 保険給付費

## 項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 居宅介護サービス給付費	千円 3,517,848	千円 △ 113,494	千円 3,404,354	千円 △ 43,555	千円 △ 43,555	千円 △ 54,865
3 地域密着型介護サービス給付費	911,935	△ 23,764	888,171	△ 9,235	△ 9,235	△ 11,389
4 特例地域密着型介護サービス給付費	135	0	135	1		△ 1
5 施設介護サービス給付費	2,229,133	133,138	2,362,271	46,863	46,863	68,006
7 居宅介護福祉用具購入費	14,859	△ 5,159	9,700	△ 1,883	△ 1,883	△ 2,579
8 居宅介護住宅改修費	23,571	0	23,571	△ 16		13
9 居宅介護サービス計画給付費	360,450	△ 19,450	341,000	△ 7,302	△ 7,302	△ 9,542
10 特例居宅介護サービス計画給付費	28	0	28	1		△ 1

一般財源	節		説明
	区分	金額	
△ 15,074		千円	千円
△ 15,074	18 負担金補助及び交付金	△ 113,494	1 居宅介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 113,494
△ 3,140			18 負担金補助及び交付金 居宅介護サービス給付費 (△ 113,494) △ 113,494
△ 3,140	18 負担金補助及び交付金	△ 23,764	1 地域密着型介護サービス 給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 23,764
			18 負担金補助及び交付金 地域密着型介護サービス給付費 (△ 23,764) △ 23,764
18,269			
18,269	18 負担金補助及び交付金	133,138	1 施設介護サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) 133,138
			18 負担金補助及び交付金 施設介護サービス給付費 ( 133,138) 133,138
△ 697			
△ 697	18 負担金補助及び交付金	△ 5,159	1 居宅介護福祉用具購入費 に要する経費 (介護福祉課) △ 5,159
			18 負担金補助及び交付金 居宅介護福祉用具購入費 (△ 5,159) △ 5,159
3			
△ 2,606			
△ 2,606	18 負担金補助及び交付金	△ 19,450	1 居宅介護サービス計画給 付費に要する経費 (介護福祉課) △ 19,450
			18 負担金補助及び交付金 居宅介護サービス計画給付費 (△ 19,450) △ 19,450

## 款 2 保険給付費

## 項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	177,081	△ 2,046	175,035	△ 859 △ 859		△ 926 △ 926
3 地域密着型介護予防サービス給付費	7,479	△ 1,879	5,600	△ 687 △ 687		△ 937 △ 937
5 介護予防福祉用具購入費	3,948	△ 1,891	2,057	△ 691 △ 691		△ 943 △ 943
6 介護予防住宅改修費	18,003	△ 9,026	8,977	△ 3,291 △ 3,291		△ 4,513 △ 4,513
7 介護予防サービス計画給付費	36,791	△ 1,791	35,000	△ 674 △ 674		△ 878 △ 878

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 261		千円	千円
△ 261	18 負担金補助及び交付金	△ 2,046	1 介護予防サービス給付費 に要する経費 (介護福祉課) △ 2,046  18 負担金補助及び交付金 介護予防サービス給付費 (△ 2,046) △ 2,046
△ 255 △ 255	18 負担金補助及び交付金	△ 1,879	1 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 1,879  18 負担金補助及び交付金 地域密着型介護予防サービス給付費 (△ 1,879) △ 1,879
△ 257 △ 257	18 負担金補助及び交付金	△ 1,891	1 介護予防福祉用具購入費 に要する経費 (介護福祉課) △ 1,891  18 負担金補助及び交付金 介護予防福祉用具購入費 (△ 1,891) △ 1,891
△ 1,222 △ 1,222	18 負担金補助及び交付金	△ 9,026	1 介護予防住宅改修費に要する経費 (介護福祉課) △ 9,026  18 負担金補助及び交付金 介護予防住宅改修費 (△ 9,026) △ 9,026
△ 239 △ 239	18 負担金補助及び交付金	△ 1,791	1 介護予防サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 1,791  18 負担金補助及び交付金 介護予防サービス計画給付費 (△ 1,791) △ 1,791

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 審査支払手数料	千円 9,900	千円 △ 1,500	千円 8,400	千円 △ 552	千円 △ 552	千円 △ 745

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 203			
△ 203	11 役務費 5 手数料	△ 1,500 △ 1,500	1 審査支払事務に要する経 費 (介護福祉課) △ 1,500
			11 役務費 介護給付費審査支払手数料 (△ 1,500) △ 1,500

## 款 2 保険給付費

## 項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額介護サービス費	千円 249,480	千円 9,520	千円 259,000	千円 3,291	千円 3,291	千円 4,915
2 高額介護予防サービス費	558	△ 128	430	△ 48	△ 48	△ 63

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 1,314		千円	千円
1,314	18 負担金補助及び交付金	9,520	1 高額介護サービス費に要する経費 (介護福祉課) 9,520
△ 17			18 負担金補助及び交付金 高額介護サービス費
△ 17	18 負担金補助及び交付金	△ 128	1 高額介護予防サービス費に要する経費 (介護福祉課) △ 128
			18 負担金補助及び交付金 高額介護予防サービス費

## 款 2 保険給付費

## 項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額医療合算介護 サービス費	千円 37,603	千円 9,782	千円 47,385	千円 3,527	千円 3,527	千円 4,924
2 高額医療合算介護 予防サービス費	780 △	272	508 △	99	△ 99	△ 136

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 1,331		千円	千円
1,331	18 負担金補助及び交付金	9,782	1 高額医療合算介護サービスに要する経費 (介護福祉課) 9,782
△ 37			18 負担金補助及び交付金 高額医療合算介護サービス費 ( 9,782 ) 9,782
△ 37	18 負担金補助及び交付金	△ 272	1 高額医療合算介護予防サービスに要する経費 (介護福祉課) △ 272
			18 負担金補助及び交付金 高額医療合算介護予防サービス費 (△ 272) △ 272

## 款 2 保険給付費

## 項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 特定入所者介護サービス費	千円 153,915	△ 4,200	千円 149,715	千円 △ 1,629 △ 1,629	千円 1,629	千円 △ 2,015 △ 2,015
2 特例特定入所者介護サービス費	31	0	31			1
3 特定入所者介護予防サービス費	220	△ 160	60	△ 59 △ 59		△ 80 △ 80

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 556		千円	千円
△ 556	18 負担金補助及び交付金	△ 4,200	1 特定入所者介護サービス 費に要する経費 (介護福祉課) △ 4,200 18 負担金補助及び交付金 特定入所者介護サービス費 (△ 4,200) △ 4,200
△ 1			
△ 21 △ 21	18 負担金補助及び交付金	△ 160	1 特定入所者介護予防サービス 費に要する経費 (介護福祉課) △ 160 18 負担金補助及び交付金 特定入所者介護予防サービス費 (△ 160) △ 160

## 款 4 地域支援事業費

## 項 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護予防・生活支援サービス事業費	千円 248,548	千円 △ 30,103	千円 218,445	千円 1,230 <hr/> 1,230	千円 △ 27,294 <hr/> △ 27,294	千円
2 介護予防ケアマネジメント事業費	36,154	△ 10,154	26,000	△ 3,699 <hr/> △ 3,699	△ 5,079 <hr/> △ 5,079	

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 4,039		千円	千円
△ 4,039	1 報酬	△ 305	1 予防サービス事業に要する経費 (介護福祉課) △ 30,103
	18 負担金補助及び交付金	△ 29,798	1 報酬 予防サービス業務会計年度任用職員報酬 △ 305 18 負担金補助及び交付金 (△ 29,798) 介護予防サービス負担金 △ 29,515 高額介護予防サービス負担金 △ 283
△ 1,376			
△ 1,376	12 委託料	△ 10,154	1 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 (介護福祉課) △ 10,154
			12 委託料 介護予防プラン作成委託料 (△ 10,154) △ 10,154

## 款 4 地域支援事業費

## 項 2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般介護予防事業費	20,982	△ 837	20,145	△ 307 △ 367		△ 421 △ 501

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 109			
31	1 報酬	△ 72	2 地域介護予防活動支援事業に要する経費 (介護福祉課) △ 837
	7 報償費	△ 102	
	10 需用費 1 消耗品費	△ 167 △ 167	1 報酬 地域介護予防活動支援業務会計年度任用職員 (△ 72)
	11 役務費 3 保険料	△ 68 △ 68	7 報償費 リーダー養成研修講師謝礼 (△ 102)
	12 委託料	△ 428	10 需用費 消耗品費 (△ 167) 11 役務費 介護予防体操保険料 (△ 68) 12 委託料 介護ボランティアポイント付与委託料 (△ 428)

## 款 4 地域支援事業費

## 項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費	128,242	△ 2,508	125,734	△ 1,446		△ 587
				△ 87		△ 35
				△ 1,027		△ 393
				△ 249		△ 98
				△ 43		△ 18
				△ 42		△ 16

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 475			
△ 29	1 報酬	△ 72	2 在宅医療・介護連携推進 事業に要する経費 (介護福祉課) △ 151
	7 報償費	△ 335	12 委託料 会議録作成委託料 △ 151 医療資源マップ作成委託料 △ 8 △ 143
	10 需用費 5 印刷製本費	△ 306 △ 306	
△ 358	11 役務費 1 郵便料	△ 4 △ 4	3 生活支援体制整備事業に 要する経費 (介護福祉課) △ 1,778
	12 委託料	△ 1,791	7 報償費 生活支援ヘルパー養成講座講師謝 礼 △ 170 生活支援協議体委員謝礼 △ 120 △ 50 12 委託料 (△ 1,608) 会議録作成委託料 △ 8 生活支援体制基盤整備委託料その 1 △ 300 生活支援体制基盤整備委託料その 2 △ 300 生活支援体制基盤整備委託料その 3 △ 300 生活支援体制基盤整備委託料その 4 △ 300 生活支援体制基盤整備委託料その 5 △ 300 連携推進委託料その 4 △ 50 連携推進委託料その 5 △ 50
△ 84			4 認知症総合支援事業に要 する経費 (介護福祉課) △ 431
			7 報償費 認知症施策事業推進委員会委員謝 礼 △ 91 10 需用費 印刷製本費 △ 91 △ 306 11 役務費 郵便料 △ 306 △ 2 12 委託料 会議録作成委託料 △ 2 △ 32 △ 32
△ 15			5 地域ケア会議推進事業に 要する経費 (介護福祉課) △ 76
			7 報償費 地域ケア会議推進事業講師謝礼 △ 74 11 役務費 郵便料 △ 74 △ 2 △ 2
△ 14			6 地域包括ケアシステム構 築推進普及啓発事業に要 する経費 (介護福祉課) △ 72

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 包括的支援事業費						
2 任意事業費	4,064	0	4,064	△	1	1

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
			1 報酬 地域包括ケアシステム構築推進普及啓発業務会計年度任用職員報酬 (△ 72) △ 72

## 款 4 地域支援事業費

## 項 4 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	721	△ 61	660	△ 21 △ 21		△ 34 △ 34

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 △ 6		千円	千円
△ 6	11 役務費 5 手数料	△ 61 △ 61	1 審査支払事務に要する経費 (介護福祉課) △ 61 11 役務費 地域支援事業費審査支払手数料 (△ 61)

## 款 5 基金積立金

## 項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	46,282	△ 17	46,265		△ 17	△ 17

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	24 積立金	△ 17	<p>1 介護給付費準備基金積立 金 (介護福祉課) △ 17</p> <p>24 積立金 (△ 17) 介護給付費準備基金積立金 (積立 利子) △ 17</p>

## 款 7 諸支出金

## 項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 第1号被保険者保険料還付金	千円 6,149	千円 0	千円 6,149	千円	千円	千円 △ 8

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 8		千円	千円

## 款 8 予 備 費

## 項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 予 備 費	千円 9,050	千円 △ 570	千円 8,480	千円	千円	千円

一般財源	節		説明
	区分	金額	
△ 千円 570		千円	千円

## 給与費明細書

### 特別職

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計
		報酬	給料	期末手当	勤勉手当	その他の手当	計		
補正後	長等								
	議員								
	その他	60	19,996				19,996		19,996
	計	60	19,996				19,996		19,996
補正前	長等								
	議員								
	その他	60	23,622				23,622		23,622
	計	60	23,622				23,622		23,622
比較	長等								
	議員								
	その他		△3,626				△3,626		△3,626
	計		△3,626				△3,626		△3,626

### 一般職

#### (1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( ) 45	22,569	78,400	67,056	168,025	32,179	200,204	
補正前	( ) 49	24,083	83,723	75,846	183,652	33,899	217,551	
比較	( ) △4	△1,514	△5,323	△8,790	△15,627	△1,720	△17,347	

( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位:千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
補正後	12,005	1,381	912	1,773			10,252
補正前	12,877	1,212	912	1,531			16,236
比較	△872	169		242			△5,984
職員手当の内訳	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計
補正後		1,000		22,891	16,842		67,056
補正前		1,044		24,679	17,355		75,846
比較		△44		△1,788	△513		△8,790

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 : 千円)

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明																
給料	△ 5,323	その他の 増減分	1 紿与改定分 0 2 異動等分 △ 5,323 3 再任用給与改定分 0																	
職員手当	△ 8,790	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 △ 2,301 (1) 紿与改定分 △ 951 (2) 異動等分 △ 1,350 (3) 再任用給与改定分 0  2 その他 △ 6,489 (1) 紿与改定分 0 (2) 異動等分 △ 6,489 (3) 再任用給与改定分 0	<p>※期末・勤勉手当の支給率 (見込)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月</th><th>12月</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td><td>2.325</td><td>2.325</td><td>4.65</td></tr> <tr> <td>支給見込</td><td>2.325</td><td>2.225</td><td>4.55</td></tr> <tr> <td>超過分</td><td>0.00</td><td>△ 0.10</td><td>△ 0.10</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.325	2.325	4.65	支給見込	2.325	2.225	4.55	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.325	2.325	4.65																	
支給見込	2.325	2.225	4.55																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区分	分	一般行政職	技能労務職
令和2年12月1日現在	平均給料月額	286,050円	—
	平均給与月額	375,039円	—
	平均年齢	37歳 7月	—
令和元年12月1日現在	平均給料月額	285,904円	—
	平均給与月額	364,079円	—
	平均年齢	37歳 1月	—

議案第5号

令和2年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

## 令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和2年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ67,724千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,690,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,520,805	千円 △34,620	千円 1,486,185
	1 後期高齢者医療保険料	1,520,805	△34,620	1,486,185
3 繰 入 金		1,125,586	△33,215	1,092,371
	1 他会計繰入金	1,125,586	△33,215	1,092,371
5 諸 収 入		86,670	1,150	87,820
	3 受託事業収入	82,383	1,150	83,533
6 国 庫 支 出 金		1,298	△1,039	259
	1 国庫補助金	1,298	△1,039	259
歳 入 合 計		2,757,769	△67,724	2,690,045

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 13,867	千円 △885	千円 12,982
	2 徴 収 費	6,269	△885	5,384
2 保 險 給 付 費		31,550	1,150	32,700
	1 葬 祭 費	31,550	1,150	32,700
3 広域連合納付金		2,608,524	△67,989	2,540,535
	1 広域連合納付金	2,608,524	△67,989	2,540,535
歳 出 合 計		2,757,769	△67,724	2,690,045

議案第5号資料

令和2年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

( 第2回 )



1 総 括  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1, 520, 805	千円 △34, 620	千円 1, 486, 185
	1 後期高齢者医療保険料	1, 520, 805	△34, 620	1, 486, 185
3 繰 入 金		1, 125, 586	△33, 215	1, 092, 371
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 125, 586	△33, 215	1, 092, 371
5 諸 収 入		86, 670	1, 150	87, 820
	3 受 託 事 業 収 入	82, 383	1, 150	83, 533
6 国 庫 支 出 金		1, 298	△1, 039	259
	1 国 庫 補 助 金	1, 298	△1, 039	259
歳 入 合 計		2, 757, 769	△67, 724	2, 690, 045

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 13,867	千円 △885	千円 12,982
2 徴収費	2 徴 収 費	6,269	△885	5,384
2 保険給付費		31,550	1,150	32,700
	1 葬祭費	31,550	1,150	32,700
3 広域連合納付金		2,608,524	△67,989	2,540,535
	1 広域連合納付金	2,608,524	△67,989	2,540,535
歳出合計		2,757,769	△67,724	2,690,045

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △1,039	千円	千円 154	千円
△1,039		154	
		1,150	
		1,150	
		△67,989	
		△67,989	
△1,039		△66,685	

2 歳 入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 特別徴収保険料	千円 660,091	千円 △ 11,133	千円 648,958	1 現 年 度 分	千円 △ 11,133
2 普通徴収保険料	860,714	△ 23,487	837,227	1 現 年 度 分	△ 25,058
				2 滞納繰越分	1,571

款 3 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,125,586	千円 △ 33,215	千円 1,092,371	1 療養給付費繰入金	千円 △ 23,540
				2 保険基盤安定繰入金	5,622
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 15,451
				6 その他繰入金	154

款 5 諸 収 入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 受託事業収入	千円 82,383	千円 1,150	千円 83,533	2 葬祭費受託事業収入	千円 1,150

説	明
	千円
<u>1 現年度分</u> (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △ 11,133
<u>1 現年度分</u> (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △ 22,780
<u>2 過年度分</u> (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △ 2,278
<u>1 滞納繰越分</u> (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) 1,571

説	明
	千円
<u>1 療養給付費繰入金</u>	(保険年金課) △ 23,540
<u>1 保険基盤安定繰入金</u>	(保険年金課) 5,622
<u>1 保険料軽減措置繰入金</u>	(保険年金課) △ 15,451
<u>1 その他繰入金</u>	(保険年金課) 154

説	明
<u>1 葬祭費受託事業収入</u>	(保険年金課) 1,150

## 款 6 国庫支出金

## 項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	千円 1,298	千円 △ 1,039	千円 259	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 △	千円 1,039

説	明	
1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 (高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱)	(保険年金課) △	1,039 千円

3 歳出

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
1 徴収費	千円 6,269	千円 △ 885	千円 5,384	千円 △ 1,039	千円 △ 1,039	千円 154

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	12 委託料	△ 885	<p>1 後期高齢者医療賦課徴収 に要する経費 (保険年金課) △ 885</p> <p>12 委託料 基幹系システム修正委託料 (△ 885) △ 885</p>

## 款 2 保険給付費

## 項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 葬 祭 費	千円 31,550	千円 1,150	千円 32,700		千円 1,150	千円 1,150

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	1,150	1 葬祭費に要する経費 (保険年金課) 1,150 18 負担金補助及び交付金 葬 祭 費 ( 1,150) 1,150

## 款 3 広域連合納付金

## 項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 広域連合分賦金	千円 2,608,524	千円 △ 67,989	千円 2,540,535	千円 △ 67,989	千円 △ 67,989	千円 △ 67,989

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	18 負担金補助及び交付金	△ 67,989	<p>1 広域連合分賦金に要する 経費 (保険年金課) △ 67,989</p> <p>18 負担金補助及び交付金 (△ 67,989)      療養給付費負担金 (△ 23,540)      保険料等負担金 (△ 34,620)      保険基盤安定負担金 (△ 5,622)      保険料軽減措置負担金 (△ 15,451)</p>

議案第6号

令和2年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算

(第1回)

## 令和2年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）

### （総則）

第1条 令和2年度小金井市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

### （収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度小金井市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	2,085,077 千円	9,878 千円	2,094,955 千円
第2項 営業外収益	477,031 千円	9,878 千円	486,909 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,987,693 千円	11,740 千円	1,999,433 千円
第1項 営業費用	1,924,066 千円	△9,723 千円	1,914,343 千円
第3項 特別損失	12,665 千円	1,463 千円	14,128 千円
第4項 予備費	10,000 千円	20,000 千円	30,000 千円

### （資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中「279,768千円」を「254,001千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	69,548 千円	△68,000 千円	1,548 千円
第1項 企業債	68,000 千円	△68,000 千円	0 千円
支 出			
第1款 資本的支出	349,316 千円	△93,767 千円	255,549 千円
第1項 建設改良費	247,314 千円	△93,767 千円	153,547 千円

### （特例的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条の2中「115,995千円及び284,430千円」を「115,524千円及び173,979千円」に改める。

### （企業債の補正）

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
公共下水道事業	34,000 千円	△34,000 千円	0 千円
流域下水道事業	34,000 千円	△34,000 千円	0 千円
合 計	68,000 千円	△68,000 千円	0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「90,326千円」を「82,855千円」に改める。

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

議案第6号資料

令和2年度

小金井市

下水道事業会計

補正予算説明書

( 第1回 )



令和2年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

収益的収入及び支出  
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 下水道 事業収益			2,085,077	9,878	2,094,955	
	2 営業外収益		477,031	9,878	486,909	
	3 長期前受金 戻 入		436,643	9,878	446,521	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 下水道 事業費用			1,987,693	11,740	1,999,433	
	1 営業費用		1,924,066	△ 9,723	1,914,343	
		1 管きよ費	172,632	△ 3,708	168,924	
		2 流域下水道 管 理 費	708,251	17,854	726,105	
		3 業務費	177,080	△ 30,131	146,949	
		4 総係費	94,724	△ 3,442	91,282	
		5 減価償却費	771,379	9,704	781,083	
	3 特別損失		12,665	1,463	14,128	
		1 その他 特別損失	12,665	1,463	14,128	
	4 予備費		10,000	20,000	30,000	
		1 予 備 費	10,000	20,000	30,000	

資本的収入及び支出  
収 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的			69,548	△ 68,000	1,548	
収 入	1 企 業 債		68,000	△ 68,000	0	
	1 下 水 道 事 業 債		68,000	△ 68,000	0	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 資 本 的			349,316	△ 93,767	255,549	
支 出	1 建設改良費		247,314	△ 93,767	153,547	
	1 管 き よ 建設改良費		209,568	△ 82,318	127,250	
	2 流域下水道 建 設 費		37,746	△ 11,449	26,297	

令和2年度小金井市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	122,138
減価償却費	781,082
賞与引当金の増減額（△は減少）	7,526
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,531
長期前受金戻入額	△ 446,523
支払利息	25,459
未収金の増減額（△は増加）	△ 13,313
未払金の増減額（△は減少）	61,584
預り金の増減額（△は減少）	210
 小計	 539,694

利息の支払額	△ 25,459
--------	----------

業務活動によるキャッシュ・フロー

514,235

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 118,501
無形固定資産の取得による支出	△ 23,907
一般会計からの繰入金による収入	1,548

投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 140,860

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 92,002

財務活動によるキャッシュ・フロー

△ 92,002

資金増加額（又は減少額）	281,373
資金期首残高	437,403
資金期末残高	718,776

## 給与費明細書

### 1 総括

(単位:千円)

区分	特別職 (人)	一般職 (人)	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
補正後	7	(1) 12	4,410	36,092	28,258	68,760	14,095	82,855
補正前	7	(1) 12	4,410	40,765	30,227	75,402	14,924	90,326
比較				△ 4,673	△ 1,969	△ 6,642	△ 829	△ 7,471

※( )内は再任用短時間勤務職員の外書き人数

※手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(単位:千円)

手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	5,771	960	912	495		1,819
補正前		6,364	744	912	418		2,074
比較		△ 593	216		77		△ 255
区分	住居手当	児童手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合計	
補正後	125	520		9,811	7,845	28,258	
補正前	360	300		10,750	8,305	30,227	
比較	△ 235	220		△ 939	△ 460	△ 1,969	

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 : 千円)

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明																
給 料	△ 4,673	その他の 増減分	1 紹与改定分 0 2 異動等分 △ 4,673 3 再任用紹与改定分 0																	
手 当	△ 1,969	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,399 (1) 紹与改定分 △ 372 (2) 異動等分 △ 1,007 (3) 再任用紹与改定分 △ 20  2 その他 △ 570 (1) 紹与改定分 0 (2) 異動等分 △ 570 (3) 再任用紹与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>6月</th><th>12月</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td><td>2.325</td><td>2.325</td><td>4.65</td></tr> <tr> <td>支給見込</td><td>2.325</td><td>2.225</td><td>4.55</td></tr> <tr> <td>超過分</td><td>0.00</td><td>△ 0.10</td><td>△ 0.10</td></tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	予算計上	2.325	2.325	4.65	支給見込	2.325	2.225	4.55	超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10
区分	6月	12月	計																	
予算計上	2.325	2.325	4.65																	
支給見込	2.325	2.225	4.55																	
超過分	0.00	△ 0.10	△ 0.10																	

## (3) 職員1人当たりの給料月額、紹与月額及び平均年齢の状況

区分		一般行政職
令和2年12月1日現在	平均給料月額	336,244円
	平均給与月額	417,802円
	平均年齢	45歳 5月
令和元年12月1日現在	平均給料月額	335,178円
	平均給与月額	416,570円
	平均年齢	44歳11月

令和2年度小金井市下水道事業開始貸借対照表  
(令和2年4月1日)

(単位 千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 構築物	10,611,194
イ 機械及び装置	60,422
ウ 車両運搬具	169
エ 工具、器具及び備品	1,740
有形固定資産合計	10,673,525

(2) 無形固定資産

ア 施設利用権	1,603,408
無形固定資産合計	1,603,408
固定資産合計	12,276,933

2 流動資産

(1) 現金預金

(2) 未収金

流動資産合計

資産合計

437,403

115,524

552,927

12,829,860

負 債 の 部

3 固 定 负 債

(1) 企 業 債

ア 建設改良等の財源に充てるための企業債	<u>1,072,301</u>	
企 業 債 合 計		<u>1,072,301</u>
固 定 负 債 合 計		1,072,301

4 流 动 负 債

(1) 企 業 債

ア 建設改良等の財源に充てるための企業債	<u>92,002</u>	
企 業 債 合 計		92,002
(2) 未 払 金		<u>173,978</u>
流 动 负 債 合 計		265,980

5 緑 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

ア 国 庫 补 助 金	1,169,907	
イ 都 补 助 金	194,223	
ウ 他 会 計 补 助 金 等	2,677,052	
エ 受 贈 財 産 評 価 額 等	3,854,926	
オ 負 担 金 等	<u>411,488</u>	
長 期 前 受 金 合 計		<u>8,307,596</u>
緑 延 収 益 合 計		<u>8,307,596</u>
负 債 合 計		<u>9,645,877</u>

資 本 の 部

6 资 本 金

(1) 固 有 资 本 金

資 本 金 合 計	<u>3,008,043</u>	
		3,008,043

7 剰 余 金

(1) 利 益 剰 余 金

ア 建設改良積立金	<u>175,940</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>175,940</u>
剩 余 金 合 計		<u>175,940</u>
資 本 合 計		<u>3,183,983</u>
负 債 资 本 合 計		<u>12,829,860</u>

令和2年度小金井市下水道事業予定貸借対照表  
(令和3年3月31日)

(単位 千円)

資 产 の 部

1 固 定 资 产

(1) 有 形 固 定 资 产

ア 構 築 物	10,823,295	
減 価 償 却 累 計 額	△708,744	10,114,551
イ 機 械 及 び 装 置	60,422	
減 価 償 却 累 計 額	△6,351	54,071
ウ 車両運搬具	169	
減 価 償 却 累 計 額	△76	93
エ 工具、器具及び備品	1,740	
減 価 償 却 累 計 額	△259	1,481
オ 建 設 仮勘定	56,400	
有形固定資産合計		10,226,596

(2) 無 形 固 定 资 产

ア 施 設 利 用 権	1,561,663	
無形固定資産合計		1,561,663
固定資産合計		11,788,259

2 流 动 资 产

(1) 現 金 預 金

718,776

(2) 未 収 金

128,837

貸 倒 引 当 金

△1,531

127,306

流 动 资 产 合 计

846,082

資 产 合 计

12,634,341

負 債 の 部

**3 固 定 负 債**

(1) 企 業 債

ア 建設改良等の財源に充てるための企業債	<u>984, 573</u>
企 業 債 合 計	<u>984, 573</u>
固 定 负 債 合 計	984, 573

**4 流 動 负 債**

(1) 企 業 債

ア 建設改良等の財源に充てるための企業債	<u>87, 729</u>
企 業 債 合 計	87, 729
(2) 未 払 金	235, 562
(3) 引 当 金	7, 526
ア 賞 与 引 当 金 合 計	7, 526
(4) 預 り 金	210
流 動 负 債 合 計	331, 027

**5 繰 延 収 益**

(1) 長 期 前 受 金

ア 国 庫 補 助 金	1, 169, 907
イ 都 会 計 補 助 金 等	194, 223
ウ 他 財 産 評 価 額	2, 678, 600
エ 受 贈 財 産 評 価 額	4, 004, 925
オ 負 担 金 等	411, 488
長 期 前 受 金 合 計	8, 459, 143
(2) 長期前受金収益化累計額	
ア 国 庫 補 助 金	△131, 883
イ 都 会 計 補 助 金 等	△29, 362
ウ 他 財 産 評 価 額	△110, 319
エ 受 贈 財 産 評 価 額	△138, 372
オ 負 担 金 等	△36, 587
收 益 化 累 計 額 合 計	△446, 523
繰 延 収 益 合 計	8, 012, 620
负 債 合 計	9, 328, 220

資 本 の 部

**6 资 本 金**

(1) 固 有 资 本 金

資 本 金 合 計	<u>3, 008, 043</u>
	3, 008, 043

**7 剰 余 金**

(1) 利 益 剰 余 金

ア 建設改良積立金	175, 940
イ 当年度未処分利益剩余金	122, 138
利 益 剰 余 金 合 計	298, 078
剩 余 金 合 計	298, 078
資 本 合 計	3, 306, 121
负 債 资 本 合 計	<u>12, 634, 341</u>



令和2年度

小 金 井 市

下 水 道 事 業 会 計

補正予算（第1回）実施計画に関する説明書



令和2年度小金井市下水道事業会計補正予算（第1回）実施計画明細書

収入の収入及び支出

(単位:千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	分	
1 下水道事業収益	2,085,077	9,878	2,094,955			
2 営業外収益	477,031	9,878	486,909			
3 長期前受金戻入	436,643	9,878	446,521	受贈財産評価額	4,531	受贈財産評価額 4,531
				他会計補助金等	5,707	他会計補助金等 5,707
				国庫・都補助金	△ 161,347	国庫・都補助金 △ 161,347
				国庫補助金	131,883	国庫補助金 131,883
				都補助金	29,362	都補助金 29,362
				負担金等	△ 258	負担金等 △ 258

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	分	
1 下水道事業費用	1,987,693	11,740	1,999,433			
1 営業費用	1,924,066	△ 9,723	1,914,343			
1 管きよ費	172,632	△ 3,708	168,924	委託料	△ 3,708	管路施設調査委託料 △ 3,708
2 流域下水道管理費	708,251	17,854	726,105	流域下水道維持管理負担金	17,854	流域下水道維持管理負担金 17,854
3 業務費	177,080	△ 30,131	146,949	委託料	△ 30,131	下水道使用料徴収事務委託料 △ 30,131
4 総係費	94,724	△ 3,442	91,282	給料 手当	△ 5,544 △ 4,966	一般職等給料 (一般職 5人・再任用2人) △ 5,544 一般職等手当 △ 4,966
				賞与引当金繰入額	1,752	賞与引当金繰入額 1,752
				法定福利費	△ 1,513	一般職等法定福利費 △ 1,513
				旅費	△ 55	普通旅費 △ 55
				委託料	8,470	小金井市公共下水道計画変更委 託料 8,470
				負担金	△ 1,586	水質検査共同実施負担金 △ 1,586
5 減価償却費	771,379	9,704	781,083	有形固定資産減価 償却費	9,355	有形固定資産減価償却費 9,355
				無形固定資産減価 償却費	349	無形固定資産減価償却費 349
3 特別損失	12,665	1,463	14,128	その他特別損失	1,463	その他特別損失 1,463
1 その他特別損失	12,665	1,463	14,128			

## 支 出

(単位:千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
4 予備費	10,000	20,000	30,000			
1 予備費	10,000	20,000	30,000			

収入 資本的収入及び支出

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	割合		説明
				区分	分類	
1 資本的収入	69,548	△ 68,000	1,548			
1 企業債	68,000	△ 68,000	0			
1 下水道事業債	68,000	△ 68,000	0 下水道事業債	△ 68,000		公共下水道事業 流域下水道事業
						△ 34,000

(単位:千円)

## 支 出

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	分	
1 資本的支出	349,316	△ 93,767	255,549			
1 建設改良費	247,314	△ 93,767	153,547			
1 管きよ建設改良費	209,568	△ 82,318	127,250	給料	871	一般職等給料(一般職4人) 871
				手当	△ 266	一般職等手当 △ 266
				賞与引当金繰入額	1,511	賞与引当金繩入額 1,511
				法定福利費	684	一般職等法定福利費 684
				委託料	△ 35,233	小金井市公共下水道計画変更委託料 △ 35,233
						管路施設耐震診断委託料 △ 10,054
						特殊人孔耐震補強設計委託料 △ 6,325
						管きよ工事設計等委託料 △ 8,140
				工事請負費	△ 37,180	雨水浸透樹設置工事 △ 37,180
						マンホールトイレ用施設設置工事(その1) △ 10,054
						マンホールトイレ用施設設置工事(その2) △ 6,325
						マンホール鉄蓋取替工事 △ 8,140
				負担金	△ 12,705	都市計画道路管きよ新設工事負担金 △ 12,705

(単位:千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		金額	説明
				区	分		
2 流域下水道建設費	37,746	△ 11,449	26,297	負担金		△ 11,449	多摩川流域下水道野川処理区建設負担金 多摩川流域下水道北多摩一号処理区建設負担金 △ 557 荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区建設負担金 △ 237

議案第7号

令和3年度

小金井市一般会計予算

## 令和3年度小金井市一般会計予算

令和3年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,350,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 市 税		千円 20,906,160
1 市 民 税	10,813,983	
2 固 定 資 産 税	7,622,844	
3 軽 自 動 車 税	64,747	
4 市 た ば こ 税	536,675	
5 都 市 計 画 税	1,867,911	
2 地 方 譲 与 税		179,000
1 地 方 撥 発 油 譲 与 税	41,000	
2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	
3 森 林 環 境 譲 与 税	9,000	
3 利 子 割 交 付 金		32,000
1 利 子 割 交 付 金	32,000	
4 配 当 割 交 付 金		169,000
1 配 当 割 交 付 金	169,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		94,000
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	94,000	
6 法 人 事 業 税 交 付 金		42,000
1 法 人 事 業 税 交 付 金	42,000	
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,498,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,498,000	
8 旧法による自動車取得税 交 付 金		7
1 旧法による自動車取得税 交 付 金	7	
9 環 境 性 能 割 交 付 金		41,000
1 環 境 性 能 割 交 付 金	41,000	
10 地 方 特 例 交 付 金		87,000
1 地 方 特 例 交 付 金	87,000	
11 地 方 交 付 税		50,000
1 地 方 交 付 税	50,000	
12 交通 安全 対 策 特 別 交 付 金		7,000
1 交通 安全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円 382,917
	1 負 担 金	382,917
14 使用料及び手数料		912,401
	1 使 用 料	415,612
	2 手 数 料	496,789
15 国庫支出金		8,446,271
	1 国庫負担金	7,130,994
	2 国庫補助金	1,286,709
	3 委託金	28,568
16 都支出金		7,124,793
	1 都負担金	2,441,274
	2 都補助金	4,018,918
	3 委託金	664,601
17 財産収入		12,703
	1 財産運用収入	4,534
	2 財産売払収入	8,169
18 寄附金		29,009
	1 寄附金	29,009
19 繰入金		2,000,307
	1 基金繰入金	1,999,270
	2 特別会計繰入金	1,037
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		181,132
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 預金利子	11
	3 受託事業収入	528
	4 収益事業収入	20,000
	5 雜入	130,589
22 市債		1,655,300
	1 市債	1,655,300
歳入合計		45,350,000

歲 出

款	項	金額
1 議 会 費		千円 375, 503
	1 議 会 費	375, 503
2 總 務 費		3, 943, 938
	1 總 務 管 理 費	2, 948, 125
	2 徵 稅 費	485, 697
	3 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	318, 984
	4 選 挈 費	154, 440
	5 統 計 調 査 費	3, 893
	6 監 査 委 員 費	32, 799
3 民 生 費		23, 689, 614
	1 社 会 福 祉 費	7, 480, 841
	2 児 童 福 祉 費	12, 435, 359
	3 生 活 保 護 費	3, 741, 111
	4 国 民 年 金 費	32, 303
4 衛 生 費		5, 161, 587
	1 保 健 衛 生 費	1, 426, 084
	2 清 掃 費	3, 735, 503
5 労 働 費		14, 510
	1 労 働 諸 費	14, 510
6 農 林 水 產 業 費		49, 973
	1 農 業 費	49, 973
7 商 工 費		202, 451
	1 商 工 費	202, 451
8 土 木 費		3, 729, 405
	1 土 木 管 理 費	272, 109
	2 道 路 橋 り よ う 費	824, 960
	3 河 川 費	2, 569
	4 都 市 計 画 費	2, 613, 588
	5 住 宅 費	16, 179
9 消 防 費		1, 554, 963
	1 消 防 費	1, 554, 963

款	項	金額
10 教育費		千円 4,211,281
	1 教育総務費	838,780
	2 小学校費	1,148,867
	3 中学校費	669,010
	4 社会教育費	731,932
	5 保健体育費	822,692
11 公債費		2,288,175
	1 公債費	2,288,175
12 諸支出金		27,223
	1 土地基金費	1
	2 開発公社費	27,222
13 予備費		101,377
	1 予備費	101,377
歳出合計		45,350,000

## 第 2 表 債務負担行為

事項	期間	限度額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（令和3年度）	令和3年度 ～令和18年度	令和3年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和3年度 ～令和18年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
固定資産評価資料整備委託料	令和4年度 ～令和5年度	10,630千円
不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託料	令和4年度	119,460千円
清掃関連施設整備工事 (資源物処理施設)	令和4年度 ～令和6年度	5,999,500千円
清掃関連施設整備設計施工監理委託料(資源物処理施設)	令和3年度 ～令和6年度	79,570千円
東小金井事業創造センター指定管理委託料	令和3年度 ～令和8年度	東小金井事業創造センターの管理運営に要する額
区域区分等変更資料作成支援委託料	令和4年度 ～令和5年度	7,452千円

事 項	期 間	限 度 額
地域防災計画策定支援委託料	令和4年度	4, 021千円
GHPエアコン借上料 (令和3年度導入分)	令和4年度 ～令和13年度	56, 532千円
GHPエアコン借上料 (令和3年度導入分)	令和4年度 ～令和13年度	20, 468千円
屋内運動場エアコン借上料 (令和3年度導入分)	令和4年度 ～令和8年度	123, 596千円
スポーツ推進計画策定支援委 託料	令和4年度	1, 773千円

第 3 表 地方債

番号	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	備 考
1	清掃関連施設整備事業	千円 924,700	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借り入れの時 から据置期間 を含み、30年 以内に償還す る。 ただし、財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低利 債に借換えす ることができる。	借入年度 令和3年度  ただし、事 業の進捗又は 財源その他の 都合により、 起債額の全部 又は一部を翌 年度に繰り越 して借り入れ ことができる。
2	東小金井駅北口土地区画整理 事業	182,000				
3	小長久保公園用地取得事業	81,600				
4	三楽公園整備事業	42,000				
5	栗山公園健康運動センター大 規模改修事業	425,000				
合 計		1,655,300				

議案第8号

令和3年度

小金井市

國民健康保険特別会計予算

## 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計予算

令和3年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,105,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 2,340,550
	1 国民健康保険税	2,340,550
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 都支出金		6,534,260
	1 都補助金	6,534,260
5 財産収入		18
	1 財産運用収入	18
6 繰入金		1,193,577
	1 他会計繰入金	1,124,907
	2 基本金繰入金	68,670
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		36,809
	1 延滞金・加算金及び過料	25,152
	2 雜入	11,657
歳入合計		10,105,218

歲 出

款	項	金額
1 総務費		千円 189,202
	1 総務管理費	155,566
	2 徴税費	33,636
2 保険給付費		6,335,026
	1 療養諸費	5,511,514
	2 高額療養費	767,133
	3 移送費	57
	4 出産育児諸費	40,519
	5 葬祭費	5,500
	6 結核・精神医療給付費	10,303
3 国民健康保険事業費納付金		3,387,280
	1 医療給付費分	2,288,734
	2 後期高齢者支援金等分	780,659
	3 介護納付金分	317,887
4 保健事業費		147,675
	1 特定健康診査等事業費	97,475
	2 保健事業費	50,200
5 基金積立金		18
	1 基金積立金	18
6 公債費		106
	1 公債費	106
7 諸支出金		25,911
	1 債還金及び還付金	25,911
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歲出合計		10,105,218

議案第9号

令和3年度

小金井市

介護保険特別会計予算

## 令和3年度小金井市介護保険特別会計予算

令和3年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,598,825千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による  
一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の  
金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合  
における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 1,833,262
	1 介 護 保 険 料	1,833,262
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,876,965
	1 国 庫 負 担 金	1,385,436
	2 国 庫 補 助 金	491,529
4 支 払 基 金 交 付 金		2,195,942
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,195,942
5 都 支 出 金		1,229,669
	1 都 負 担 金	1,165,152
	2 都 補 助 金	64,517
6 財 産 収 入		43
	1 財 産 運 用 収 入	41
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,462,878
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,443,000
	2 基 金 繰 入 金	19,878
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		63
	1 延滞金・加算金及び過料	3
	2 雜 入	60
歳 入 合 計		8,598,825

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 305,505
	1 総務管理費	219,232
	2 徴収費	5,705
	3 介護認定審査会費	76,416
	4 趣旨普及費	4,152
	0 計画策定委員会費	0
2 保険給付費		7,847,962
	1 介護サービス等諸費	7,170,716
	2 介護予防サービス等諸費	237,472
	3 その他の諸費	8,650
	4 高額介護サービス等費	257,056
	5 高額医療合算費 介護サービス等費	63,461
	6 特定入所者費 介護サービス等費	110,607
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		435,138
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	265,149
	2 一般介護予防事業費	19,317
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	149,980
	4 その他の諸費	692
5 基金積立金		41
	1 基金積立金	41
6 公債費		28
	1 公債費	28
7 諸支出金		8,100
	1 債還金及び還付金	8,100
8 予備費		2,050
	1 予備費	2,050
歳出合計		8,598,825

議案第10号

令和3年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

## 令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,724,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,498,127
	1 後期高齢者医療保険料	1,498,127
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,133,473
	1 他 会 計 繰 入 金	1,133,473
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		92,403
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	5,010
	3 受託事業収入	85,599
	4 雜 収 入	1,792
歳 入 合 計		2,724,005

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 7,989
	1 総務管理費	2,949
	2 徴 収 費	5,040
2 保 險 給 付 費		33,200
	1 葬 祭 費	33,200
3 広域連合納付金		2,597,565
	1 広域連合納付金	2,597,565
4 保 健 事 業 費		78,204
	1 保 健 事 業 費	78,204
5 諸 支 出 金		6,047
	1 償還金及び還付加算金	5,010
	2 繰 出 金	1,037
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,724,005

議案第11号

令和3年度

小金井市

下水道事業会計予算

## 令和3年度小金井市下水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和3年度小金井市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	1, 133ヘクタール
(2) 年間総処理水量	18, 638, 236立方メートル
(3) 一日平均処理水量	51, 064立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 下水道施設建設事業	197, 640千円
イ 流域下水道建設負担金	52, 636千円
ウ 流域下水道改良負担金	35, 780千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	2, 092, 073千円
第1項 営業収益	1, 618, 360千円
第2項 営業外収益	473, 713千円
	支 出
第1款 下水道事業費用	2, 068, 454千円
第1項 営業費用	1, 998, 410千円
第2項 営業外費用	40, 044千円
第3項 予備費	30, 000千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額271, 210千円は、当年度分損益勘定留保資金271, 210千円で補填するものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	145, 711千円
第1項 企業債	144, 000千円
第2項 他会計負担金	1, 711千円

## 支 出

第1款 資本的支出	416,921千円
第1項 建設改良費	319,192千円
第2項 企業債償還金	87,729千円
第3項 予備費	10,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
公共下水道事業	65,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	借り入れのと きから据置期 間を含み、40 年以内に償 還する。 ただし、財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 年限を短縮 し、もしくは 繰上償還を し、又は低利 債に借換えす ることができる。	借入年度 令和3年度  ただし、事 業の進捗又は その他の都合 により、起債 額の全部又は 一部を翌年度 に繰り越して 借り入れるこ とができる。
流域下水道事業	79,000				
合 計	144,000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

91, 889千円

令和3年1月22日提出

東京都小金井市長 西 岡 真一郎

議案第12号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正す  
る。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲を拡大するため、本案を提出するものであ  
ります。

# 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）  
の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「配偶者又は」を「配偶者もしくは」に改め、「親族」の次に  
「又は同一の世帯に属する者」を加える。

## 付 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日  
から施行する。

### （経過措置）

2 この条例による改正後的小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第  
13条の2に規定する介護休暇、同条例第13条の3に規定する短期の介護休暇、  
同条例第13条の4に規定する介護時間、同条例第14条の3に規定する深夜勤務  
の制限、同条例第14条の4に規定する時間外勤務の免除及び同条例第14条の5  
に規定する時間外勤務の制限に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行  
うことができる。

## 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 介護休暇（次条に規定するものを除く。以下の条において同じ。）は、職員が配偶者もしくは2親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で負傷、疾病又は老齢により規定で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる休暇とする。</p> <p>2 省略 3 省略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 介護休暇（次条に規定するものを除く。以下の条において同じ。）は、職員が配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により規定で定める期間間にわたり日常生活を営むもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 省略 3 省略</p>	

付 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし次項の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後的小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第13条の2に規定する介護休暇、同条例第13条の3に規定する短期の介護休暇、同条例第14条の3に規定する介護時間、同条例第14条の4に規定する深夜勤務の制限、同条例第14条の5に規定する時間外勤務の免除及び同条例第14条の5に規定する時間外勤務の制限に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第13号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいい。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

付則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を

加え、「、「法」を「「法」に、「とする。」」を「とする。」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」」に改める。

付則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後的小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第13号資料1

### 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「令」とは地方税法施行令をいう。）。

#### 2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。（令第56条の89、条例第22条）
- (2) 国民健康保険税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る所得税及び個人の住民税の特例措置が創設されたことに伴い、長期及び短期譲渡所得の特別控除を加える。（地方税法附則第36条、条例付則第4項及び第5項）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行する。（付則第1項）

#### 4 経過措置

この条例による改正後的小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（付則第2項）

## 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の額は、第2条第2項 本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当 該減額して得た額が63万円を超える場合に、63万 円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイ に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19 万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文 の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、43万円（納税義務者及びにその 世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世 帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により 被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪 失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの をいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前 年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項 に規定する給与所得について同条第3項に規定する給 与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定す る給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。） をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年 金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の	(国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の額は、第2条第2項 本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当 該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万 円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイ に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19 万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文 の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税 義務者	7割減額対 象基準額の 改定

5に規定する総所得金額に係る所得に係る所得について同条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア ウ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア ウ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えた者を除く。）

ア ウ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいふ。以下同じ。）1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア ウ 省略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えた者を除く。）

5割減額対象基準額の改定及び規定の整備

帶所屬者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあ  
つては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減  
じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)  
に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき52万  
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者  
(前2号に該当する者を除く。)

ア) 省略  
ウ) 省略

付 則  
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の  
特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の  
被保険者もしくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得に  
法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ  
いて同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳  
以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合に  
おける第22条の規定の適用については、同条中「法第7  
03条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあ  
るの「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税  
法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得につ  
いては、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額か  
ら15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林  
所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」  
とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者  
もしくは特定同一世帯所屬者が法附則第34条第4項の  
譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及  
び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及

い世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) 改定

ア) 省略  
ウ) 省略

付 則  
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の  
特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の  
被保険者もしくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得に  
法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する  
公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公  
的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに  
限る。)の控除を受けた場合における第22条の規定の適用  
については、同条中「法第703条の5に規定する総所得  
金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得  
金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係  
る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算  
した金額から15万円を控除した金額によるものとす  
る。)」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)  
4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者  
もしくは特定同一世帯所屬者が法附則第34条第4項の  
譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及  
び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及

び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から「控除後の長期譲渡所得の金額」と、及び山林所得金額の合計額(「」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第314条の2第2項」)と、「及び山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「及び山林所得金額の合計額(「」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「长期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(施行期日)  
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後的小金井市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号

小金井市スポーツ推進審議会条例

小金井市スポーツ推進審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

スポーツ基本法第31条の規定に基づき、小金井市スポーツ推進審議会を設置するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市スポーツ推進審議会条例

### (設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、小金井市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、答申する。

### (組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会体育関係者 4人以内
- (2) 学校教育関係者 1人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

### (委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (分科会)

第7条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、審議会の委員の互選によって定める。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
- 4 分科会長は、会務を総理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

公民館企画実行委員	日額	10,000円	を
-----------	----	---------	---

」

「

公民館企画実行委員	日額	10,000円	に改める。
スポーツ推進審議会	会長	日額 11,000円	
	委員	日額 10,000円	

」

}

議案第15号

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、災害弔慰金等支給審査委員会の設置に係る規定を整備するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条を削る。

第4章の次に次の1章を加える。

### 第5章 雜則

（災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小金井市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

福祉サービス苦情 調整委員	委員	月額	134,000円
------------------	----	----	----------

を

」

福祉サービス苦情	委員	月額	134,000円
----------	----	----	----------

調整委員			
災害弔慰金等支給	委員長	日額	11,000円
審査委員	委員	日額	10,000円

に改める。

」

## 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>第5章 雜則</u>  <u>(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)</u></p> <p><u>第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小金井市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置くことがで きる。</u></p>	<p><u>第4章 災害援護資金の貸付け</u>  <u>(委任)</u></p> <p><u>第16条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定め る。</u></p>	<p>災害弔慰金の 支給等に關す る法律の改正 に伴う災害弔 慰金等支給審 査委員会の設 置に係る規定 の追加</p>
<p>2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必 要と認める者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に關し必要な 事項は、市長が別に定める。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第17条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定め る。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>規定の整備</p>	
	<p>付 則      (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。      (特別職の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）      の一部を次のように改正する。      別表第3中</p>	1

福祉サー ビス苦情 調整委員	委員	月額	134,000円
----------------------	----	----	----------

福祉サー ビス苦情 調整委員	委員	月額	134,000円
災害弔慰 金等支給 審査委員	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

改める。

を

に

」

議案第16号

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正す  
る。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

小学校4年生から6年生までの児童に対する医療費助成の所得制限を廃止するため、  
本案を提出するものであります。

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第17号）  
の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「9歳」を「12歳」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後的小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(所得制限)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 児童のうち、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る医療費の助成については、前2項の規定は適用しない。</p> <p style="text-align: right;">付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	<p>(所得制限)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 児童のうち、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る医療費の助成については、前2項の規定は適用しない。</p>	

## 議案第16号資料2

小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

### 1 所得制限の廃止内容

#### (1) 新たに助成の対象となる者

##### ア 属性

小学校4年生から6年生までの児童を養育しており、所得制限限度額（小金井市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成19年規則第50号）第5条に規定する所得の額をいう。以下同じ。）を超過している保護者

##### イ 対象となる児童数

約970人（各学年300人程度）

#### (2) 所得制限限度額

所得税法上の扶養人数	所得制限限度額	収入目安額（給与所得者）
0人	630万円	833.3万円
1人	668万円	875.6万円
2人	706万円	917.8万円
3人	744万円	960.0万円
4人	782万円	1,002.1万円
5人	820万円	1,042.1万円
6人以上	1人増すごとに38万円を加算	

### 2 改正による影響額（概算）

	令和3年度	令和4年度以降
扶助費（医療費）	680万円	2,040万円
審査支払事務委託料	30万円	90万円
計	710万円	2,130万円

議案第17号

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する  
条例

小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、公営住宅の入居者の資格要件に  
同制度に基づく宣誓をした者等を追加するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市高齢者住宅条例及び小金井市市営住宅条例の一部を改正する条例

### (小金井市高齢者住宅条例の一部改正)

第1条 小金井市高齢者住宅条例（平成10年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（第6号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。）を含む。）」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 65歳以上の者であって、ひとり暮らしであること又は60歳以上の親族（規則で定める者を含む。以下同じ。）のみと現に同居し、もしくは同居しようとしていること。

第6条第6号中「ないこと」の次に「（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）」を加える。

### (小金井市市営住宅条例の一部改正)

第2条 小金井市市営住宅条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（第4号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第12条において同じ。）を含む。）」を削り、同項第1号中「親族」の次に「（規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加え、同項第4号中「ないこと」の次に「（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）」を加える。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 小金井市高齢者住宅条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
(入居者の資格)	(入居者の資格)	
<p>第6条 高齢者住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては第1号、第5号及び第6号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日）までの間に限る。）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>65歳以上の者であって、ひとり暮らしであること又は60歳以上の親族（規則で定める者を含む。以下同じ。）のみと現に同居し、もしくは同居しようとしていること。</u></p> <p>(2) { 省略 }</p> <p>(3) { 省略 }</p> <p>(4) { 省略 }</p> <p>(5) { 省略 }</p>	<p>第6条 高齢者住宅に入居できる者（第6号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。）を含む。）は、次の各号に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては第1号、第5号及び第6号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後のあるときは、同月11日）までの間に限る。）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 年齢が65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯</p> <p>(2) { 省略 }</p> <p>(3) { 省略 }</p> <p>(4) { 省略 }</p> <p>(5) { 省略 }</p>	<p>親族の定義を規則で定めるごとに伴う規定の整備</p>

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）。

付 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）。

### 小金井市市営住宅条例（第 2 条関係）

改正条例	現行条例	備考
(入居者の資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、市内に住所を有するほか次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条に規定する特定帰還者及び同法第 39 条及び第 4 号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第 19 条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第 2 項の期間が満了する日（その日が令和 3 年 3 月 11 日後のある日であるときは、同月 11 日）までの間に限る。）を具備する者でなければならない。	(入居者の資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者（第 4 号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第 12 条において同じ。）を含む。）は、市内に住所を有するほか次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条に規定する特定帰還者及び同法第 39 条に規定する居住制限者にあつては第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第 19 条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第 2 項の期間が満了する日（その日が令和 3 年 3 月 11 日後のある日であるときは、同月 11 日）までの間に限る。）を具備する者でなければならない。	親族の定義を規則で定めるることに伴う規定の整備

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（規則で定める者を含む。以下同じ。）があること。	(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
(2) 省略	(2) 省略
(3) 省略	(3) 省略
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）。	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
2 省略	2 省略
3 省略	3 省略
付 則 この条例は、公布の日から施行する。	付 則 この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号資料2

都内パートナーシップ宣誓制度導入市区における公営住宅入居の対応について

令和2年12月現在

市 区 名	公営住宅入居資格対応状況
港 区	○
文 京 区	○
世 田 谷 区	○
渋 谷 区	○
中 野 区	検討中
豊 島 区	○
江 戸 川 区	○
府 中 市	○ (令和3年4月施行予定)
小 金 井 市	条例改正議案審議中 (令和3年4月施行予定)
国 分 寺 市	未定
国 立 市	公営住宅設置無し

※国立市：パートナーシップ宣誓制度を令和3年4月施行予定

## 議案第17号資料3

### 小金井市高齢者住宅条例施行規則及び小金井市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（案）

#### （小金井市高齢者住宅条例施行規則の一部改正）

第1条 小金井市高齢者住宅条例施行規則（平成10年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「条例第6条第1号に規定する高齢者世帯とは、65歳以上の者を含む60歳以上ののみの世帯をいい、」を削り、「高齢者世帯で」を「2人以上で構成する世帯で」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### （親族に含む規則で定める者）

第4条の2 条例第6条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 婚姻の予約者
- (3) 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをする者とともに小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年告示第255号）第6条の規定によりパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けている者
- (4) 前号に掲げる者と同様の事情にある者として市長が特に認めた者

#### （小金井市市営住宅条例施行規則の一部改正）

第2条 小金井市市営住宅条例施行規則（平成10年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

#### （親族に含む規則で定める者）

第3条の2 条例第6条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 婚姻の予約者
- (3) 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをする者とともに小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年告示第255号）第6条の規定によりパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けている者
- (4) 前号に掲げる者と同様の事情にある者として市長が特に認めた者

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## (小金井市高齢者住宅条例施行規則の一部改正)

改正規則	現行規則	備考
(入居者の資格)	(入居者の資格)	
第4条 居室数が2室以上の規模の住宅にあっては、原則として2人以上で構成する世帯であることを入居の条件とする。	第4条 第6条第1号に規定する高齢者世帯とは、65歳以上の者を含む60歳以上の世帯をいい、居室数が2室以上の規模の住宅にあっては、原則として高齢者世帯であることの入居の条件とする。 2 ) 省略 4	小金井市パートナーシップ宣誓制度の創設に伴う規定の整備 同上
(親族に含む規則で定める者) <u>第4条の2</u> 条例第6条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 (2) 婚姻の予約者 (3) 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをする者 とともに小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和2年告示第255号)第6条の規定によりパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けている者 (4) 前号に掲げる者と同様の事情にある者として市長が特に認めた者		

付 則  
この規則は、公布の日から施行する。

(小金井市市管住宅条例施行規則の一部改正)

改正規則	現行規則	備考
(親族に含む規則で定める者)		
第3条の2 条例第6条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。		小金井市パートナーシップ宣誓制度の創設に伴う規定の整備
(1) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者		
(2) 婚姻の予約者		
(3) 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをする者とともに小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和2年告示第255号)第6条の規定によりパートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けている者		
(4) 前号に掲げる者と同様の事情にある者として市長が特に認めた者		
付 則	この規則は、公布の日から施行する。	

議案第18号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

第8期介護保険事業計画策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う規定の整備を図るため、本案を提出するものであります。

## 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「32,400円」を「33,600円」に改め、同項第2号中「42,100円」を「43,600円」に改め、同項第3号中「48,600円」を「50,400円」に改め、同項第4号中「56,700円」を「58,800円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「76,100円」を「78,900円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「82,600円」を「85,600円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「93,900円」を「97,400円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「97,200円」を「100,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「103,600円」を「107,500円」に改め、同項第11号中「113,400円」を「117,600円」に改め、同項第12号中「129,600円」を「134,400円」に改め、同項第13号中「139,300円」を「144,400円」に改め、同項第14号中「149,000円」を「154,500円」に改め、同項第15号中「158,700円」を「164,600円」に改め、同条第2項中「19,400円」を「20,100円」に改め、同条第3項中「19,400円」を「20,100円」に、「25,900円」を「26,800円」に改め、同条第4項中「19,400円」を「20,100円」に、「45,300円」を「47,000円」に改める。

付則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、

第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

(改正条例)	現行条例	備考
(保険料率)	(保険料率)	
第11条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第11条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	保険料率適用年度の変更、保険料率の改定及び第1号被保険者の区分に係る合計所得金額の変更並びに合計所得金額に係る合計所得金額の算定に当たり未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の追加
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 3 3,600円	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 3 2,400円	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) 第39条第1項第1号に掲げる者 3 2,400円
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,600円 3 50,400円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 58,800円 67,200円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 67,200円 78,900円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 78,900円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の2第1項、第35条の3第1項、第35条第2項の2第1項、第35条の2第1項、第36条の規定の適用がある場合に、当該合計所得金額から令第22条の2第2項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,100円 48,600円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 56,700円 64,800円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,800円 76,100円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 76,100円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の2第1項、第35条の3第1項、第35条第2項の2第1項、第35条の2第1項、第36条の規定の適用がある場合に、当該合計所得金額から令第22条の2第2項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	
(6) 次のいずれかに該当する者 78,900円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の2第1項、第35条の3第1項、第35条第2項の2第1項、第35条の2第1項、第36条の規定の適用がある場合に、当該合計所得金額から令第22条の2第2項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	(6) 次のいずれかに該当する者 78,900円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の2第1項、第35条の3第1項、第35条第2項の2第1項、第35条の2第1項、第36条の規定の適用がある場合に、当該合計所得金額から令第22条の2第2項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの	イ 省略

- (7) 次のいずれかに該当する者 85,600円  
ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 省略
- (8) 次のいずれかに該当する者 97,400円  
ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 省略
- (9) 次のいずれかに該当する者 100,800円  
ア 合計所得金額が320万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 省略
- (10) 次のいずれかに該当する者 107,500円  
ア 省略  
イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者 117,600円  
ア 省略  
イ 省略
- (12) 次のいずれかに該当する者 134,400円  
ア 省略  
イ 省略
- (13) 次のいずれかに該当する者 144,400円  
ア 省略  
イ 省略
- (14) 次のいずれかに該当する者 154,500円  
ア 省略  
イ 省略

- (7) 次のいずれかに該当する者 82,600円  
ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 省略
- (8) 次のいずれかに該当する者 93,900円  
ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 省略
- (9) 次のいずれかに該当する者 97,200円  
ア 合計所得金額が300万円以上350万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 省略
- (10) 次のいずれかに該当する者 103,600円  
ア 省略  
イ 省略
- (11) 次のいずれかに該当する者 113,400円  
ア 省略  
イ 省略
- (12) 次のいずれかに該当する者 129,600円  
ア 省略  
イ 省略
- (13) 次のいずれかに該当する者 139,300円  
ア 省略  
イ 省略
- (14) 次のいずれかに該当する者 149,000円  
ア 省略  
イ 省略

(15) 前各号のいづれにも該当しない者 1,64,600円  
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかわらず、2,0,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「2,0,100円」とあるのは「2,6,800円」と読み替えるものとする。  
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2,0,100円」とあるのは「4,7,000円」と読み替えるものとする。

#### 付 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第八条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第11条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によつて計算した金額及び同法第35条第1号の規定によつて計算した金額の合計

(15) 前各号のいづれにも該当しない者 1,58,700円  
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかわらず、1,9,400円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、前項中「1,9,400円」とあるのは「2,5,900円」と読み替えるものとする。  
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1,9,400円」とあるのは「4,5,300円」と読み替えるものとする。

#### 付 則

令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の追加

額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

- 付 則  
(施行期日)  
(経過措置)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  - 2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年  
度から令  
和5年度  
までの保  
険料率の  
算定に基  
準する特  
例の追加  
同上

議案第18号資料2

第7期事業計画期間及び第8期事業計画期間の所得段階区分別介護保険料比較

区分	旧対象者	第7期事業計画期間			新対象者	第8期事業計画期間			上昇額 (年額)
		基準額に対する比率	構成比	保険料年額		基準額に対する比率	構成比	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯又は世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.300	17.0	19,400	生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯又は世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.300	16.1	20,100	700
第2段階	世帯全員市民非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えて、120万円以下	0.400	5.5	25,900	世帯全員市民非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えて、120万円以下	0.400	6.1	26,800	900
第3段階	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円を超える。	0.700	5.0	45,300	世帯全員市民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円を超える。	0.700	5.4	47,000	1,700
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がおり、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	14.9	56,700	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がおり、課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	13.1	58,800	2,100
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がおり、第4段階以外	1.000	9.7	64,800	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がおり、第4段階以外	1.000	10.7	67,200	2,400
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.175	9.9	76,100	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.175	10.6	78,900	2,800
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.275	14.5	82,600	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.275	14.7	85,600	3,000
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.450	9.6	93,900	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.450	9.4	97,400	3,500
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.500	2.9	97,200	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上350万円未満	1.500	2.6	100,800	3,600
第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が350万円以上500万円未満	1.600	4.8	103,600	本人が市民税課税者で合計所得金額が350万円以上500万円未満	1.600	4.9	107,500	3,900
第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が500万円以上750万円未満	1.750	2.5	113,400	本人が市民税課税者で合計所得金額が500万円以上750万円未満	1.750	2.6	117,600	4,200
第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.000	1.0	129,600	本人が市民税課税者で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.000	1.2	134,400	4,800
第13段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.150	1.1	139,300	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.150	1.1	144,400	5,100
第14段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.300	0.5	149,000	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.300	0.5	154,500	5,500
第15段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が2,000万円以上	2.450	1.1	158,700	本人が市民税課税者で合計所得金額が2,000万円以上	2.450	1.0	164,600	5,900

※第7期及び第8期事業計画期間の第1から3段階までについては、公費負担割合(第1段階:0.2、第2段階:0.25、第3段階:0.05)を差し引いた率。公費負担は、消費税財源を用いた社会保障の充実の一つとして実施

議案第19号

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を別紙のように改正す  
る。

令和3年1月22日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

動物の死体の処理に係る廃棄物処理手数料を改定する必要が生じたため、本案を提  
出するものであります。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の  
一部を次のように改正する。

別表第1動物の死体の項中「3, 000」を「3, 050」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第19号資料

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
別表第1（第45条関係） 一般廃棄物処理手数料	別表第1（第45条関係） 一般廃棄物処理手数料	
区分 手数料（円）	区分 手数料（円）	
省略	省略	
動物の死体 1体につき 3,050	動物の死体 1体につき 3,000	動物の死体 の処理に係 る廃棄物処 理手数料の 改定
		付 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和2年11月 1日から  
令和2年12月 31日まで

建設環境委員会		契約番号		契約締結日	契約件名	契約業者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	7148-0	令和2年11月30日	上水公園他公園灯撤去新設工事	(有) 富田電気	10,027,600	令和2年12月1日から 令和3年3月19日まで	照明柱設置工事 照明柱基礎工事 器具・電源ユニット設置工事 ケーブル設置工事 ジョイントユニット設置工事 電線管理設工事 埋設表示シート設置工事 引込柱設置工事 既設照明取付工事 既設照明撤去工事 既設引込柱撤去工事 看板フレート設置工事	30m 16基 16基 15基 42m 16台 35m 1基 1基 15基 1基 46枚	指名競争 入札8者	0	
2	7701-0	令和2年12月15日	市道第345号線及び緊急対策等 道路補修工事	鴨下設備工業(株)	10,549,000	令和2年12月16日から 令和3年3月30日まで	施工延長 舗装打換工 人孔高さ調整工 (MR 2-AB工法 鉄蓋・受枠新設) 人孔高さ調整工 (MR 2-AB工法 鉄蓋・受枠再利用) 区画線設置工	L= 100.3m A= 512.m <sup>2</sup>	3箇所 1箇所 1式	制限競争入札2者	8

進捗率は、令和3年1月1日現在

# 小金井市全境委員会 建設環境委員会

(1)~(18) 上水公園他公園燈撤去新設工事

(3) 洛恩館公園

## (14) 本町さくら公園

(18) 前原町三丁目公園

## (2) 三樂公園

(5) 貫井南町四丁目  
第4兒童遊園

(17) 貫井けやき公園

(10) ふじのき公園

市中華

(16) はけの森緑地2

卷之三

(8) 梅の木公園

## (7) ひさかき公園

(6) 中町二丁目  
第2児童遊園

(4) 粟山公

東町トチノキ公園

64

卷三

中町一丁目第2子供広場

### (13) シヤラノキ公園

(11) 中町シダレザクラ公園